

第四百十三回国会
衆議院

金融安定化に関する特別委員会議録 第七号

平成十年九月二日(水曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 相沢 英之君

理事 石原 伸見君

理事 村田 吉隆君

理事 山本 有二郎君

理事 中野 寛成君

理事 谷口 隆義君

理事 愛知 和男君

理事 伊吹 文明君

理事 大石 秀政君

理事 大野 功統君

理事 河村 建夫君

理事 倉成 正和君

理事 佐藤 勉君

理事 園田 修光君

理事 津島 雄二君

理事 蓮実 進君

理事 宮本 一三君

理事 山本 幸三君

理事 渡辺 博道君

理事 上田 清司君

理事 岡田 克也君

理事 北村 哲男君

理事 田中 甲君

理事 石井 啓一君

理事 大口 善徳君

理事 鈴木 淑夫君

理事 西田 猛君

理事 佐々木憲昭君

理事 秋葉 忠利君

出席國務大臣

法務大臣 中村正三郎君

大蔵大臣 宮澤 喜一君

理事 藤井 孝男君

理事 保岡 興治君

理事 池田 元久君

理事 坂口 力君

理事 伊藤 達也君

理事 江渡 聡徳君

理事 大島 理森君

理事 金田 英行君

理事 熊谷 市雄君

理事 佐田玄一郎君

理事 砂田 圭佑君

理事 滝 実君

理事 中谷 元君

理事 松田 仁君

理事 山本 公一君

理事 吉田六左門君

理事 渡辺 喜美君

理事 枝野 幸男君

理事 海江田万里君

理事 仙谷 由人君

理事 古川 元久君

理事 上田 勇君

理事 前田 正君

理事 西川太一郎君

理事 木島日出夫君

理事 春名 真章君

出席政府委員

通商産業大臣 与謝野 馨君

労働大臣 甘利 明君

国務大臣 柳沢 伯夫君

内閣審議官 白須 光美君

経済企画庁調査局長 新保 生二君

金融監督庁検査部長 日野 正晴君

金融監督庁検査部長 五味 廣文君

金融監督庁監督部長 乾 文男君

法務大臣官房司 房村 精一君

法務省民事局長 細川 清君

法務省刑事局長 松尾 邦弘君

大蔵大臣官房総務課長 武藤 敏郎君

大蔵省主税局長 尾原 榮夫君

大蔵省金融企画局長 伏屋 和彦君

国税庁次長 大武健一郎君

通商産業大臣官房審議官 岡本 巖君

中小企業庁長官 鶴田 勝彦君

労働大臣官房長 渡邊 信君

労働省労働局長 澤田陽太郎君

労働省労働基準局長 伊藤 庄平君

建設省建設経済局長 木下 博夫君

委員外の出席者

議員 保岡 興治君

公書等調整委員 下野 省三君

最高裁判所事務総局民事局長 石垣 君雄君

委員の異動

九月二日

兼任

江渡 聡徳君

大野 功統君

河村 建夫君

吉田六左門君

上田 清司君

西川 知雄君

兼任

大石 秀政君

熊谷 市雄君

佐藤 勉君

園田 修光君

渡辺 博道君

田中 甲君

前田 正君

同日

兼任

大野 功統君

松田 仁君

江渡 聡徳君

吉田六左門君

河村 建夫君

上田 清司君

西川 知雄君

補欠選任

佐藤 勉君

熊谷 市雄君

大石 秀政君

渡辺 博道君

園田 修光君

田中 甲君

前田 正君

同日

兼任

大野 功統君

松田 仁君

江渡 聡徳君

吉田六左門君

河村 建夫君

上田 清司君

西川 知雄君

同日

兼任

大野 功統君

松田 仁君

江渡 聡徳君

吉田六左門君

河村 建夫君

上田 清司君

西川 知雄君

中小企業信用保証公庫総裁 神谷 和男君
参考人 松田 昇君
参考人 佐々波楊子君
参考人 藤井 保憲君
衆議院調査局金融安定化に関する特別調査室長

不動産に関する権利等の調整に関する臨時措置法案(内閣提出第一号)
金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
債権管理回収業に関する特別措置法案(保岡興治君外三名提出、衆法第一号)
金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案(保岡興治君外三名提出、衆法第二号)
競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(保岡興治君外四名提出、衆法第三号)
特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案(保岡興治君外四名提出、衆法第四号)

○相沢委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、不動産に関する権利等の調整に関する臨時措置法案及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案並びに保岡興治君外三名提出、債権管理回収業に関する特別措置法案及び金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案並びに保岡興治君外四名提出、競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案及び特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案の各案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。砂田圭佑君。

○砂田委員 自由民主党の砂田圭佑でございます。

大蔵大臣、連日大変御苦勞をいただいて、お疲れでございます。我々の大先輩として、大変豊かな見識と、そして気迫のある御答弁をいただいております。これからも日本の国と日本の国民のために御苦勞をいただきますが、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

さて、当委員会でもいろいろ議論が深まっています。まだやはり、日本の国民一般の中には、今回の金融問題に関してそんなに深い理解が行き届いているところになかなか行き着いていないという気がいたします。

私ども地元に戻りまして、景気はどうなるのか、あるいは銀行が破綻しても自分の預金が安全ならいいじゃないかと、どうしても身近な問題に気をとられがちでありまして、日本全体として日本の経済が国民生活にもたらす影響、そこまではなかなか思いが至らないのが、国民の一般的な理解の度合いではないかという気がいたします。

そういう意味で、私は、きょうは極めて基礎的な、そして国民にぜひ御理解をしていただいておかなければならないこの金融安定化の問題について、ベシシクな疑問を大蔵大臣に、ぜひわかりやすく、国民の皆さんにわかりやすく、そして正確にお答えをいただきたいという気がいたします。

まず最初に、言い尽くされましたことでもあるかも知れませんが、この日本の金融システムがもし破綻を来したら、世界の経済や日本の経済そして国民生活にどのような悪影響を及ぼすのか、また、金融システムの安定に向けて大蔵大臣はどんな御決意を持って臨まれておられますか、お尋ねをいたします。

○宮澤國務大臣 確かに、国民一般の目から見ますと、長期信用銀行という銀行は、金融債を持つていらっしゃる方々は知っていらっしゃいますけれども、そんなに親しまれておる銀行ではございません。しかしながら、その銀行の規模から申しますと、国民の一人一人には直接にはお取引がありません。大変大きなたぐさんの融資先を

持っておりまして、また融資先自身が長銀の仮に破綻によって大きな影響を受ける、それから連鎖反応があるという、そのぐらい大きなカバレッジを持っておる銀行でございます。

それからまた、國際的にも、いろいろな大小の店を合わせますと二十ぐらいの店を持っておりまして、デリバティブを初め國際的な取引も長いこととしたしておりますから、國際的に金融界では非常に知られた銀行でございます。

その銀行が突如として破綻をするというようなことになりますと、ちよつとその影響ははかり知れないものがあると私も思つておりまして、シミュレーションをするということも実は余り現実的でございませんで、そういうことで申し上げたい。

ることができませんけれども、世界の金融秩序が最近殊に非常に不安な状態にございますので、世界秩序が非常にがっちりしてございますればまたでございしますが、これだけ世界の金融秩序が不安になっておりますときに、これだけの銀行が破綻し

り知れないものがある。

むしろ国内の、国民の皆様が、長期信用銀行と
いうのはまず原則としては預金をとったりいたし
ませんから、国民にとっては、いわゆるワリ

は御存じでいらつしやいますけれども、それほどたくさんの方が直接に、国民が関係しておられることではないかもしれない。しかし、国内における金融の一つのメジャーバンクとしてのソースでございまして、企業関係、中小企業関係、未二

とでございませう。

（新田重光） 全商（シンチヤ）の石橋の持主の財団に
あります不良債権、不良債権処理と盛んに議論が
されているところでありますけれども、一般の国
民あるいは市場関係者は、非常にその処理のス
ピードが遅い、もっと早く処理をすることによつ

て、銀行の蘇生あるいは金融の円滑化というふうなものを図ってもらいたいというような思いが非常に強くあるわけでありますけれども、この不良債権処理のスピードアップといえますか、それはどのように図るといふうちに、大蔵大臣、お考えでございますでしょうか。

○宮澤事務大臣 このたびの長銀の危機というのは、ある意味では、いわゆる危機説といえますが、当初は道廳説から起こったような感じがございまして、せんだって来、ことしの三月の資本導入のときに預金保険機構はどうしてきょうの事

ざいますが、実際のときは、長銀の仮に株価に
いたしましたが非常に高いものでございました
し、また、長銀にそういう大きな問題があるとい
うことは一般に考えられていなかった、銀行当事

その後に、直接国民が何となく知りましたのはある月刊誌でございますけれども、そういうことがあって、何か危ないんじゃないかというようなことがだんだんに伝わりまして、株価が低落をす

る。債券の売却発行が少しずつ影響を受ける。そして期限前償還といったようなことも考える人がいるといったようなことがあり、そのうちに金融が苦しくなってくる、そういうことでございますから、実態が当初悪くなったというよりは、そうとうに悪化していくというふうなイメージがあります。

「さう、その状況の中で、ある段階になります。いつか危ない感じが強うございますので、したがってという感じ、長いこと前から危機があってその処理がうまくいっているというには考えておりません。」

して、長銀の経営者当局が、この状態は長く続いていかなれない、そういうようなうわさというものがますます激しくなりました。そこで、提携先として住友信託銀行を考えるに至った、それがたしか六月の中旬以降であつたかと思ひます。そ

れからでございますから、決してじんぜん日が過ぎておったわけではない。

しかも、その提携の状況の中で、住友信託銀行が出しました条件がなかなかきちんとした条件でございますので、それを簡単に満たした切れないというようなことがあったりいたしまして、そして、最終的にはリストラ案をまとめてまして金融監督庁長官にそれを届けてきたのは、ついせんだったのことでございます。

○砂田委員 私は神戸の出身でありますけれども、最近、兵庫県で兵庫銀行が破綻をしてそれのみどり銀行が引き継ぎました。またまた、みどり銀行が行き詰まって阪神銀行と合併をするということに相なっております。

实体经济の中では、阪神銀行にみどり銀行が合併するということで、今までのみどり銀行の取引先に、ある食品の輸入会社でありますけれども、そこへ支店長が出向いて、今までのＬＣ取引、それから、これから先の割引手形の取引、もうこれ

で中断中止し、やめにするというような申し渡しがあって、特別、債務超過の会社でも赤字だらけの会社でもなくて、多少の累積赤字は持っていたけれど、十分にこれからも元利支払いができていく、二、三年すれば立ち直ること、黒字

不良債権を処理することは、結果としては資本

けれども、この資本注入がこういう貸し流りの役に立つていけないのかどうか。あるいは、他党の御意見の中には、資本注入は銀行救済であるというような御意見もありますけれども、資本注入のうちは必要ない、その辺のことは一歩

の中小企業の皆さんにもわかりやすく少しお話を
いただきたいと思います。

○官澤國務大臣　詳しくは監督庁長官の御所管か
と思えますけれども、今度の場合、そういうこと
で長根がとり立ちすることができなくなつた。

ここで理事者、経営陣が当然考えますことは、こ

ういふ場合の銀行としての社会的責任の問題でございませう。

もちろん経営陣自身は、いわば長銀というものは、恐らくもう将来に向かつてそのまゝの形で生きていくことはできないという事を決心いたしておられますから、それをしかし突然破綻の状態に陥れますならば、先ほど申しましたように、内外の影響ははかり知れないものがある。そのことは、経営陣としては、到底それだけの大きな出来事にするわけにはいかない、銀行はなくなつてもそういうことは防がなければならないという考えのようでございますが、そういう考えのもとに住友信託に、いわば俗な言葉で言へば救いを求めて、それによつて、自分の銀行はなくなるが、国内、国外に対する迷惑を最小限にとどめなければならぬ、そういう考えで行動されたものと思ひます。

そういう行動の中で住友信託と合併の条件を探つていきますときに、住友信託としては、これも当然かとは思ひますが、不良債権は持ち込まないでくれ。それから、非常に長銀が親しいつき合ひであつた向きについての処理は長銀がやつてくれ、これは多分ノンバンクや何かのことを言つておると思ひますが、長銀がやつても構はない。それから、住友信託としても当然デューデリジェンスによつて自分なりの調査はさせてもらいたい、こういう、当然といえば当然ですが、かなり厳しい条件でございませう。

そこで、そういう条件に従ひまして、長銀としては、まず不良債権というものは持ち込めないといふことでございませうから、そのことを一方で考えなければならぬ。他方で、特にじつにこんな向きの処理は長銀がやつてくださいという意味は、長銀が母体行でございませうところの日本リースでございませうとか二、三の大きなものがございまして、これは長銀が母体行として自分の負担をしない限りは他の銀行、非常にたくさん取引がございませうので、他の銀行がみんな救済策に加わらないといふことは、これは母体行に対してしつぱら

起ることでございませう。その母体行としての責任をまず果たさなければ、住友信託との合併条件が満たせないといふことがございませう。それやこれやございまして、まず長銀としては、リストラの中で、それに該当する分が五千二百億圓、それからその他の不良債権が二千三百億圓、七千五百億圓の処理はどうしてもこのリストラの第一歩としてしなければならぬ、こういうことになつてまいりました。

そういたしますと、仮に当期利益とかあるいは本店の売却とかをいたしまして、その処理はかなり資本に食い込ませざるを得ないといふことは明らかでございまして、そういういたしますと過少資本になります。過少資本になります結果、資本整備が落ちますので、そこで国に公的資金の導入を求めて、そのいわば過少資本になりましたものを補つた形で、その上で合併の話を進めていく、こういうふうにならざるを得ない。

つまり、よく当委員会の御質問でも、何か長銀のために金を入れてやるんじゃないか、銀行の生き残りのためというように聞こえる御質問がございませうけれども、長銀は生き残ることはもうないわけでございます。そのことははっきりリストラの計画に載つておつて、重役は退陣いたしますし、海外の業務はやめましますし、古い退職金も取り戻しますし、行員も減らす、そういう形でございませうから、長銀というものはもう実体はなくなると。しかし、それによつて国の内外に対する迷惑をせめてかけない形で合併を進めたい、こういうことであるように考えております。

○砂田委員 そうしますと、長銀なりあるいはそういう銀行につき込まれた、注入されたいわゆる公的資金、その行方は、これから当然経営者責任として資本勘定でいろいろな不良債権を償却していく、その上で、今おっしゃつた、資金的に不十分になる、それを公的資金で補つていくという形になります。その公的資金はその結果としてそのまゝ銀行に、もちろん国が株主になるわけでありませうけれども、将来この公的資金がどんな形

に、国民の負担にならない形になるのかどうか、その辺のことをお聞かせいただきたい。

○宮澤國務大臣 ただいま七千五百億圓のところまで申し上げましたのは、これはこの九月期における処理でございませう。

それで、砂田委員の言われますように、その後の段階においてさらに不良債権の処理が多少、まだ残つておるのに進むかもしれませんが、いづれにせよ、国が投入しました資本分は、この話がシナリオどおりに完結いたしますと新しい銀行に引き継がれることになります。そして、新しい銀行は、長銀がリストラを終わつておりますからかなり内容のいいものになると想像されますが、したがって、それは一番、ある適当なときにおいて新銀行から国の方へ、何と申しませうか、国が売り払ふと申しますか、回収される、それによつて、納税者の負担にはならないといふふうに考えております。

○砂田委員 それでは、不良債権処理を進めるに当たつて、なぜブリッジバンクの法案が必要なのでありませうか。その点について簡潔にお答えをいただきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 厳格に申しますならば、ブリッジバンク法は破綻が生じたときの金融機関の処理について考へております。この長銀の場合には破綻ではない、債務超過でもございませうので、したがって、この法律が成立してそれが適用されるというケースではございませう。

ただ、そういう危機に瀕した場合の金融機関の処理の問題として、当委員会において当面の問題として長銀の問題をお取り上げになつておる、こういうふうな考へております。

○砂田委員 議論の中には、ブリッジバンクといふことよりも、むしろもつと国が積極的に介入して、そして金融再編を行つていくべきであるといふ考へ方もありますけれども、その点については大蔵大臣、どんなふうな考へておるのでございませうか。

○宮澤國務大臣 各党の中に、このブリッジバン

クの法案に關しまして、各党でもつといひ、すぐれた案とお考へをの恐らく整理中、ほぼ完成してゐると思ひますが、そのように伺つております。

その考へ方の一つは、今言われましたように、もう少し国が眞つぐ管理へ出てくるべきではないかという考へえが入つておられて、私どもの考への中でも、ブリッジバンクは、場合によりまして平成金融再生機構が株を取得する、これは民間機関でございませうが、実態は預金保険機構が株を全部持つておるといふようなことで、私どもは、そういう金融機関の仕事はなるべく民間がやるべきことが望ましいであらう、国がやるということは無論不可能ではございませうけれども、いろいろな観点から民間の機能を活用することの方がいいのではないかと。

そのほかに、せんだつて来御議論のあります株主總會といふものを完全にはないものにできるかといふような問題もございまして、私どもはそう考へておるわけでございますが、各党のお考へえの案の中には、場合によつて国が直接にテークオーバーするといふことをお考へえのようでございます。

○砂田委員 そのようにして、これからの日本の経済の再生、復活に一つのきつかけをつくつていくといふ御努力を皆さんでもちろんされていくわけでありませう。

長銀問題にもありますように、やはりそのためには銀行に対するしつかりした検査、そういうものが非常に重要な、国民から見ても透明でそして公正であるかどうかといふことは、非常に大事な要素になつてくるという気がいたします。

そこで金融監督庁に伺ひます。これらの金融機関に対する検査体制の強化あるいは検査官の専門性の向上、そういうことがこのスキームを実行していく大変なことになる、不可欠な条件かといふ気がいたします。監督庁の、これは少し専門的な分野で、どなたか部長さんで結構であります。その決意をひとつお聞かせをい

ただきたいと思ひます。監督庁。

○五味政府委員 お答え申し上げます。

お説のとおり、しっかりと検査というのは大変重要なインフラストラクチャーでございます。検査体制の強化と検査官の専門性の向上というところが何よりも大切でございます。先般の金融再生トータルプランにもその旨盛り込まれてございまして、具体的に私も幾つか現在考えて進めておるところでございます。

一つは、民間専門家の登用でございます。既に公認会計士五名を検査官に中途採用いたしました。また、商法の学者にも参画をいただいております。コンピュータの二〇〇〇年問題の検査に關しまして、臨時に専門家を採用するということが現在進めております。

もう一つは、研修の充実でございます。これは人数がだんだんふえておりますので、経験の少ない検査官がふえておりますから、この方たちに對しまして長期の研修、実地研修を含みます長期研修ということで研修を充実していく。それから、検査マニュアルでございます。検査の手順、基準というものを外部の意見も取り入れまして、これを整備して公開をしていくというようなことで、検査を能率的に、かつ透明にするということを考えております。

さらに、海外の監督当局との間の人材交流、あるいは検査における外部監査機能の活用、こういったことも進めております。

人員、体制の強化につきましては、八月三十一日に提出いたしました概算要求におきまして、監督庁全体として二百五十名の増員をお願いいたしました。うち検査部門につきまして百十五名、実地に検査に当たります検査官をうち百十三名という増員要求をお願いいたしました。

また、組織の方の改編も要求しております。検査官の専門性の向上ということから、特定の金融業務を個々の検査部門に責任を持って担当させる、こういう部門制を採用するということが組織の改編も要求をさせていただいている。こういう

状況にございまして、今後とも、こういった点に十分意を用いてやってまいりたいと思ひます。

○砂田委員 このようにして、いろいろな形の中で日本の経済の再生、復活を図るわけでありますけれども、少しこの問題とは離れますけれども、大蔵大臣に伺いたいと思ひます。

こういう実体経済の冷え込んだ状況の中では、やはり財政出動というような形で景気のきつかけをつける、あるいは、何といたしても金が流れないというのが一番問題であるわけでありまして、もう既にいろいろな形の中で三十兆、あるいはそういう形の中で補正予算というようなものも組まれています。それだけでも五十兆ぐらいのことになるんだと思ひますけれども、少しずつ小出しにできたのを、国民から見てもマーケットから見ても、やはり大変不満であった、先行きが見えないという雰囲気はあったと思ひます。

そこで、もう少し積極的に、財政出動というような形の中で新しい経済政策というか、そういうものを考えたい、そんなお気持ちはありませんか。お聞かせをいただきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 過去におきまして政府のやうてまいりましたいろいろな施策の累積は、たゞいま砂田委員がおっしゃいますように、必ずそれなりの時間がたちますと効果があると思ひますが、小淵内閣が発足いたしましたして、私がさしずめ考えましたことは、いわゆる減税問題について、永続的な、一年限りでない減税をすること、それから、来年度の予算編成におきまして特別枠を設けて、思い切った新しい即効的なものを各省庁にも考えてもらう、この二つのことでございます。

前者は、既に所得税、法人税の来年度における減税規模を具体的に提示してございまして、後者は、一部は概算要求がもう既に行われ、残り十月に行われるということ、おのおのが、事の性質上すぐということではございませぬけれども、未来に向かつてかなり展望をつくることでございと思ひます。それが果積的な効果と相ま

ちまして必ず何らかの景気の回復に役立つてあらう。

もう一つの問題は、ただいま御審議をいただいております不良債権の問題でございますから、これにつきましても国会の御審議によつて法的な整備ができるということになりますと、これも、かといつてすぐ問題が片づくわけではございませぬけれども、問題解決の道が開けると考えております。

○砂田委員 ありがとうございます。

○相沢委員 これにて砂田君の質疑は終了いたしました。

○相沢委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として預金保険機構理事長松田昇君及び金融危機管理審査委員会委員長佐々木波子君の出席を求め、意見を聴取することといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○相沢委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○岡田委員 民主党の岡田克也君。私は、まず一つ、昨日の審議の關係での確認を金融監督庁長官にお願いしたいと思ひます。

一部報道によりますと、きのうの審議の中で、これはたしか金融危機管理審査委員会委員長の答弁を引用しての記事だったと思ひますが、現在金融監督庁が行っている長銀に対する検査が終了する前に資本注入を決定することがあり得るんだ、こういう趣旨の答弁をきのうの委員会で行われたという報道がございまして、金融監督庁として、そういう可能性はあるというふうで考えておられるのか、あるいはないということに否定されるのか、まずお聞かせいただきたいと思ひます。

現在私も長銀に対して行っております検査は、大手十九行に対する検査の一環として行っているものでございまして、決して審査委員会のために行っているとかそういうものではございませぬ。あくまでも通常の検査として行っているわけでございます。

ただ、問題は、ただいま委員の御指摘がありましたように、もし長銀から公的資本注入についての申請が審査委員会になされた場合には、恐らく審査委員会においては、さまざまな観点からその審査基準をクリアすることができるといふかといふことを審査されるでございましょう。また、その際には恐らく、私もが行っている検査の内容はどうなっているかといふことも示せといふことをあるいは言つてこられるかもしれません。私もといいたしましては、そういった時点までは何とかその検査は終わらせなければいけないかなといふふうに思つてございまして。

○岡田委員 必ずしもはつきりしなかつたわけでありまして、もう一度確認いたしますけれども、検査が終了する前に資本注入を認めるという、あるいは認めないということかもしませんが、そういう決断をすることはあり得るのかあるいはないのか、これは非常に大事なところだと私は思ひますので、明確に御答弁いただきたいと思ひます。

○日野政府委員 お答えいたします。

公的資本の注入を認めるかどうかということ、は、あくまでも審査委員会がまずお決めになり、そしてさらに閣議でこれを御承認されるという手続になるかと思ひます。

審査委員会の、確かに私もその七人委員会のメンバーの一人ではございますが、あくまでもその委員会がお決めになることで、委員会がどういふ審議をなさるかといふことはそこになって初めてわかることではございまして、今私の方から確たる、今委員から御質問にあったようなことを直接お答えすることができないということとは御理解いただきたいと思ひます。

○岡田委員 形式論を言えば、今長官のお話というのがあるいはあるのかもしれないが、この長銀の問題がこれだけ議論になって、そして国民世論の中から、税金を投入するあるいは公的資金を投入するのであればもっと情報公開しろ、こういう声が非常に強い。あるいは、情報公開ということはさておいても、やはり公的資金を投入する以上、実態がきちんとして把握されて、そして例えば債務超過でないということが明確でなければ、これは法律上の公的資金を投入できないわけでありまして、ここから来て、なお検査が完了しない段階で資本注入を決定するということが政治的にはあり得ない、私はこういうふうに思うわけでございますが、大蔵大臣、いかがでしょうか。

○宮澤国務大臣 もちろん、破綻になりましたときには公的資金を導入できないというところは、これは当然のことだと思いますが、具体的なお運びは、これは監督庁と預金保険機構のお運びの問題だと思えます。

○岡田委員 手続論からいえば、それは、たまたま十九行全体にやっていると今回の長銀問題というものは重なるという言い方も可能かもしれませんが、しかし、今回の検査というのは、やはりこの長銀の問題が一つの大きなきっかけになって、そしてその長銀の実態を調べる、そういう意味があることは間違いないと思います、しかも、幾らになるかわかりませんが、例えば五千億の公的資金を投入するというのであれば、それは政府として責任を持って、問題がないあるいは債務超過でないというのを明確にした上でそういうものに投入しない限り国民的理解を得られない、私はこういうふうに思うわけでございます。

○宮澤国務大臣 結局的には金融危機管理委員会の御決定、その際の管理委員会あるいは委員の方々の御意見によるものと思いますが、委員の中に金融監督庁長官もおられますし、大蔵大臣もおりますので、恐らく長銀の内容について、その所見をその委員たちが求められるということはあるであろうと思えます。

○岡田委員 大蔵大臣もその委員の一人でございますね。ですから、例えば大蔵大臣が、検査結果が出ていない段階での審査というものは、つまり資本注入というものは認めないということをやった場合でございましょうか。

○宮澤国務大臣 検査結果が全くわかっておりませんときに、それを先取りするようなことは適当ではないと思えます。

○岡田委員 全くとかいうことじゃなくて、検査が終了していない段階での資本注入は認めない、こういうふうな断言でございましょうか。

○宮澤国務大臣 一般論として申し上げますならば、そういうことは言えないことだろうと思えます。

○岡田委員 私は、一般論を言っているんじゃない、長銀のケースで言っているわけなんです。ここは非常に大事なところで、資本注入を検査なしで認めることがあり得るということになりますと、後からちょっと議論しようと思っておりますが、検査を故意におくらせる。なぜおくらせるかといえ、それは実態が相当悪いからだ、こういうような議論を次々と呼ぶわけでありまして、今大事なことは、きちんと検査する、そして、その結果に基づいて、ルールに基づいて処理をしていくということだと思っておりますが、今の長銀大臣のお話を聞いておきますと、いや、実態はかなり悪いから、検査もきちんとして、検査したら例えば債務超過とかいろいろいふ話が出てくるから、そういうものはふたをかぶせて、とにかくやみくもに資本注入していく、そういうふうに国民は受け取ると思っております。

だから、そういうことはしないんだ、きちんと責任を持って検査して、その検査に基づいて、ルールに基づいてやっていく、私は、そういう宣言を今大蔵大臣にぜひしていただきたいと思っております、先

ほどからしつこく聞いているわけですが、いかがでしょうか。

○宮澤国務大臣 今、岡田委員の言われました、先の方の部分は岡田委員の御意見でございますが、私はそういうことを申し上げたことはありませんから、したがって、何かにふたをかぶせるというようなことを私は申し上げておりません。

一般論として、監督庁の検査というものは当然いろいろな銀行について進んでおるわけで、行われるわけですが、他方で、公的資金導入の申請とよって申請をするのでありまして、二つのことが、ここの検査が済んでいないからこっちはだめという、そういう相関関係で一般論として申し上げるのは私は困難だ、こういうことで御理解いただきたいと思えます。

○岡田委員 私は一般論を今議論しているわけではございません。一般論については、大臣がおっしゃるようなことも言えるかもしれませんが、しかし、この長銀のケースについては、もう既に検査が七月十三日に開始をされて、通常であれば二カ月ぐらいで検査できる、そういうお話もきのう長官の方から出ておりましたが、なかなか検査結果の出る見通しが立たない。そういう状況の中で、これは通常のルールを無視してやろうとしているのではないかとこの疑念が高まっている。

あるいは国民の間から、もう少し情報公開をして、五千億投入するのなら投入するということでも、とは自分たちの税金でありますから、それをきちんと理解したい、納めたい、そういう気持ちがある、これは当然の御要望だと私は思いますが、そういうことに対して、少なくともきちんと検査して、その検査に基づいて、そしてルールに基づいてやっていきますと、長銀のケースについて、そういうこともおっしゃれない状況なんですか。

○宮澤国務大臣 大蔵大臣にいたしましたも、あるいは金融監督庁長官も同じ立場ではないかと思えますが、ある程度のことを、事実を知った上

で、それで意見を申し上げなければならぬこととでございます。ただ、一般にそういうことが言われているといふようなことで申すわけにはまいりませんから、恐らく、聞かれれば、自分の知っている事実はどうだ、あるいは自分はそういう事実をまだ確認していない、このようなことにならざるを得ないと思えます。

○岡田委員 今のお話を聞いておきますと、本当に不透明感が高まるというふうに私は思うんですね。国がやっている、金融監督庁のやっているその検査結果も待たないでそういう重大決定をするということが、私は一般論で言っているんじゃない、これは、この長銀のケースについてそういう可能性があるというところは、私は、極めて重大なことだ。もしそれがそういうことであれば、それは今の政府の姿勢を象徴的にあらわしているというふうに取り扱われて、いろいろな意味で波及があるというふうな大変心配するわけでございます。先ほどから何度お聞きしても同じ答えでございますが、本当にそれでいいのか、私は大変疑問に思うところでございます。何回聞いても同じお答えです、それから、そういうお答えしかないというふうに理解せざるを得ないわけですから、少し観点を改めてお聞きしたいと思います。

それでは金融監督庁長官、きのうも少し出ておりましたが、この長銀の検査というものは大体いつごろ終わる予定ですか。きのう、通常であれば二カ月だけどもというふうなお話がありました、長官にお聞きします。

○日野政府委員 検査の終了、いつごろまでかかるか、たびたびお尋ねがございまして、検査官を七月に送り出しました。まだ帰ってきておりません。十九行に対する検査の一環として送り出しました。送り出すときには、私どもは戦場に兵士を送り出すような気持ちで、水杯とは言いませんが、とにかくそういう気持ちで送り出して、一日も早く帰ってきてくれることを心から祈っている状態でございます。

従来は二カ月ぐらいで終了して帰ってまいりま

したが、人によりましては、とにかく、妻子と離れ、家族と別れ、宿に泊まりながら、自分で洗濯物などを洗ながら検査をやっているという状態でございまして、しかも、精密な検査を鋭意やっておりますので、従来は二カ月ぐらいかかっていいたというよりは申し上げてまいりましたが、とにかくできるだけ早く御期待に沿うように済ませたいと思っております。(発言する者あり)

○相沢委員長 御静聴に願います。

○日野政府委員 ただ、これは現在、三月末の資産の状況について検査をしているわけでありましてけれども、その後、さまざまな事態の変化というものがございます。こういったものについて、できるだけ最新の情報を得たいというふうに努力しております。

先ほどから委員が、審査委員会の審査まででできるかどうかというお尋ねもございましたが、私どももいたしましては、もちろん審査委員会のためにこの検査をやっているわけじゃございませぬけれども、できるだけ審査委員会の御要望にも備えられるようにしたいというふうに考えている次第でございます。

○岡田委員 いろいろお述べになったわけですが、まず基本的な、確かにこれは十九行の検査であるというのにはわかりますが、しかし同時に、検査を開始する時点では、もう長銀の問題というのがかなりマスコミをにぎわせるところまで来ておったわけでありまして、同じように検査するにしても、やはり長銀にまず集中的に検査をする、重点を置いて検査をするというのは、これは当然のことだと思われたいです。

実態的に、今長銀に対する検査というのは、全体の人員の中で何割ぐらいを長銀に割いておられて、そしてその上で、いつごろ検査の結果を出される予定なのか、もう一回お聞きしたいと思えます。これは長官にお聞きします。私は政府委員の答弁は求めません。

○日野政府委員 お答えいたします。

ございますが、ただ単に数が一度にどつと行けばいいというものでもないようございまして、精鋭をとにかく張りつけるということで、現在、前にはたしか十二名で、その後何名か追加したと申し上げたかと思いますが、現在は十五名行っております。それは、全体で今百十一名いろいろなところへ出ておりますが、そのうち十五名が行っているというところでございまして、百十一名の中で十五名行っております。

○岡田委員 それにしても随分悠長な話ではないかなというふうに思うわけですね。この長銀の問題、これをどういうふうな処理していくのかというものは、日本国経済の将来を占う上でも非常に重要である。私どもは資本注入に賛成しているわけではございませんけれども、しかし、今現実に長銀のリストラ、そして資本注入、合併ということが議論されている中で、この検査が長引けば長引くほど常軌的には資本注入も合併もおくれない、そういう構図にあると思うのです。

今、国会の審議がいろいろ混乱しているから長銀の問題がというふうな議論がありまして、実態はそうではないはずで、実態は、この検査がなかなか進んでいかない、このことが一つ大きな、全体の長銀の問題が進展しない原因になっているはずですね。

先般、日経新聞で、八月二十九日だったと思いますが、住友信託銀行の専務さん、合併検討委員長代行はこういふふうに言っていますね。お盆のころに監督庁の検査結果が出ることを期待したが、そのスケジュールがおくれている、したがつて、合併の最終決断の時期は九月から十月めどにずらさざるを得ない、こういう報道もあるわけでありまして。

そういう意味で、私は、ここは検査をいつまでにきちんと終えるというのを長官が述べたことになることがこの長銀問題にとって非常に重要なポイントだというふうに思うわけですが、いかがでしょう。

○日野政府委員 お答えいたします。

お言葉を返すようで大変恐縮でございますが、住友信託は、恐らく既に私どもの検査が終了したといたしまして、私どもは住友信託にはもちろんそういうことは伝えませんが、長銀にはもちろん伝えます。そういったと、両行が合併交渉を行っておりますので、住友信託に対して、秘密協定をお互いに結んでおりますので、伝えることになるだろうというふうに推測されますが、私どもが行っている検査を住友信託が、先ほど宮澤大蔵大臣も御答弁されましたように、デューデリジェンスをかけて、さらに住友信託が、合併という観点から改めて資産の内容を検査されることになるだろうと思えます。恐らくそれは物差しが十分違ってくるのじゃないかと。

私どもは、いわゆるゴーイングコンサーンといいますが、そういった観点から検査をしておりますが、合併の当事者となりますと、さらにそれを一層厳しくと申しますか輪切りにすると申しますか、そういった観点からデューデリジェンスをかけてくるのではないだろうかと思っております。必ずしも私どもの検査が早いから遅いから合併が早くいくとか遅くいくとかいったようなものではなくて、それは合併交渉の中で住友信託とそれから長銀がお考えになることではないかというふうに考えております。

○岡田委員 今のお話なんです、確かに、住友信託銀行は、八月二十一日の高橋社長名でのコメントの中で三つの条件を挙げている。そのうちの一つに、重要事実把握のための事前調査というのをちゃんとやります、これは合併の前提です、こういうふうに述べておられますね。

しかし、この調査というものは、金融監督庁の検査というものを踏まえて行われることになるのじゃないですか。金融監督庁の検査が終了しない、この事前調査というものはできないというふうに私は理解しておるのですが、いかがなんでしょうか。

○日野政府委員 お答えいたします。

ジェンスを実施されるか、検査が終了してからかどうかということは、私どもからは何ともお答えできないわけございまして、恐らく合併の構想が打ち立てられてその合併交渉が進んでいく段階で、当然のことながら、相手の資産内容について、これはもう当然知るべきでありまして、また知る義務がむしろ合併当事者にとってはあるかと思えます。

ですから、当然私どもの検査とはまた別に、何らかの形で住友信託が長銀の資産の内容をいろいろの意味で検討されているのではないかと拝察いたしますけれども、その内容は、私ども金融監督庁にとっては知る由もないことで、まことに、それでお答えできないということでございます。

○岡田委員 新聞報道では、先ほどの専務さんは、金融監督庁は一日も早く検査結果を示してほしい、こういうふうに述べているのです。現実に金融監督庁が直接に住友信託銀行に検査結果を示すことができるかどうか、多分私はできないと思うのですが、しかし長銀を通じてそれを知ることとはできる、こういうことだと思えます。合併の相手もそういうふうにおっしゃるわけですし、少なくとも金融監督庁の検査というものが合併の前提となっている、そういうふうには私は受けとめるわけでありまして、金融監督庁が、検査はいつ終わるかかわりません、こういうことだと、合併交渉も進んでいかないという論理的な関係にあると思うわけでありまして。

だからこそ、いつまでに検査を終えるのかというところについては明示していただきたい、こういうふうに申し上げているわけですが、そうしますと、それに対する御答弁というものは、従来どおりわからんというところになるわけですね。いかがですか、長官。

○日野政府委員 お答えいたします。

検査は、もともと十九行に対する検査の一環として行っているわけございまして、決して合併のために検査を行っているわけではございませぬ。

合併は、あくまでも両行の自主的な経営戦略に基づいて判断されて交渉を打ち立てられたものでございまして、また、恐らく合併の両行はお互いの資産の内容をみずからの責任で評価して、さらには、例えば合併の比率を決めるとか、あるいは将来の新銀行の名前を決めるとかといったような点まで協議されることになるわけではございませんで、決して私どもの検査をまたなければ合併が進展しないといったようなものではないと存じます。

○岡田委員 それでは、ちょっと観点を変えますが、長銀への資本注入ということは、住友信託と長銀が合併をするということを前提条件にして行われるのでしょうか。それとも逆に、言葉を変えますと、合併がないということになった場合には資本注入は行われないというふうに考えていいのでしょうか。それとも、合併というものは全く別のこととして、合併があろうがなかろうが、資本注入の決定は行われるのでしょうか。

○日野政府委員 お答えいたします。

これは、時系列から申しますと、まず六月二十六日に合併構想が打ち立てられました。合併の話がまず先にあったわけではございません。交渉が進むに従いまして長銀のリストラが必要だということになりまして、リストラをするということになりました。したがって、公的資金の申請を行うことになったというふうに承知しております。

○岡田委員 今の御答弁は、合併がないときは資本注入しない、こういうことで理解していいですか。非常に御答弁が官僚的でよくわからないのです。

○日野政府委員 申請はあくまでも長銀がなさることなわけですね。私どもがしなさいとか、するなとかいったような立場ではございせん、長銀が自分が置かれている立場を考えて、過少資本になる、こういったことを果たして合併ができるかどうかということを考えた上で恐らくなさるのではないかと、これは推察させていただきます。

だいております。

○岡田委員 申請のことは別にして、そういうときに資本注入を認めるかどうか。これは金融危機管理審査委員会の委員長にお聞きした方がいいのかもしませんが、そういう申請が出てきたときに、合併という条件をつけて資本注入を認めるのか。つまり、合併が破綻になったときは資本注入しません、こういうことなのか。それとも、合併がどうなるかと、とにかく長銀に対する資本注入というのは認める。もちろん、いろいろな条件を満たさなければいけません。しかし、基本的にはそういうことなのか。いずれなんでしょうか。佐々波委員長。

○松田参考人 ただいまのお尋ねの点でございませうけれども、審査委員会の方としては、やはりこれは自己申告制度でございまして、申告が出た段階でその要件を審査することになります。したがって、合併を前提にしなければ申告しないとか、あるいは合併が認められなければ申請をしないとか、そういう条件は私も決められませんので、出てきた条件の中で最大限厳正に審査をさせていただきます。というふうに思っております。

○岡田委員 形式論はそういうことなんです。ただ、これだけの大量の公的資金を投入するといふときに、私は、国民に対して基本的な考え方の筋道を示すべきだと思っております。

先ほどいろいろお話が出ていたが、基本的には長銀はリストラする。そのリストラを前提として住友信託との合併ということがあって、長銀のリストラと合併というのは、これは一つの対になっていくわけですね。そういうものに対して資本注入をする、こういうふうに考えるわけですが、そういうふうに今理解をされていると思うのですが、もし合併がだめになれば長銀のリストラもできない。そして大蔵大臣も、合併ができないのであれば長銀というのは立ち行かなくなるといふような趣旨の答弁もしておられるわけですから、そういうところに資本注入するということはあり得ない話ではなからうか。だから、資本注入

をするという決定をするときには、少なくとも合併が条件ですよということをつけざるを得ないと私は思うのですが、そのぐらいのことは、大蔵大臣、いかがですか。今の場で言えませんか。

○宮澤国務大臣 それは、先ほどから政府委員や参考人の言っておられることが私どももとてもだと思ひます。資本導入をするかどうかの金融危機管理審査委員会の決定は、申請に基づくものであります。申請にはその理由というものが必ず付されておりますから、したがって、そういうことがない事態で、申請というものを前提にしないで答えをしろと言われているのは無理なので、申請という意味は、ただ一本紙が来るというのではなからう。その理由というものがつけられておりますから、それを読まなければやはり判断はできないと申し上げるしかないのではないか。

○岡田委員 全くよくわからないわけでありませう。

最後、合併をするかしないかというのは、これは私企業の問題ですから、政府は最終的に強制できません。ですから、住友信託が決め、しかし住友信託は、合併を決めるときには、それは、政府資金がどれぐらい長銀に対して注入されるか、あるいは長銀のリストラがどのぐらい実行できるか、こういうことを踏まえて、最後ぎりぎりの、まさに住友信託という会社の存亡をかけた決断をすると思っております。

しかし、その資本注入というものが、今おっしゃったように、申請が出てこないとならない、こういう話ですと、スケールメリットといふか、お互い自縄自縛になっていて物事が進んでいかなければいけないか、そういう状態に今陥っているのじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○宮澤国務大臣 合併の交渉が今どういう状況にあるかを私は存じませんが、きちんとはお答えができませんけれども、少なくとも、今の交渉は、この間長銀が提出いたしましたリストラの案をベースに行われているはずでございますから、

そうだといたしますれば、ある段階で長銀から公的資金導入の申請が行われる、そういう想定のもとに交渉は進んでいるのではないかと思います。

○岡田委員 聞いているとだんだんわけがわからなくなってくるわけでありませうけれども、やはり、これだけの巨額の公的資金を投入するということがあれば、私は、先ほどから議論になっておりますが、まず第一にきちんと国の検査を終え、それが大前提だと思っております。しかし、政府がおっしゃるには、それはわかりません、横並びでやっていることですから何とも申し上げられませんが、こういう話なんですね。そして、申請が出てきたときに、それは合併が前提ですよ、だから合併が破綻になれば資本注入はしません、そういうことも今言えるはずなんですね、現実には、しかし、そういうことも、いや、申請書が出てこなければ何とも言えせん。

これで、国会で審議して、この長銀処理の問題、五千億の公的資金投入の問題について与野党で何か方向性を出せと言ったって、私は無理だと思っております。国民の皆さんも全く納得できない話じゃないかと私は思うのです。

ある意味で、もう大分議論は尽きているわけですが、大蔵大臣、私が今申し上げたことについてもし何かコメントがあればおっしゃっていただきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 これは、現実の問題になりますと、金融危機管理委員会が判断を、委員が判断をせられるべきことですが、今岡田委員の言われましたその後の点は、あのリストラ計画によりますれば、ある段階で長銀は公的資金の導入を申請してくるであらう、その場合に、リストラ計画でございまして、それは合併というものを前提にして申請をしてくるであらう、あの計画に関する限りは、そこそこは私はそういうふうに推定していいのではないかと思います。

○岡田委員 そうすると、今の御答弁では、資本注入、しかし民間の方がそういうふうにしてくるであらうというお話であって、明確に政府として

て、合併が資本注入の前提であるという御答弁ではなかったわけですが、ここが本当に私は大事なところで、いずれにしても、今の三分はどのやりとりを見て、国民の皆さんとかあるいはマーケットがどういうふうな受けとめるかというところは非常に心配をいたします。

結局、従来型の裁量行政、見えない行政で、検査もやると言っておきながら、故意にする結果論を延ばして、ちゃんとやればよかったらまずい結果が出るかもしれない、だから結果を出さずにその前に行政的な決定をしてしまふ、資本注入を決めてしまふ、そういうふうな受けとめられ、従来と何ら変わっていない、金融監督庁をつくってそのトップに検事出身の日野さんに来ていただいたけれども、やっていることは従来の大蔵行政の延長で何も変わっていないじゃないか、こういうふうな受けとめられることを私は大変恐れるわけでございます。

いずれにいたしましても、もうこれ以上議論しても仕方がないと思いますが、私は、非常に不透明な、そういう感じを受けたところでございす。

それでは、もう一つ、長銀に関して御質問したいと思ひます。

長銀破綻の場合の影響の一つとして、ノンバンクの問題が何度か取り上げられて、長銀系のノンバンクが破綻すると、それが破綻の連鎖を呼んで大変影響が甚大だ、だから、ノンバンクの破綻を防ぐために長銀に対する資本注入というものは認めていかなければいけないのだ、こういう御趣旨の答弁が大蔵大臣からもあったというふうに思ひますが、基本的にはそういう考え方で理解してよろしいですか。

○宮澤国務大臣 微妙なところですけれども、私の申し上げましたのは、長銀の、あるいは両行の合併計画というものは、住友信託の要求によりまして、長銀は不良債権は処理をすること、そして非常に親しい関係にある向きに対する問題の整理をすること、これが今岡田委員の言われました部

分と思ひますが、そういうことが条件になっておりますので、長銀としては、その条件を満たさなければ合併計画が推進できない、そういう立場にあるものというふうにリストラ計画を私は読んでおります。

○岡田委員 合併の条件の話としては、国が資本注入をする、つまり長銀を資本注入をしてでも救わなければならない、もちろん、それには合併というのがくっついてはいるのですけれども、そのことの理由の一つとして、長銀が破綻をするようなことが仮にあれば、長銀系のノンバンクも破綻をする、そしてそのことの影響は非常に大きい、こういうお話があったように思ひますが、そのところは、大蔵大臣はそういう論理をお認めなんでしょうか。

○宮澤国務大臣 私は、ノンバンクの内容について存じませんので、そういうふうに厳密に申し上げたわけではございません。

私の申しましたことは、理由はともあれ、その処理がこの合併の推進の一つの条件であると両行が考えておられますと、こう申し上げているわけです。

○岡田委員 それでは、ノンバンクが連鎖的に長銀の破綻に伴って破綻をするというところは、大臣としては資本注入の理由にはならない、こういうふうに理解をしてよろしいわけですね。

○宮澤国務大臣 そう申し上げておるのではなくて、長銀のリストラ計画によれば、その部分を満たさなければ合併が推進できないということが一つございまして、したがってそういうことを長銀としてはしなければならぬ、そういう前提に立って、将来公的資金の導入を申請したいと思ひます、こう言っておるわけでございます、その部分について、これは私は、私の所管でないの申すところになりますけれども、その部分について預金保険機構なりとなたなりが何かを言われる立場にはないのではないかと思ひます。

○岡田委員 わかりました。私は、長銀系ノンバンク

の破綻ということが全体に波及をして大変なことになる、だから、その意味もあって、それですべてではありませんが、長銀破綻を避けなければいけない理由の一つとしてそういうことを言われる方がいらっしゃるわけですが、それは一見もつともそのような話なんです、しかし、それはそうではないのではないかと。たまたま長銀系、つまり銀行系のノンバンクの場合はそういうことが言えて、独立系ノンバンクというのがあるわけですね、ここについては政府がそれに対して関与するという手段はないわけでありまして、たまたま銀行系だったから、そういうことで結果的には国の力で救われてしまふというの何らかよくわからない話だな、こういうふうに思つて御質問したところでございす。

では、次に参ります。

金融機能安定化法の三条三項二号、これはきのうも議論されたところでありますけれども、資本注入のところですね。ここで、昨日も西田議員、そして八月二十八日には鈴木議員の方から大臣に対して議論がありまして、私はちょっと大臣が勘違いしておられるのではないかなというふうに思ひますが、最近三年間連続して経常利益または当期利益について赤字決算ないし無配当となつて

いる、あるいは自己資本比率について、国際的統一基準八から四の場合に、次年度以降は八から四を脱する、つまりその基準をクリアするということとがこの法律三条三項二号の定義として大臣は御答弁になつておられるわけですが、今言つたような話は、これは法律の話じゃなくて基準の話だろうと思うのですが、きのうも大臣は、これは法律で決まっておりますというふうな御答弁されておりましたように聞いておつたのですが、いかがでしょうか。

鈴木議員の八月二十八日の質問に対しても、大臣はこう言われておられますね。申請金融機関等の経営の状況が著しく悪化してないこと、法律第三条三項二号の定義は次のようになっております、こうおっしゃった上で、最近三年間連続し

て経常利益または当期利益について赤字決算ないし無配当となつていないこと等々ということ、あたかもそういうことが法律で決められているようにお話しになつたと思うのですが、それは多分そうではないのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○宮澤国務大臣 詳しくは政府委員から要すれば申し上げますが、この審査基準は、

金融危機管理審査委員会は、預金保険機構が金融機関等から優先株式等の引受け等の申請を受けたときは、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律に基づき、次の一及び二の区分に応じ、当該申請が以下に掲げる審査基準に該当するか否かにつき、速やかに審査をするものとする。

審査委員会がこのような審査基準を設けられたのでありまして、それは法律に基づきでございますけれども。

今委員の言われましたその部分は、法第三条第三項第二号に基づいて決められたものと私は考えておりまして、そのものが法律に書いてないということ、恐らく委員のおっしゃるとおりと思ひますので、そこは私の申し上げたことが正確を欠きました。

○岡田委員 それでは私は、この三条三項二号の「経営の状況が著しく悪化している金融機関等でない金融機関等」というときに、具体的な基準として、今申し上げましたように、まず、最近三年間連続して経常利益または当期利益について赤字決算ないしは無配当となつていない場合というの、これに当たりますよと、これに当たるといふ意味は、経営の状況が著しく悪化している金融機関等に当たりますよと、これはいいと思ひますが、もう一つの基準ですね、まず、自己資本比率〇未満の場合に当たります。これもいいと思ひますが、国際統一基準の〇から四の場合には、一年経過後においても〇から四にとどまっている場合はこれに当たりますよ、こういう規定なんですね。ということは、次の年に四を超える可能性があ

れば今〇でもいいですよ、〇未満はだめですけれども、〇でもいいですよ、あるいは〇・一でもいいですよ、こういうことに基準上はなるわけでありますけれども、果たしてこれが法律で言う、経営の状況が著しく悪化している金融機関等でない金融機関と言えるのか。

私は、この基準というのは、これは佐々波委員長のところでおつくりになった基準ですね。これは法律違反の基準じゃないか、こういうふうに思うのですが、委員長いかがでしょうか。

〇佐々波参考人 御説明申し上げたいと思います。

法第三條第三項二号につきましては、経営の状況が著しく悪化していないこととすることを要件としておりまして、現在の経済金融事情を踏まえ、まず、仮に、先生の御指摘のあるような、第二区分にある場合でも自助努力で一年後に第一区分に上がるという見通しというのには厳格な条件というふうに解釈しております。

ということとは、資本注入が可能とされていることでも、もとより、その理由といたしましては他の基準を満たさなければ資本注入ができないということとでありまして、他の基準と相まって適切な判断が可能であるというふうに思っております。

以上です。

〇岡田委員 私は、この基準がもし国際的に明らかになれば、もちろんこれは公表されておるわけですから、かなりの不信感を買うんじゃないか。極端な話をするわけではありませんが、しかし、自己資本比率が〇であつても、これは経営の状況が著しく悪化している金融機関ではないのです、翌年に四を超える可能性があるのならそれでいいんですというの、いかにも常識の範囲を外れていると思ひますし、それからこの法律の趣旨を逸脱している、こういうふうに思うわけですが、この基準はもう少しまともなものに変えるおつもりはありますか。

〇松田参考人 審査基準を変えることは法令にも用意してございまして、審査委員全員一致であれ

ば変えることは可能なような法令上の規定にはなっております。

この基準をつくりましたときは、三月の状況のもとで、著しく悪化していない状況というのとは一体どういふことなんだろうかとということで、メルクマールとして、先ほど言われました二つの、三年間連続の無配当や赤字決算と、それから、先ほど言われた第三区分の債務超過は絶対だめ、それから、第二区分であれば一年間自助努力をして第一区分に上る、本当に上るという厳格な審査にたえられるものだけは一応対象にしてみよう、こういうことでございまして、二つあわせてつくったものでございまして。

以上でございまして。

〇岡田委員 経緯はわかりましたが、そうすると、この基準を変えるおつもりはないということですね。

〇松田参考人 お答えいたします。

審査基準は法令の趣旨の中でつくるものでございまして、例えば三年連続と書いてありますけれども、これが二年で済んだのか、あるいは五年ならいいのかという問題は多少あると思ひます。常に、我々はそのようなことを考えながら、そこは、審査基準が法令の範囲であれば多少変更することもやむを得ないな、それは合理的なものであれば、そうせざるを得ないなと思ひますが、当面、現在のところそういう変更を想定してないという状況にございまして。

〇岡田委員 法曹界出身の松田さんと思ひない御答弁のようにも思ひますが。

この法律をつくるときに、とにかく審査基準にかなりの部分をゆだねたという経緯がありますね。ちゃんとしたものをつくりまして、全員一致ですから、こういう話だったので、実際出てきたものを見ると、こういうものが公然と入っている。そして、こういうものがあるから、自己資本比率が〇ぎりぎりであってもこの資本注入の対象になるんだという逆手にとつたお話をされる与党の議員もおられるわけで、私は、非常にこれは

弊害があるな、やはりこういうことをもう少しきちんとしていくことも国際的な信頼性を増すためにも重要なことじゃないか、そういうふうに思ひて申し上げたわけでございまして。

基準そのものがいいかげんで、それに基づいて、じゃ長銀の場合の資本注入についてどうなのかというときに、またそれに対して信頼感がなくなる、こういうことになるのではないかと、いふに思ひております。

次に参りますが、これも一部きょうのマスコミに出ておりましたが、きのうの審議の中で佐々波委員長が、ことし三月の資本注入に当たって何を審査したかというときに、個別行の実態は把握してございまして、こういうふうに述べられました。そのことについて、これは余りにも無責任ではないか、そういう批判があるわけですが、個別行の実態を把握していないという意味はどういう意味なのか、もう少し敷衍してお話しをいただきたいと思ひます。

〇佐々波参考人 まず、昨日の私の発言につきまして不十分な点があったことを先先生方におわびしたいというふうに思ひます。お尋ねの件につきましては、個別銀行のバランスシートを見てもなかったかのような発言があったようにございまして、真意といたしましては、個別企業のラインシートと申し上げるべきことでは、もう一度繰り返しましうか。真意といたしましては、個別企業のラインシートというふうに申し上げるべきところを個別銀行のバランスシートと言ひ間違えましたことを、ここに訂正させていただきますというふうに思ひます。

審査委員会といたしましては、三月の資本注入の際には、申請に係る二十一行につきまして、個別行の内容を審査した上で資本注入をいたしまして、その際、審査委員会は、金融監督当局の最高責任者でいらっしゃる大蔵大臣及び日銀総裁が委員となつておられますので、両委員を通じて、上記のような、というのは、個別銀行のバランスシートについての的確な認識をいたしまし

たというふうに申し述べたいというふうに思ひます。

〇岡田委員 そうすると、例えば長銀に関して言えば、長銀が貸し出ししている個々の貸出先についての情報は今把握していない、しかしバランスシートは見た。しかし、バランスシートというのは、これは公表されているんじゃないですか、最新のものがその時点で見られたかどうかは別にして、そうすると、公表されている資料を見て、これはいい悪い、こう判断したわけですか。

〇松田参考人 お答えいたします。

私も審査委員の一人としてその審査に立ち会いました。ちょっと委員長の御答弁で言葉足らずのところがあると思ひますので、御補足させて説明させていただきます。

三月の資本注入の審査では事実関係について非常に重点を置きました。特に不良債権の整理の仕方がどうなつてきているか、見通しなど。

そこで、委員長長名で、検査、考査の権限をお持ちになつて大蔵大臣と日銀総裁に、自己査定資料を審査委員会に取り寄せておられますので、それを中心に、事実関係の数値等について事実を確認をお願いしたいということで、要請を委員長からいたしまして、それを受けて、大蔵省と日本銀行では各行のラインシートを相当量取り寄せて精査をしていただきました。

その結果について、審査会の席上で大蔵大臣及び日銀総裁から事実関係についての御意見をいただいた上で、審査委員全員でまた合議をして、それから頭取を直接ヒアリングをして、補充的にヒアリングをして、そしてその上で資本注入をするという決定を見た、こういう関係にございまして。

〇岡田委員 今のお話ですと、そうすると、大蔵大臣や日銀の方からは、皆さんはラインシートを見てないわけですから、今度の長銀に関しては、例えば日本リースについてどういふ状況であるという説明、これは一つの例ですけども、そういうことを大蔵省はされたわけですか。

〇伏屋政府委員 お答え申し上げます。

三月の時点の話でございますが、金融危機管理審査委員会のメンバーの一人である大蔵大臣、當時は大蔵大臣が今現在金融監督庁が持っています検査権限を持っていたものですか、その検査結果等を踏まえまして、審査委員会において、申請された金融機関の財務内容について意見を述べたというぐあいに承知しております。

○岡田委員 ですから、ちょっとイメージがよくわからないのですが、意見を述べた方がいいのですが、例えば、そういう長銀であつてもほかの銀行でもいいのですが、重要な貸出先について、その実態まで踏み込んできちんとした御意見を述べたにたつたのですか。

○松田参考人 大蔵大臣及び日銀総裁からの御意見の中には、自己査定分類の仕方等についての御意見を伺いたしたけれども、個別的な貸出先について、そこまでの御意見は具体的にはなかったように思います。

○岡田委員 今のようなお話ですと、もちろんタスキミが非常に切迫していたという事実上の問題はありますが、公的資金を大量に投入する、あのときは一兆八千億だったのですか、投入するときに当たってはほとんど形式審査に近い。そして、日銀総裁と大蔵大臣がこれで間違いございませんと言つて、はい、わかりましたと、それに実態は近かつたような印象を受けるんですが、もしそれが違つたというのなら、具体的にこういふところが違つたというのをわかりやすく言つていただけないか。

○松田参考人 先生御指摘のように、非常に限られた時間の中の審査でありました。その中で私も最大限やつたつもりでありましたが、どこまでが形式的でどこまでが重点的によつたというところ、まあ主観的な考えもあるかもしれませんが、非常に生意気な物の言い方で恐縮ですが、私ども、主観的には、許された範囲では最大限やつた、事実関係についても最大限やつた、このように思つております。

○岡田委員 十分な事務局もない中でいろいろな

限界があることもわかりますが、しかし、もしそうだとすれば、こういうことが形式的にしかできないということであれば、法律の立て方、仕組みそのものがおかしいということには私はなると思ふんですね。法律上はやはり佐々波委員長のところ、そしてこの委員会にすべてがゆだねられる、こういう仕組みになつていくわけでありまして、それから、それだけ責任が重いわけですね、そこに何兆円というお金が、その決定によつて投入されるかどうか決まるわけですから。そういう意味では、私は、仕組みそのものに問題があるんじゃないか、そういう感じはぬぐえません。

そして、さっきのところに戻りますが、今度長銀についての資本注入の話が出てきたときに、やはり少なくとも、金融監督庁の方からきちんと責任を持って検査して、そして問題ありません、債務超過ではありません、自己資本比率はこういう数字ですということをはつきり出ないと、私は、今のような実態から見ると、だれもきちんと判断しないまま資本注入が決められるんじゃないか、そういう気がするわけでありまして。そういう意味で、金融監督庁の責任を持った検査の実施と、そしてその終了ということが私は絶対必要なことだと思ふんです。

もう一回監督庁長官に聞きますが、検査を必ずやり遂げる、こういうふうにおつしやつていただけないでしょうか。

○日野政府委員 お答えいたします。

しつかり検査をやつていきたいと思つています。

○岡田委員 これ以上聞いてもむだなようですね。それでは次に、ちょっと観点を交えて、長銀の場合にもデリバティブの問題というのが出てまいりましたし、大手の銀行、これは長銀という固有な名詞ではございません、大手の銀行が破綻した場合の国際的な影響というのは非常に大きい、こういうことが言われます。それはそれとおりだと思ひます。

実は、そういうものを防ぐためにBISの基準が存在しているんだと思ふんですね。国際的な波及が大変大きいからこそ、国際的にプレーヤーといふものは少しハードルを高くして、そして限られた人にして、こういうことを想定してあの基準ができています。もちろん、日本銀行を少し抑えよう、そういう趣旨もあったとしかいへない議論がありますけれども、客観的に見れば、私は、先ほど申し述べたようなことでのBISの基準ができていくというふうな思ふわけでありまして。

確かに日本でも、三月の時点で、金融監督庁の資本注入をするに当たつて一定の条件が付されて、リスト外計画を出すことになっていきますけれども、そのリスト外計画の中に、一律の人員削減とかそういうことではなくて、海外撤退をするというところがもし長銀に關して条件になつておれば、それから半年ありますから、今日のような議論にはあるいはなつていなかったんじゃないかと論じたいわけでありまして。こういうことを述べたくありませんが、今後まだ大手行の破綻の話というものが出てき得るという状況の中で、私は、早目に海外撤退といふものを一定の条件のもとで進めていくということが金融政策として非常に望まれているところじゃないか、こういうふうな思ふわけでございます。

これは、実は前内閣のときにも予算委員会の場で私申し上げたことがあるんですけども、大蔵省からは、重要な指摘ですけれども、検討、勉強させていただきますというふうなお答えしか返ってきませんでした。今そういうことをきちんとやるべきじゃないか。多少強制的になつても、それは将来税金で面倒を見るという話なんです。それから、例えば、形式的には八割あったとしても、あつたとしても、三月末には無理すれば八割どころか、七割とか六割とかいふところまで落ちて、もう海外から撤退しなさい、四の世で生きていきなさい、こういうことが私はあつてしかるべきじゃないかと。そして、そういうふう

うにすれば、何よりも今最大の国内の経済の足を引っ張つていける貸し渡しの問題というのはほとんど解消してしまふわけですね。そういうふうな思ふわけですが、この点について、大蔵大臣の御意見を伺ひたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 これはまさに金融行政の問題でございますから、私が答えすべき問題ではないと思ひますけれども。

ただ、従来いろいろ見てきてどういふ感想を持っておるかというお尋ねであれば、いわゆる国際化の名のもとに、地方銀行も含めまして随分八割の銀行になつてしまつたけれども、やはりそれはそれなりに反省期といふものに入つていて、マネーセンターバンクスのほかに地方銀行も随分といふような状況は、銀行自身においていろいろ考へておられるように見えますし、また、そういう時期になつておるのではないかと、私はこの問題についていわけのオプザーバーの立場でしかございせんけれども、そう思つております。

○岡田委員 ある意味じゃ官澤大臣らしい御答弁だったように思ひます。ただ、それは基本的には銀行が判断すべき問題だろうと思ひます。しかし、なかなかこれは決断できないわけですね。それから、今決断するとかえつてマーケットから、これは危ない、だからこうしたんだというふうな攻撃をされる危険性も秘めていける。

そういう意味では、やはり国が一定のガイドラインをつくつて、これは法律でもいいんですけども、そして、こういうものはもう撤退しなさいといふふうな持つていくことが、これは国内の貸し渡りとも非常に関係のある話でありますし、あつたとしても、少なくとも国が資本注入しているわけでありまして、そのぐらゐのこととを言える権限が当然あるというふうには思ふわけでありまして。

しかも、この金融の問題というのは、根幹が、国際的な全体の経済の破綻につながりかねないというところに根本があるわけですから、いろいろな政策を考えていく上で、ということであれば、そ

のリスクをなるべく事前に少なくしておくという事は非常に重要な政策マターじゃないか、私はこういうふうに思うんですが、いかがでしょう。

ですから、任せっきりじゃなくて、もう少し政府が主導権をとってそういう方向に持っていくべきだ、それだけの責任があるというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○宮澤国務大臣 行政としてどうすべきかというお話になりますと、これは私が答えをしてはならない範囲のことと実は考えております。

○日野政府委員 お答えいたします。

確かに、海外に進出している銀行が、例えばロンドンやニューヨークで突然破綻をしたりいたしますと、それは現地の皆様方に対して大変迷惑をおかけするという事は、これはもう間違いないことであらうかと思えます。

そういうわけで、現在、自己資本比率の規制上は、国際基準行に對しましては八%以上という自己資本比率が求められているのに対して、国内で営業を行う銀行に対しては四%以上という事で足りることにしているわけでございまして、国際業務に従事している銀行というのは、やはりそういった意味で八%以上の基準をぜひ満たしてもらいたい。もしそれが満たされないようであれば、私もといたしましては、本年四月に導入された早期是正措置制度などを活用いたしましてしめるべき措置をとっていただくということになるかと思えます。

つまり、国内基準行になりますれば、当然その自己資本比率の規制上必要な自己資本の額というのが、これは分子でございしますが、少なくて済みます。一方、分母となりますリスクアセットというものは、海外業務から撤退いたしますと、それだけ、つまり先ほど御指摘がありましたように、貸し渋りといった意味でも、そういった意味での解消にも大変役立つということにもなるかと思えます。いずれにいたしましても、それぞれの金融機関

が国内銀行に徹するかあるいは国際業務にまで進出するかという事は、これからの金融システム全体の中でそれぞれの経営戦略としてお考えいただくことになるのではないかと思います。少なくとも、金融監督行政をお預かりしている私もといたしましては、八%に満たないような銀行に對してはそれれしかるべき措置をとっていかねければならないものと考えております。

○岡田委員 早期是正措置を厳格に適用していくという事は当然のことだと思えます。

私が申し上げているのは、仮に八を超えるようなところがあつたとしても、本当に日本にとってこれだけの国際的な展開をする銀行が必要なのかという判断に立つて、もちろん最後は、これは私企業ですから個別行の判断でありますけれども、しかし、これが全体の国際的な金融システムの安定という観点から、あるいは日本のそういうリスクを小さくするという観点から重要である、そういう観点に立てば、私企業だから勝手にやりなさい、必ずしもそういう必要はないんじゃないか。もう少し強い権限で、どうしても残りたいところとはそれは別だと思えますけれども、少なくとも今の四分の一ぐらいに国際的展開をする銀行というのは、あるいはもっと減らしてもいいのかもしれない。ま、圧縮していいんじゃないか。

それから、資本注入を受けている銀行に對しては、より強いことが言えるとは私は当然思うんですが、例えば、資本注入の部分を除いて八が将来的に確保できるということがなければだめだとか、もちろん今は緊急事態だから今すぐということではなくとも、将来的にそういう見通しが安定的になければそれは認めないとか、そういう政策をきちんと展開していくということが私は非常に重要なことだと思っております。

大蔵大臣は、これは所掌じゃないとおっしゃいますけれども、閣僚ですから、閣僚はすべての案件について責任を負うわけですから、閣僚兼金融行政に非常に御見識をお持ちの識者としてお聞き

をしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○宮澤国務大臣 今、金融監督庁長官の言われましたことが行政指導の基本的なお考えと思えますので、それでよろしいのではないかと思います。

○岡田委員 八を満たしていればそれに対してとやかく言えない、こういうふうなお考えというふうに理解をいたしました。突然それが六になり五になり、あるいは破綻に瀕して、そしてそのたに国で大騒ぎをしなければいけないというのは非常に私に割り切れないものを感じます。それから、我が国の将来の金融産業というものがどうあるべきかというよりは基本的なビジョンを描いてやっていくという観点に立つたときに、本当にそんなものが必要なのか、こういうことを申し上げておきたいというふうに思っています。

最後に、大臣、大変恐縮なんです。一つ御質問したいと思つたのです。

大臣は、金融安定化委員会の初日に、自民党の大島委員の御質問に對して、住専の問題ですけれども、住専について、六千八百五十億円の投入というは農林系統の金融機関の預金者保護のために行つたという趣旨の答弁を述べられたと思うんですが、このお考えは今でも変わつておられないというふうに考えてよろしいですね。

○宮澤国務大臣 あの当時のことは岡田委員も御記憶でいらつしやらないと思つたけれども、あの年の暮れの予算編成、予算閣議で、突如として六千八百五十億円という数字が出てきまして、国民にとつては、これは全くその間の経緯を知らされていなかった問題でございまして、そのゆえに、これは無理もないのですが、受け取る側が、殊に一部の報道機関は、これは国民の税金を使って住専各社を救済するのである、そういう報道がなされました。第一印象というのは恐ろしいものでございまして、かなりの国民がそれをそういうふうに受け取つてしまつた。

実際問題としてしまつては、そこに至りますまでの間に、住専救済ではなくて、住専救済社がもう破産するということが決まつておつたわけでございますから、その債権をだれがどのように負担するかという協議がいわば水面下で行われておりまして、その結果として、母体行がとにかく一番のものをしよつたことは確かですが、全部合わせますと数兆円のもので、一番大きな債権者は、トータルしますと系統機関であつたわけでございます。系統機関は系統機関の事情がございまして、それだけ負担できるかという事はおのずからございまして、そして、各負担者のトータルをしましたときに六千八百五十億円足りなかつた、それが年末ぎりぎりに出た結果でございまして、これが公になりまして想像できない事態になりました。これは公になりましたと想像できない事態になりました。財政当局が六千八百五十億円を負担する決心をして、それが予算に計上された、こういうのが真実の経緯であつたと思つた。

したがいまして、政府が、これは全体の金融の安定、秩序を維持するための金であるとの説明をいたしましたのは、これはそのとおりでございします。私は、それを否定する意図があつたのではないと思つた。私は、それはやはり系統に金を預けておつた地方の人たち、農村の金融、農協に預金をしていた人たちが主たる受益者であつたというふうに考える、こう申しましたので、政府の公の説明を否定するものではないので、安定ということの意味をもう一つ立ち入って申し上げようとしたわけでございます。

○岡田委員 この八月二十七日の答弁の議事録を見ますと、

プロラタでやれば農協はつぶれてしまふ。そこまではいいのですが、そのときに、農協に金を預けていた人たちはどうなるのかということがエッセンスだつたわけですね。しかし、それは言えない、実は、あれで救われたのは、全国の農協に預金をしていた人たち、その信用であつたわけなんです。このことはもう疑いのない明々白々たる事実であるが、だれもそのことを余り今言いたがらないということだつたと思つた。

こう答弁されているのです。随分今お話しになったことと開きがあるように私は思うわけですね。

確かに、法的処理をすれば系統金融機関が非常に大きな影響を受けたという事は、これは事実ですね。その系統金融機関、私は、系統金融機関がおかしければそこに預けている預金者が影響を受けるというのはよくわからない議論だと思えますけれども、その系統金融機関がおかしくなるという事と、それから今おっしゃった一般の金融システムがおかしくなるという事は、私はイコールじゃないと思うのです。それを当時の政府は、金融システムがおかしくなるという事で、だけで説明して、大臣が前回正直におっしゃった系統金融機関の救済という事を隠してやったものですから、非常にわかりにくくなった、不透明になった、こういうふうに理解をするわけでございます。

私は、せっかく、大蔵大臣がやると本音で言ってくれた、こういう姿勢こそが、やはり国会においてこういう率直に語ることが、何といたしますか、国民の政治に対する信頼を増していくのだなと思つて感心して聞いておりましたので、それを何か即座に撤回されたという事を聞いて、大変残念で悲しく思つた次第でございます。

という事は、もとへ戻って、住専のときにも、あれは金融システムを守るためにやったのだという事を大蔵大臣はお認めになつていて、という事になるわけですが、そういう説明を繰り返してきかたが、先ほどの、長銀の検査を終了しないということもこれは対話であるのですけれども、そういうことが積み重なつて、私は、今政府がおやりにならうとして、これに對して国民が素直に聞けない、結局住専のときと同じように何か別の理由があつてだまそうとして、のじゃないか、こういうふうな受けとめられてしまふということ非常に残念ながら申し上げざるを得ないわけでございます。

何かもし大臣に一言ありましたら、お聞きをしておきたいと思つてます。

○宮澤国務大臣 一言だけ言わせていただければ、起こらなかった危機がもし起こつたらどのようになつたのだらうかということをおしした気持ちでございます。

○岡田委員 それは、その一言で通るのであれば、金融システムの安定のためということでもできるわけでありまして、私は、ちよつと大臣らしからぬ御答弁かなというふうに思つてます。

○相沢委員長 これにて岡田君の質疑は終了いたしました。

午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時四十七分休憩

午後一時開議

○相沢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

最高裁判所石垣民事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○相沢委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○相沢委員長 質疑を続行いたします。北村哲男君。

○北村(哲)委員 民主党の北村でございます。

まず第一に、私は、ことし三月末に大手行に對して公的資金が一斉注入をされた、これが貸し渋りの解決にならなかつたという原因について大蔵大臣にお尋ねしたいと思つてます。

貸し渋りは、不良債権の処理が不十分な状態であることに由来する債権回収圧力によって生ずると思つてます。したがつて、公的資金を投入して自

己資本を増強しても、不良債権処理が不十分なままであれば貸し渋りはとまらないのが道理であります。それにもかかわらず、三月末の公的資金の投入は、未処理の不良債権を残したまま、BIS基準八％の自己資本比率要件を形式上満たすだけにどまつた。

私は、この大手行への三月末の公的資金の一斉投入が貸し渋り対策としての効果をあらわなかつたのは金融危機管理審査委員会の判断ミスがあつたのではないかと思つておりますが、どのような判断に基づいてこのような中途半端な公的資金の導入を行ったのかという疑問が残ります。

この点について、午前中にも同僚の岡田議員が質問を行いました。その中で預金保険機構の松田参考人は、主観的かもしれないけれども自分たちが与えられた権限の中で最大限に努力をしたというふうな言われまされた。しかし、結果的に十分な効果を上げることができなかったのは、一生懸命やつても発見できない制度的欠陥、あるいは仕組みが悪いというところにならざるを得ないのではないかと、岡田議員は言われております。

大臣としてこの原因をどのようにお考えか。

私は、公的資金注入の前に、または公的資金の注入の条件として不良債権の処理を十分に行うべきであつた、その辺の仕組みあるいは順序が間違つていたのではないかと思つております。

大臣の御所見を伺いたいと思つてます。

○宮澤国務大臣 三月に行われました資本導入は、委員も御承知のとおり、その主たる目的は、我が国の金融システムが内外ともに非常な不信を招くに至りまして、国内では不安がございまして、国際的にはジャパン・プレミアムが上がつたというふうなことでございまして、したがつて、内外のシステムの信用を回復することを主たる目的として資本導入を行ったわけでございます。

ただそのときに、政府といたしましても、その結果として各銀行の貸出能力はふえるわけでございますから、これが貸し渋り解消に貢献すること

を期待いたしました。しかし、その期待は御指摘のように満たされなかつたというの事は事実であります。

そのことを考えますと、いろいろ理由はあろうと思つてます。全体の大きな流れとして、どの銀行も到底貸し出しを増大するような状況に基本的になつたといふことがあろうと思つてますが、その後と申しますか、一月後に起こつてまいりました東南アジア関連の新しい不良債権、あるいは国内におきまして当然のことながらそういうこともあつたと思つてます。そういう不良債権の増大あるいは株価の動向によつて含み利益が減少した。いろいろな原因があつたことだと私は思つてます。

し、正直を申して、そういう状況の中で各行が貸し渋りの解消にどれだけ努力をしようとしたかというところにも多少の疑問なきを得ませんが、そういう事情がございまして、結局、資本の増強は今日までのところ貸し渋りの改善に貢献してない、こういうことであつたと思つてます。

○北村(哲)委員 私はもうその原因があると思つてますけれども、今言いましたように、不良債権処理が前提とならず、そのあたりがあいまいであつたからだめだつたといふことは、そういう評価はできないのですか。その一つの原因にならないのでしょうか。

○宮澤国務大臣 それは、おっしゃいますように、基本的に言えることだと思つてます。

我が国の銀行、マネーセンターバンクがそうではないかといふことの基本原因は、まさに不良債権を持つておりまして体質が弱くなつていない、それはもうそこが基本と思つてます。

○北村(哲)委員 多分この問題にも関連するのですけれども、ことし四月から早期は正措置が導入されながら、運用が緩和されて一年先送りをされております。

すなわち、企業のリストラ努力を阻害して、それが問題を先送りしてしまつたのではないかと思つてますが、もしこの早期は正措置を厳正に運用

していれば、不良債権処理の実施が徹底されて、過少になった自己資本を公的資金で増強して、その結果貸し渋りもとまったのではないかと推定されるのですが、どのような判断に基づいて早期は正措置の運用を緩和されたのでしょうか。

○宮澤内閣大臣 それはいろいろございすけれども、基本的に昨年の夏ごろからこの早期は正措置ということが各銀行の意識に上つてまいりました。そして各行、何とかこの試験をパスしたいというふうなことから、かなり無理な申しすか強力な資金回収を行いました。そのことを私どもが気がつくようになりました。そのことを私どもでございすけれども、これはどうしてもいわば先を争って資金回収をするわけではございすから、もうとめるのは仕方がない、四％銀行については一遍だけ早期は正を延ばそう、残念なことではあります。延ばそう、そうでないともますます資金回収をする、せっぱ詰まってるやむを得ずそういうことをいたしました。

○北村哲也委員 私は、この早期は正措置の運用の緩和が結局今するところとリストラ努力を引き延ばしているということになってしまったのではないかとおもうのですけれども、そのあたりを簡単に御評価をお願いします。

○宮澤内閣大臣 そこは判断の分かれ目でございすけれども、早期は正措置が言われましたときには、少なくとも、落第しますと相当ひどい目に遭う、具体的にいろいろございすしたけれども、相当ひどい目に遭いますので、これはとても世間に恥をさらすことになりすから、それでもうめちやくちやに資金回収をやった。

そういう段階でこの貸し渋りを少しでも緩和するとすれば、試験の方を一年延ばして、ゆっくりやりなさいと言いか方法はなかろうというところで、これはせっぱ詰まった措置でございまして、それで、さあどれだけ効果があつたかということのお話もございすけれども、少なくとも、これをやっておれば相当めちやくちやな資金回収をしたであろうというふうには判断いたしました。

○北村(哲)委員 当時は判断されたとはいえませんが、結果的にはこういう事態になっているというところになると思うのです。

ちょっと話をかえませんが、これは個別具体的に大蔵大臣直接ではないかと思いますが、御感想という意味でお聞きするのですが、長銀のリストラ案では、日本リースなど系列ノンバンク三社に対する貸付金を全額放棄することになっておりまして、長銀の財務の健全化措置としてはこれは納得できないわけではないのですが、なぜ債権放棄でなくはいけないのだから。債権放棄とそれに伴う公的資金の注入がバランスを欠いて不公平ではないかというふうな考えを持つのです。そうすると、債権放棄によって日本リースの経営努力がおさなりになるおそれなしとしないわけですか。そして一方、債権放棄するのであれば、債権放棄だけして無償譲渡するのではなくて、例えば整理回収銀行に受け皿の機能を持たせた場合に、整理回収銀行にその債権を無償譲渡したりして債権を保全しながら、一方でノンバンクの経営再建に当たるといふ考え方、これはできないのでしょうか。

○日野政府委員 お答えいたします。

確かに、何の理由もなしに会社の債権を一方的に放棄するということは、その会社の経営者にとつて許されないことであると思ひます。ただ、今回の長銀の経営改善策と申しますのは、あくまでも住友信託銀行との合併を進展させる、円滑に成功裏に終わらせるといふことのために行われるものでございまして、決して一方的に債権を放棄するものというふうには理解しております。この合併が実現いたしますと、我が国の金融システムの安定、国民経済の円滑な運営に資するものと考へてゐるわけではございす。

それから第二点の、整理回収銀行に譲渡したかどうかという御質問でございまして、これはいづれ制度論でございすので、本来であれば大蔵省からお答えになることと思ひますが、これはもう議員御案内のとおり、今の制度では破綻を前

提としておりますので、今回のこのケースは破綻前の処理でございすので、整理回収銀行では引き取つていただけないものというふうには理解しております。

○北村(哲)委員 今はだめかもしれないけれども、私は何も、今前半で言われた、長銀はそれにやうである程度リストラができるかもしれないと、それをただ捨ててしまふというのはいやむだといううか、しかも前々回の質疑の中で、長銀の日本リースに対する債権というのは決して完全な不良債権ではない、いいものも含まれてゐるし、メインバンクが貸し付けた債権であれば第一抵当なんかをとつておくのは普通である。そういう債権をみすみすはうり出して無償譲渡をしてしまふ、それは非常にむだである。本来税金を取れるのであれば、得べかりし利益といううか、取れるべき税金も取れなくなつてしまふのではないか。

だから、その債権はどこかで無償譲渡を受けるなりして債権回収をする。後に出てくるサービサーもそうなのかもしれないけれども、そういうところでできるようなことでも考えれば、余り不公平ではないし、またノンバンクをただこのシステムの中で救ふ必要もない。ある程度長期をかけて返してもらへばいいではないか、そういうシステムを考へるべきではないかと思ひます。すけれども、いかがでしょうか。

○伏屋政府委員 お答えいたします。

先ほどから委員が言われておられます、例えば債権を整理回収銀行に無償譲渡してという御提案でございす。整理回収銀行の場合は、金融機関の債権が取得できる場合はあくまで破綻した場合でございす。したがって、破綻してないないケースにおきまして、結局整理回収銀行にニューマネーの融資機能を与ふることにつながつていくことになりまして、本来不良債権の回収だけを破綻したものについてやっていると業務からは、ちよつとなかなか整理をするのは大変だと思ひますので、その点御理解くださいませ。

○北村(哲)委員 現状では難しいかもしれませんが

けれども、これはどこか債権譲渡を受ければそれで済むし、国が受けてもいいし、あるいは別の機関が受けてもいいと思ひますので、このあたりは、そういうものをつくるのは簡単だと思ひますので、ぜひそれをお互いに考へていきたいと思ひております。

ところで、今回長銀はリストラによって自己資本を減少して、その結果公的資金が注入されることになりす。そして、当然のごとく合併が行われるというふうな言われたいわけではなかつたけれども、それはまだ合併が決まつたわけではないと私は考へております。今後、合併契約が成立するまでの間に事情の変更もあると思ひます。

ところで、先般の長銀の代表者の参考人質疑におきまして、確かに、自己資本比率は少なくなつて公的資金の注入をお願いしなければいけないと言われたのでございすけれども、一方、資金繰り、いわゆる資金ショートはない、だから日銀特融の必要はないというふうな言つておられたわけですが、そうするならば、たとえ小さくなくても公的資金を注入すれば一つの銀行として自主再建できるというふうな言つておられるように聞こえるのです。何も合併しなくても自己資本は公的資金で注入できる、しかも資金ショートがないから日銀特融は受ける必要はないのだというふうには聞こえるのですけれども、そうならば、小さいながらも自主再建して、そして再建した後に、自分の体力に見合った合併先を探するなり営業譲渡をするなり、あるいは資本の増強をするなりして、それなりの銀行として成り立つていくのではないかと申すのですけれども、余りにも合併が前提、合併が前提と言われるから何かおかしくなつてくるというか、議論が混乱してしまふのです。

長銀の場合は、頭取が言われたように、公的資金さえ受ければ資金ショートがないんだ、そしてそれなりに合併条件が合うように健全な小さな銀行として存在するのだと言われているわけですが、けれども、そこが、ではなぜ小さな銀行として小さいなりに自主再建できないのかというのがわから

ないのですけれども、そのあたりについてどうしようか。

○日野政府委員 お答えいたします。

今回のこのケースは、六月二十六日に合併構想が発表されたことから始まったわけでございまして、この合併構想はあくまでも両行の経営戦略に基づいたものでございまして、合併いたしますと両行は、それぞれの得意分野を生かすことにより、また有数の資金量を基盤といたしまして、今後金融業界において発展していくだろう。これが市場の信託を得て金融システムの安定に大きく資することとなるというふうな考えられるわけでございまして、この合併構想を進めてまいりまして、相手方となりました住友信託の方から、ぜひ不良債権を思い切って処理してほしい、こういう御要望があったようでございます。

そういうことから長銀としては不良債権を処理するという事になりまして、過少資本となりますために公的資金を注入するということになるかと思ひまして、やはりあくまでも今回のケースは合併が前提であるというふうに理解しております。

○北村(哲)委員 私は、自主再建できるではないかと聞いているのですけれども、あくまでも前提だと言われるのならばちょっと議論が並行するかもしれないけれども、私は、あの話を聞いています限りでは自主再建だって可能であろうというふうなふうに思ひ、そうすると、合併が前提と言われるならば、翻って住友信託を見ますと、健全な形あるいは完全な優良資産だけ持っている会社でなくて合併できないというわけですね。しかも、その健全性とは、公的資金をつぎ込んだということによって、公的資金によって補完されたものである。となると、これは住信の方が公的持分金つきの合併を求めている、国はそれをやってください、やらなければおれは嫌だよというふうな言い方になってしまふ。そうすると、世間の目から見ると、国民の目から見ると、住信という一つの銀行だけに甘い汁を吸わせるのではないか、そこだ

けよくなっているのではないか、ほかの銀行については不公平だというふうな話になる。

それで、住友信託も、決してこれは完璧な銀行ではないと思うのですよ。例えば、日本リースに對しても長銀の次に大きな債権を持っているし、そのほかについても、資本比率とかそのほかのデータを見ても必ずしも感服される銀行ではないと思うのですけれども、国家が住信という一行を優遇するという不公平な結果ということを招くと思ひます。そして、住信としても、いずれは何かの形で公的資金を受けるといふこともあり得るわけですから、当然経営者としての責任もあると思ひます。その責任を負わなくてはならないわけですね。その責任を負うためにそれなりのききかたで、責任を負わせておいて、それだけを得て自分は大きくなる、そういう構図になっておかしいのではないかとこの気持があるのですけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○日野政府委員 お答えいたします。

まず、結論の方から申し上げさせていただきますと、今回のこの公的資金が仮に注入されたといひましたし、決してそれは住信という一企業を優遇するといったことにはならないと思ひます。理由を幾つか申し上げさせていただきます。まず、長銀の方は、自分の方が過少資本になるから公的資金を注入していただきたい、こう言っているわけではございまして、企業の評価という面からいいますと、当事者といひましては、恐らく合併比率を通じて将来の自行と相手方との間のいろいろな関係が生まれてくると思ひますが、相手方が自分よりも数倍の大きさになる、あるいは、委員は持分金という言葉をお使いになりましたが、仮に膨大な持分金を持つてくような相手方であれば、かえって自分の方が圧倒されてしまふといったような関係にもならうかと思ひます。

その相手方の企業の評価が、自分が仮に、よく北拓と北洋銀行の例が犬と馬に例えられますが、

相手が馬のような大きくなり、自分が犬のような形であれば、自分が馬を背負うといったようなことは大変なことになるかと思ひますので、合併の相手方にとっては、一方の当事者が余りにも大きくなり過ぎるといったようなことは決して歓迎してはいないのではないかとこのように考へるわけではございまして。

いずれにいたしましても、これは長銀がいずれ資本の注入を申請される際に、金融危機管理審査委員会の方において御判断になられ、決定されるものというふうに承知しております。

○北村(哲)委員 この関係についてはそれくらいにしまして、次は柳沢大臣にお伺いしたいと思ひます。不動産権利調整臨時措置法の関係でござい

ます。これを略して権利調整委員会と申しまして、この制度を設ける趣旨なんですけれども、現に司法に調停制度とか仲裁制度はあります。そして、それは立派に機能しているというふうには私は考へております。

ところで、この案の権利調整委員会を取り扱うであろう案件を見ますと、特殊な案件ではなくて、貸し金と担保不足、そして担保としての抵当権とか質権が入り乱れていて、これを解きほぐして処分、すなわち売却とか競売に付して資金を回収する、そして不足分は償却するあるいは他の弁済を考へる、これは貸し金と担保という民事事件の典型的なものなんです。それは、現在でも一般に裁判所でも民事調停や仲裁制度で現に行われているものであります。

それで、一方、八条機関とかあるいは三条機関と言われるこれに類したような機関があります。例えば、労働委員会とか公害調整委員会とか建設工事紛争審査会などがありますけれども、これは、普通の民事から離れて、裁判官の知識ではない科学的な知識、あるいは労働関係、あるいは建築の専門家とか、そういうものがなければできないから委員会をつくったというふうに考へます。そういうことから見て、この件については、何も

新しいものをつくる必要はないのではないかとこのように考へます。

それからもう一つは、それでは、裁判所の調停事件が滞ってこれでは役に立たないというのであれば、これは後にまた裁判所からのこの制度についての内容を伺いたいと思ひますけれども、私の聞いた範囲では全国の裁判所などで滞りなく進んでいるというふうに報告を受けておりますし、現状での処理も行き詰まっているという報告はないわけですね。

そういうわけで、一体どうしてこの新設の機関をつくって、ここでこの案だけを、不動産担保の債権だけを取り扱わなくてはならないのだらうか、その趣旨は一体どこにあるのだらうかという点について、まずお伺いしたいと存じます。

○柳沢国務大臣 法律の専門家でもあらね、また法律問題の第一線に携わっていらっしゃる先生から、今、司法の方でそういう用意はあるのになぜ改めてこうしたものを行政の制度として導入するのか、こういう御趣旨の御質問がございました。

これは幾つかの面がありまして、それはそれで、これまでの答弁でも申し上げたことでございまして、今、今の先生のお話の中であえて私どもとして申させていたかったと思ひます。それは、これは、事業者の事業再建と申しますか、そういうことを非常に大きな眼目として調停を図りたいということにあるわけではございまして。

調停制度があることも、我々法を仕組む上で十分これを念頭に置いているわけではございますが、現在の民事調停制度というのは、確かに先生がおっしゃる通りに、形の上では例えば私権というか、そういう経済的な権利にかかわるいろいろな調停をなさっているわけですが、事業者に対する事業の再建というわけではございまして、どちらかという家事関連の申しますと消費者と、あるいは家事関連の家計的な金融、あるいは最近の言葉で言えば消費者金融というふうに分けてみますと、どちらかという後者の方をお取り扱い願っている

平成十年九月二日

平成十年九月二日

理を最終的に進めるといふようなもので、それらが一体となって日本の金融界の再生に資するものだ、このように私として考えさせていただいておきます。

○北村(哲)委員 私、この質問をしたのは、本来法律は、一括して出されたらそれなりの整合性というか、一つの枠、今フレームとおっしゃいましたが、あると思うのですよ。物すごい大きな意味では、それはわかりました。

しかし、片やブリッジバンクは、破綻した銀行処理の手続。この法律はそうじゃなくて、一般の不動産の売却が滞っているから、それを処理するためのシステム。そして、サービサーについては、不動産だけではなくて、サラ金からクレジットから、そういうところまで含めて全部回収しようという組織です。それがどうも一つになかなかまとまらない。先生のお考えの大きなフレームならいいかもしれせんけれども、法律というのは、やはり一つの、どこかのメーンの法律があつて、それとどう関連があつてどういふふうにおさまっていくかというくらい一貫した法案であつてほしいと思うのですけれども、それがどうもあつち向いたりこちち向いたりするような感じのそれぞれの法律のような気がするんです。そういう意味でお聞きしましたけれども、御答弁はそれで結構でございます。

次に移りますが、この調整委員会は、この法律によりまして、五名から十名の委員会を予定しているというふうにあります。そうすると、非常に多く予定されておられるこれらの事件を処理するに果たしてこれで足りるんだらうかというふうな感じがしますが、大臣は、第一種特定債務者、すなわち不動産関連債権というのはいくつかの種類のものが処理の対象となるのか、どういう予測を立てられておられるのか、どういふイメージで考えておられるのかについて御説明をお願いしたいと思います。

○柳沢国務大臣 この委員会を設置して調停なり仲裁の対象として考えている、いわば業務量と申

しますか、そういうことでございますが、これは、この法律の仕組みが、行政の側から積極的に出ていって強制的に何かこの手続の中に関係者を導入するといふような仕組みになっております。関係者の側のインシアチブに基づいてこの手続が始まる、こういうことでございますので、いわばここで、確かに大体このぐらいの業務量を予想しますというところは答えかねるわけでございます。

ただ、あえて、先生のお尋ねでございますので、私もがめんどとして考えていることというか、直接的ではありせんけれども、いろいろな状況を見てもみまると、貸付債権で不動産が担保になっていられるものと、あるいは都銀が一部発表した、不良債権の中で不動産が担保になっているもの、不良債権の中で不動産が担保になっているもの、大体二割ちょっとぐらい、金額ベースですけれども、存在しているといふようなことがわかつております。そういうようなものの中で、果たして私どもの想定している手続の中に調停を求めてくるものがどのくらいであるかというの、事務方はある程度想定しておると思ひますけれども、今、私のこの立場からこのくらいというの、なかなか言いかねるなというのが現在の私の気持ちでございます。

○北村(哲)委員 二〇%というふうに今言われても、ちょっとどれぐらいの二〇%かわかりませんけれども。

銀行の貸付債権あるいは不動産貸付債権というのは一個一個全部違いますね。ですから、一つの銀行が一つの企業、一人の個人にお金を貸すにしても、何科にも分けて、例えば一億円貸すにしても、恐らく十口、二十口に分けてそれぞれの債権があると思うものですから、そういうものを全部解きほぐしていかなければならぬ。それで、あるものには担保がついていられる、あるものには担保がついていない、あるものには連帯保証人しかついていない、あるものには連帯保証人しかついていないとさまざまあつて、それがいろいろ不良債権かどうかは仕分けされていくと思うのです。その仕分けを今恐らく監督庁でおやりになってい

るのでしようけれども、それから見ると、果たして五人、十人のことを考えて、あるいは幾ら当事者主導と言われても、今ある組織ならば受け入れることができなければ、新たに作るのであれば、それは相当の覚悟をしなければならぬだろうといふような気がいたします。なれたスタッフがいないければ即座でできないように考えるわけですね。ちなみに、大臣ではなくて、私がさきに例として挙げた労働委員会、あるいは公害等調整委員会、あるいは建設工事紛争審査会、あるいは裁判所の組織、どういふ組織で動いているかについて、簡単にスタッフ、メンバー、それからどのくらいの件数があるかをお伺いしたいと思ひます。

まず労働省に、労働委員会というのは中労委と地労委とありますけれども、どういふような形でのどのくらいのスタッフが動いているのか、どのくらいの件数があるのか、ちょっと言つてくださいます。

○澤田政府委員 中央労働委員会及び地方労働委員会につきましては、関係の法令によりまして、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成とされておまして、その数につきましては、中央労働委員会の場合各十三名、地方労働委員会につきましては、都道府県によつて各五人から十三人まで、五区分されております。

スタッフの数でございますが、中央労働委員会につきましては平成十年度百十八名、地方労働委員会につきましては、各都道府県の条例で決められておまして、私どもは把握をしておりません。

それから取扱件数でございますが、中央労働委員会の場合、平成九年、労働争議の調整件数三十八件、不当労働行為審査件数三百二十六件でございます。それから、地方労働委員会は、四十七都道府県合計いたしまして、争議の調整事件五百七十七件、不当労働行為審査事件千四百八十八件、以上でございます。

○下野説明員 御説明いたします。公害等調整委員会は、委員長及び六人の委員、そのうち三人は非常勤でございますが、それでもって構成されております。そして、事務局の職員は四十名、うち事件処理を直接担当しております職員は十八名でございますが、このほか二名の併任職員がおりますので、実質は二十名で処理をしておることになります。次に、事件数でございますけれども、事件数は、公害紛争事件につきましては、平成九年度で調停事件八件、裁定事件十七件、それからその他の事件が一件ございまして、計二十六件。それから、公害等調整委員会は、公害紛争だけでなく、鉱業に係る土地利用調整等の事務もやっておりますので、それらあわせて申し上げますと、鉱業禁止地域指定制度というのがございまして、その請求事件が九年度四件係属しております。それからまた、鉱業に係る行政処分に対する不服裁定も私どものところで取り扱っておりますが、その不服裁定事件が九年度八件係属しております。主要な事件は以上のとおりでございます。

○北村(哲)委員 裁判所の方もお願いします。

○石垣最高裁判所長官代理者 裁判所の調停には、御案内のとおり民事と家事とございまして、民事の調停事件の関係で申し上げますと、まず新受事件、新たに受ける事件数ですが、近年顕著な増加傾向を示しております。平成五年には十一万二千八百四十六件でございましたが、平成九年におきましては十九万四千七百六十一件となっております。

また、民事の調停委員の数でございますが、年度途中で多少の増減がございますけれども、全国で約一万二千人前後、もう少し詳しく言いますと、平成十年八月一日現在で全国で一万一千七百五十四人ということになっております。

○北村(哲)委員 ただいま聞きましたことも当然

わかつていふことかも知れませんが、しかし、これを見ますと、公害等調整委員会は別にしまして、数が少ないですからいいのですけれども、そのほか、特に一番近い調停委員会については非常に多くの人員を抱えてやっておるということになりますと、その一角を占めるこの委員会についても、規模の面あるいは予算の面で相当の大きなことが予想されるわけです。しかも、その体制がどうなっているかということなんです。

あえて裁判所に聞きませんけれども、特に裁判所の手続が遅いとか、それから、さすがその結果に対する批判は余り聞かないのですけれども、遅いために現実的な処理、解決にならないと言われている。確かに世間でそう言われてはいますが、この委員会がその不信感から出ておるものだとすると、これは裁判所としても相当反省をしなければならぬ。裁判所の組織の拡充ということ、あるいは司法の改革ということを考えなくてはならないと思っております。

私自身は、そういう面で裁判所がみずから努力をして、今でこの問題に対処できないならば、特別部を設けるなり、何も簡易裁判所ではなくていいし、地方裁判所でもいいし、あるいは高等裁判所でもいいし、調停機能を強化して、そこに専門家を持ってきて、まさに、現下の問題解決をするための特別部を設ければ、今ある組織を十分に活用できるし、しかも専門家というか、この調停委員会でもその中の何割か、恐らく半分以上は法律家が必要であらうと思えます。それは事前にも聞いておりましたけれども、当然法律家のOBその他を予定しているというふう聞いておるわけですが、そうすると私はこれは今の司法の機能に組み入れることができるのではないかと申すのですけれども、それは裁判所にお聞きしても恐らくお答えにならないと思いますので、私の意見として申し上げたいと思っております。

ところで、先ほど、この調整委員会は免稅措置がいわば目玉というか、それによって解決が図られるだろうというお話になったのですけれども、

まさに私もこの調停委員会が民事調停制度にまさるところは、債權放棄をした債權者が課税免除になり、また免除を受けた側がその利益を累積赤字と相殺できるという恩恵を法律的に与えるということに尽きると思えます。

これはまた、まさにあめによって当事者に自由に債權放棄と債務免除を与えることになるということになります。私は、これでは他の一般の人たちと比較して不公平なところ、ゼネコンとか特定の、それに近い人たちは、不動産業者を助けることになるのではないかと申す。すなわち、パブルに陥った人たちのみを救済する徳政令になるのではないかと。そういうふうな一般に言われておるわけですから、そうではないかと私も考えます。

もしそういうことをされるのであれば、個人ローンに苦しみ、サラ金に苦しんでおる、あるいは大企業者の圧力で苦しんでおる一般の債權者とか中小企業者の人たちの公平を欠くのではないかと申す。

もし、サラ金とかローンで苦しんでおる人たちが同じような法律で半分にしてもらえれば、同じようにその人たちは、個人としては半分、三分の一にしてもらえれば、当然個人として再生できる。再生できないから、今個人としては自己破産とかそういうものが非常に大きな傾向になっている。

ちょっと調べてきたところ、自己破産の件数でも、平成五年から平成九年で倍増しておるわけですね。平成五年で四万五千件であったのが、年々ふえて、おとし、平成八年は五万九千何がし、昨年は七万五千件、こしは十万件にも達しようとしておる。

そういうものについて放置しておいて、このパブル処理が景気のために必要だと、それだけに限定するということは、これは私は少し不公平ではないか、一般庶民の人たちが歓迎しない、おかしいではないかと言われるのではないかと思うので

すけれども、そのあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

○柳沢国務大臣 先生、租税上の措置、税制上の措置についてメリットを与えておる、こういうふうにおっしゃったわけではございませんけれども、二つの側面があるかと思えます。

一つは、手続面において、事前的に調停人が入ったところでの合意についてこれを発動するということの意味で、私は先ほどメリットとして言及させていたたいたのでございます。

もう一つ、実態面がございまして、実態面については、これは何らメリットを与えていない、新たな恩恵を与えておるものではないということをお申し上げたいのでございます。

それはどういふことかと申しますと、余りここで申し上げよう申し上げるのは差し控えるべきだと思ふのですけれども、企業から資金なり資産なりが一方的に流出した場合、これをどういふふうに見るかということとは、法人税法の実効上も非常に重要なところなんです。一つは、例えば公益法人あるいは慈善団体等に堂々と寄附の気持ちを持って寄附するというのがあります。

それ以外に、一方的に何かという資金の流出を行った場合、これをどう見るかということなんでございますけれども、一つは、利益調整というか、そういう意味で作爲的にやる、所得を低く見せかけるためにそういう措置をするというふうなことについては、税はなかなかそれを許容しないわけでありまして、これを逆に寄附金として認定して、そしてその寄附金全体にかかっている制約のもとに置く、こういう措置をとるわけではございません。

しかし、それじゃ、そういう理由がなくして資金の流出等があった場合、これをどう見るかというところでございまして、これは基本的に流出したというのとは事実なのでございまして、その法人企業体から資産なり資金なりがもうなくなっているということは事実でございまして、その限りでは、利益を追求する団体としてはこれを損金と

して認めていいじゃないかという考え方があられるわけでは、しかし、それはあくまでも利益調整的なものとの分界を厳しく見ていかなければいけないというところで、あつたいろいろな要件を書いた通達が発せられておるというふうな考え方をさせていただきます。

この場合、一体どういふふうに見るべきかといえ、これはもう再建のために、企業を再建し、そして将来においてはむしろ自己が債權として残しているものの弁済可能性が上がるという意味で、いわば商売人としてそういう行動をとるには合理性がある、したがって損金性を認めていいんだ、こういうことから今度のこの通達ができ上がっているわけでありまして、それを事前的に適用しようというところに尽きるというのが今回の制度でございまして、実態的に新たに何か恩恵を与えるものではないということについて御理解を賜りたいと思ひます。

○北村(哲)委員 確かに現在も大蔵通達の九四一(一)あるは九四二で、本当に最近、ことしからいかに恐ろしく実行されたのでしようけれども、まさに債權放棄については損金算入を認めるという通達があることは存じ上げております。

しかし、それであっても、その場合、その債權放棄が合理的であるかどうかというのは国税庁が判断して、それがよければその通達を適用して損金算入するというふうな形になっておるわけですね。それを無条件に、この委員会にかかったものはすべて当たるんだということがおかしいのじゃないか、そうすると個々の判断は抜きにされたいというふうなことになるんじゃないかという気が私にはするの……それは違ふのですか。(発言する者あり)

○柳沢国務大臣 これは先生、法文にもちゃんと何回も出てくるわけではございますが、その合意はあくまでも公正、妥当でなければならぬということになっておまして、法人税法というか、税法が全体としてよって立っているところの公正、妥当な経理の原則、こういうものと軌を一にした

概念を導入させていただいて、そのところはちゃんと調整委員会によっていけばチェックされるという仕組みになっているわけでございます。

○北村(哲)委員 私は、行政が国税庁の判断と同じことを公正、妥当で結構です、それは、調停委員会でも同じことを書いてあります、普通の民事の訴訟でも、条理に合ったように、あるいは公正、妥当という言葉は幾らでもあります。

しかし、本来国税庁の判断する、そしてその権限に基づいて税金を取るものを、その一委員会が、しかも当事者主導の合意に基づいてやるというものが、公正、妥当でなくちゃいけないという条件を付したにしても、同じ判断をこちらにもうぽんと先に与えてしまうということがおかしいのではないかと感じます。

○柳沢国務大臣 その点は、ちょっといきさつを申し上げて事態を御理解いただくと、より御理解していただけるのではないかと、より御理解するのですが、あつせんというものが最初、党の、党だったと思えますけれども、金融安定化トータルプランの中にはございました。あつせんをするこのことによって合意を得た場合にやはり同じような制度のもとに置くべきではないか、こういうことがありましたが、あえてあつせんというものをやめたのでございます。

なぜやめたかという、あつせんというのは、先生が今おっしゃったように、民間人の両当事者のいわば合意の場を提供するにすぎないということとでございまして、それはやはり合意の内容が公正、妥当であるということを経済的にチェックできない、そういうことからあえてあつせんというものをやめまして、調停と仲裁のみにしたということとでございまして、この法制定のいきさつからいっても、そこはしっかりとチェックする体制で臨もうとしておるという法の趣旨を御理解賜りたいと思います。

○北村(哲)委員 それでは、今確かに無条件でないということもありましたけれども、国税庁が本来ならば個別の判断をしてその合理性を認めると

いうことでなくちゃいけないけれども、その合理性を担保されているシステムがこの法律のどこにどのように出ているのか、御説明をお願いします。

○白須政府委員 お答え申し上げます。

この法律案の十八条の第一項でございますが、調停の打ち切りというように表題がついている条文がございます。ここには「委員会」は、不動産関係権利等の調整について、第一種特定債務者の事業の再建を通じてその債務の弁済可能性を高めるとの観点から、公正かつ妥当で進行可能な合意が成立する見込みがないと認めるときは、調停委員会成立の決定により、調停を打ち切るものとする。」という内容になっておりまして、ここでは、打ち切りになりますものとして、まず基本的に合意が成立しないというのがございますが、また、その合意の中でも、仮にあつたというたし、また、公正かつ妥当で進行可能な合意が成立する見込みがないということ、調停としては成立をいたさないというものでございまして、

○北村(哲)委員 私は、こういう言葉だけで果たしてそれが担保されるかどうかは非常に疑問でありますけれども、時間も来ましたので終えたいと思っておりますが、労働大臣それから法務大臣、保岡先生、大変申しわけありません。予定をしておりますけれども、このように私の質問が下手で長引いてしましまして、この次、またお願いしたいと思っております。どうもありがとうございました。どうも失礼いたしました。

○相沢委員長 これにて北村君の質疑は終了いたしました。

次に、上田勇君。

○上田(勇)委員 平和・改革の上田勇でございます。まず最初にお伺いしたいのですが、今日のこうした金融システムの危機を招いた最大の原因は、やはりこれまでの金融行政のあり方が余りにも一貫性がなくて無責任な対応が多かった、そのことに対して市場も国民も完全に信頼を失ったために

今日のこういうような状況が起きてしまったのではないかと、いうふうに私は感じるわけでありまして。

振り返ってみますと、住専処理のときには、不良債権処理の山は越えた、今後は公的資金は投入しないというふうな政府の方針が言われましたが、昨年は、橋本総理は、金融機関の不良債権の処理はかなり順調に進んでいるというふうな答弁をずっとされておりました。今日、見てみますと、これは正確ではなかったし、事実ではなかったというところがはつきりしたわけでありまして。

また、昨年の初めには、当時の大蔵大臣が、二十行のメジャーバンクは支えていくということと、たまたび国会の内外でお話をされておりました。ところが、年末までには北海道拓殖銀行、北拓銀行が破綻したし、日債銀も経営危機に陥るといふような事態に至りました。

また、その間、いろいろ中小金融機関でも経営危機に陥ったものが多かったのですが、あるものは救済されていたし、あるものは破綻させた。その基準がどうも、それなりのお考えがあったのかもしませんが、我々から見ると必ずしも一貫性がない、基準が明確でなかったというふうな感じがいたします。それで、その間に、この金融機関の不良債権の処理につきまして、政府として明確な方針も出てこないで、大変問題が先送りになって、後から追ってくるような対応が続いてきたのではないかと、いうふうに思っております。

こうした行政では、やはり市場も国民も金融システムに対する信頼を失い、システムの危機が招かれるのも行政の責任が極めて大きかったというふうに私は思っております。

○宮澤国務大臣 住専処理につきまして御審議をお願いしたときに、当時の政府は、もうこれでこの問題はございませんと申し上げたという御指摘でしたが、あれは、いわゆる不良債権のうちで、住宅金融専門会社という七つかそこの会社

に関する、当時母体行という言葉がございましたが、母体行を中心としての破産の結果の処理でございますから、これだけでその不良債権が終わるはずは実はほとんどなかったと思っております。

その後、しかし、今御指摘のように、たびたびこの処理は済んでおるといふようなことを申し上げましたのは、考えますと、引き当てが済んでいるという金融機関の報告を聞いて、引き当てが済んでおれば問題は済んでおる、こう即断した嫌いがあるのではないかと、申し上げるまでもなく、引き当てが済んでいるということとは貸借対照表には載っておるということでございますから、債権者と債務者の関係は片づいているわけではない、いわんや、その間の担保等々は処理されているわけではない。その状況をもちて不良債権の問題は済みましたというの、これはちょっと考えればおかしいことであつたと思っております。そういうことがございました。

この間における行政の責任、しばしばお話がおりますように、それはやはり、長い間続いた護送船団方式というもので、優秀の競争がなく、したがって、そういう意味では経営者に経営の危機感というものを与えずに、安楽なと申しますが、安易なと申しますか、そういうことを長年やってきたその行政の責任、そしてそれが、統制解除になればならないときに弱さを露呈をしたというふうなこと。最近のことを考えましても、そういう行政のあり方というのは、これはまさにおっしゃいますように、この事態に責任があると申すべきであります。

○上田(勇)委員 責任があるというお話でありますけれども、今の大臣のお話でも、いや、こういうふうに言ったかもしれないけれども、実は専門的に言くと、また詳しく言うと真意はこうなんだ、こうだったんだと今から言われても、それは、現に当時、責任ある立場にあられた総理にしろ大蔵大臣にしろ、不良債権処理は着実に進んでいるんだ、心配ありませんと、ところが、それに

これが今の不良債権の原因になっているわけであり、ありますけれども、その間、各金融機関の一つの安全性の基準とも言われる自己資本もぐっと低くなってきていまして、特に七〇年代の後半ぐらいから急速に減少していつて、八〇年代には、普通銀行の平均として四％以下になっていたという統計もあります。

○宮澤國務大臣　私も、最近、当時のいきさつを年ごとに調べてみておりますのですが、ブラザ合意が八五年でございしますから、六年はちよつと非常にみんなが苦しみまして、その次ぐらいから少しづつということなんですが、実は、もうそのころに何度も銀行局長通達というのが出ておりまして、それは、金融機関に対して、不動産目当てに余り大きな貸し出しをするな、それから総量規制なんというところもございました。意外に時点としては早い時点でそういう通達なり警告がなされてゐる。

○宮澤内務大臣 誤解があるといけませんので、そういう気持ちで申し上げたものではありませんで、通達を出して警告をしているんですが、なかなかそれが受け付けられない、それだったら、ちゃんと実績をとってきちんとやるべきであったということでございますから、そこで行政がちゃんとやっていたから責任はないというふうには申し立てるものではありません。本気になってとめるものをとめようとしていない、何もやっていないのではなくて、やっているんですが、それをき

先般、長期信用銀行の頭取はか皆さんが参考人として御出席をいただきました。それぞれ経営陣としての責任についても言及をなされました。私は、必ずしも十分な責任のとり方というふうには

思いまされども、それでも退任、減給、退職金返還までの責任を示されました。

行政のトップについてそうした話は聞きませんけれども、大臣あるいは次官、行政のトップ、銀行局長あるいはそういった方々、責任があるというところをおっしゃいましたけれども、目に見える形で責任のとり方というのは何かお考えはないでしょうか。

○宮澤内閣大臣 これはどうも私がお答えするしかないわけですが、経緯を見ておきますと、もちろん、刑事事件がありましたようなことは、これは別でございまして、そうでない場合に、やはり減給であるとか、いろいろな行政の中で決められたとおっしゃって、それに加えて、やはりそのことが人事にも及んでいて、事実上、責任をとってやらせてやめてもらおうとか、あるいは、いわば期待されていた昇進が行われなかったというように、これは、委員も御存じのとおり役人の世界においては、かなりきつくてございまして、それから、そういうことは行われております。現に、大蔵省におかれましては、私の前任者が主なる者と呼んで一人一人に訓戒を与えられたというふうに承知をしております。

○上田(勇)委員 我が国の行政というのは、これまでも政策立案の中で非常に強い力を持って、強い権限を持った行政機関でありますけれども、やはりその最大の欠点というのは、行政として責任をとらない、誤った政策、行政の責任において政策を施行したとしても、結局は責任をとらないというところが本場に最大の問題だというふうに思います。

今回も、こうした金融問題が発生して、その間最大の力を持っていた人たちが結局は今、それなりに昇進がおくれたりとか、自分が思っていたポストにつけなかったみたいな話はありましたけれども、私は、その責任はそんな軽いものじゃないというふうに思います。結局は皆さん、公務員としての最高のポストについて、退職後も

それなりのポストが与えられて、高給を取って今も生活されているわけでありまして、しかも、こうした事態になって公的資金の投入といったものが本場に現実味になってきた。そうした中で全く行政が責任をとらないというのは、これは国民の納得が得られないことだというふうに思います。

もちろん、今の官僚システムの中の人事システムのあり方についてはよくわかりますけれども、やはりこれから本場に、行政がそうした失敗を犯したときにはちゃんと責任をとっていく、それを目に見える形で責任をとっていくという形がでなければ、例えば今回のような、国民に負担を強いるというふうなことは納得が得られないことになってしまふというふうに思います。この辺は、そういう意味では、権限と責任のあり方を本場に明確にしていかなければいけないというふうに申し上げさせていたいただきたいというふうに思います。

次に、ちょっと話題が変わりますが、民事上、刑事上の責任という問題についてちょっと質問させていただきます。

小淵総理大臣は、今国会の所信表明演説の中で、「破綻した金融機関の経営者に対しては、経営責任、さらには民事、刑事上の厳格な責任が問われるべきであります。」というふうにおっしゃっております。さらに、質疑に対する答弁の中でも、「破綻した金融機関の経営者の退任及び法律に基づく民事、刑事上の責任を厳格に追究する方針であります。」というふうにもお答えいただいております。

そうした総理の御決意について、では、これまでも、破綻した金融機関は数多くあったけれども、本場にどのような刑事上、民事上の責任が追究されてきたのか。これを見てみますと、いわゆるパブル崩壊以降、破綻する金融機関がふえてきた。一九九一年以降について見てみても、破綻、清算あるいは経営不振による事業譲渡、合併などといった金融機関の数が、これは、私の調べたところでは六十七件ありました。これは、農

協、漁協などはこの数に入っておりませんし、証券会社なども入っていません。また、統計のとり方で若干の誤差はあると思いますが、大体そんな数字だというふうに思います。このうち、これは法務省の方から先日いただいたデータでありますけれども、刑事責任の追究は九件であります。

私は、これで刑事責任の追究がこれまでは十分に行われていたということとはとても言いがたいというふうに思います。もちろん、法治国家でありますから、法と証拠に基づいて行われるのでしゅうけれども、七十件近いという金融機関の破綻がある中で、刑事責任の追究は九件だ。今後とも厳しくやっていくといっても、どうもこれまでの実績は必ずしも、私は法律の専門家ではありませんので率直な感想として申し上げますが、十分ではなかったというふうにしか思えないのですけれども、その辺、法務大臣、お考えはいかがでございますか。

○中村国務大臣 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、総理の施政方針演説でも、今おっしゃられましたとおりのことを述べておられます。

検察当局においても、平成三年以来でとりましますと、安全信用組合、東京協和信用組合のいわゆる二信組事件、コスモ信用組合初め破綻金融機関十一件の経営者三十八名について、商法の特別背任、刑法の背任などの罪により訴訟を提起して、平成十年八月十四日現在、そのうち十二名について有罪が確定しているという状況でございます。委員御指摘になりました九件と十一件の差は、その後調整して、こういう数で実態であると思っております。

そして、委員の御指摘の、この数が多いか少ないかということですが、これも、こうした事件を検査が捜査いたしましたのに、やはり御存じのとおり、告発そして送検がなければできない。検察みずからやる部分もございまして、極めて検察の手が足りないということもございまして、そうした告発をおやりになるようなところをざっと

考えてみますと、金融監督庁とか都道府県とか預金保険機構とかいわゆる民間とか、いろいろあると思うのでございますが、やはり告発、送検がなければできないというのが実態であります。そこで、今までのようになつていたかという数字を見ますと、整理回収銀行から告発されましたのが六件、そして中坊さんの住宅金融債権管理機構から告発されたのが四十一件、圧倒的に中坊さんのところが多いということでございます。

こういう中で、そうした事件が検察のもとに回りまわるときには機動的な対応をしよう。機動的な対応と申しますと、応援態勢をしくということでございます。目下の政府の最重要課題であるこの問題でありますから、あらゆる手を尽くしてやってまいらうと思っておりますが、何分にも検察の人数が足りないということがあります。透明なルールのもとに自己責任の世界ということで、司法の改革が叫ばれている中でございまして、こうした経済事犯の増加についているだけの人員がなかなかないというのが現状であります。私どももいたしましては、これから司法制度の改革も課題になってまいらうと思っておりますが、人員の確保を今お願いしているところでございまして、ぜひ機動的な対応をいたしますので、その点も応援をしていただけたらと思うわけでございまして。

○上田(勇)委員 今回政府の方で発表されました一連のトータルプランの中で、あえて今度の国会の冒頭に総理がこういうことをおっしゃっているわけでありまして、けれども、何かその具体的な対策というのとはとられていないんじゃないでしょうか。

○松尾政府委員 ただいま法務大臣の方から、人的な点では非常に限りがあるという話を申し上げたところでございまして、住専の処理のときにも、それを契機といたしまして、従来、特捜部は東京地検とそれから大阪地検の二庁でございまして、名古屋にさらに特捜部が新設されました。そのほかに、全国の検察官の総力を挙げる必要があるということもございまして、機動的な捜査

体制といいますが、全国から事件に応じて必要な庁に検事を集める、検察官を集める、あるいは検察事務官を集めるということでは対応してまいりました。さらに、東京、大阪、名古屋の特捜部には金融事犯についての専任班というものを設けまして、そうした捜査にたけている検察官あるいは検察事務官を集中させるということでは対応してまいりました。

今後の金融事犯に対する対応についても、さらに量的、質的な問題を拡充する必要があるかと思ひますので、現在、最高検察庁とも協議しながら、これまでの体制を上回るような強い捜査体制を組んでいきたいと考えているところでございます。

○上田(男)委員 最初、法務大臣のお話の中で、やはりこうした事件というのは、実際に金融機関に、破綻したとき、あるいはその経営が悪化したときに入っていく整理回収銀行、預金保険機構などの告発がなければ、それは当然検察としては動けないということでありましたし、これまでも多分そういった各機関の方々、また検察の方も一生懸命やられてきたのではないかとふうに思ひます。

先日のこの委員会の議論の中でも、今回はブリッジバンクの法案の中で金融管理人に告発の義務を設けたというような例が一つの改善点だというふうなお話もあったのですが、私は、必ずしも今までそういう預金保険機構その他機関の方々が義務がないから告発を怠ってきた、事実を知りながら告発を怠ってきたというのではないのじゃないかというふうに思ひますし、告発があった場合には検察の方も必ず取り上げてきたのだ、今の刑事局長のお話にもあったように、必ず取り上げてきたということになるのですが、そうすると、大臣、総理大臣は刑事上、民事上の責任、非常に微妙な言い回しを使っておられますけれども、あのとき所信表明演説を受けて私の受けた印象というのは、今回厳しく刑事責任も民事責任も追及していくんだということだったので、現実にはこ

れまでと変わらないということではないのですか。

○中村国務大臣 事件がふえて、告発事件もふえてきておりますから、変わっていると思ひます。変わっていると思ひますが、再度になりまして恐縮でありますけれども、告発とか情報がないと、それは検察みずからなかなか内容がわからない問題であります。そして、先ほど申し上げましたように、やはり特出して中坊さんのところは告発が多いということとはひとつ銘記しておかなければいかぬことだと思ひます。そして、公務員たるもの、不正を発見したら告発しなければいけないということになっていくわけでありまして、告発するべき事案があれば告発するということだと思ひます。

そして、今度ブリッジバンクの金融管理人の部分も、私が大蔵政務次官をやっていた当時でございますけれども、それはお役人は告発の義務があるのだけれども、法律の中にも告発をしなればならないという文章を案に入れてあるわけでございます。そして、そうした面でも、議員も御指摘になりましたように、経済事犯ですから、告発するにもなかなか難しい要件はあると思ひますけれども、不正があったら告発をしていただき、検察としてはそれに厳正に対処していくということをやっています。その中で、先ほど刑事局長から御答弁申し上げましたように、非常に少ない人数の手の中であまりすけれども、こういう経済事犯に優先的に人員を割り当てて、特別な人員応援をやつて対応するという体制をとっているところでございます。

○上田(男)委員 ぜひ、リップサービスだけに終わらないように、しっかりと厳正な対応をお願いしたいというふうに思ひます。それで、今刑事の話があったのですが、民事についてちょっと伺いたいと思ひます。この間、民事の責任追及も、これはいろいろなデータがあるようですが、十数件であるというふうに聞いております。これも私は必ずしも十分な

数ではないというふうに思ひます。もちろん、この民事責任の追及というのはいわゆる私人間の訴訟でありますから、本来行政がどこまでかわっていくのが適当なのかというのいろいろな問題はあるかと思ひますけれども、総理が厳格に追及する方針であるというふうにおっしゃっております。その意味で、追及する何らかの措置あるいは対策を考えられておることだというふうに思ひますけれども、それについてお考えを伺いたしたいと思います。

○松田参考人 お答えいたします。民事と刑事、あわせて預金保険機構の取り組み、御報告したいと思ひます。

私も、現在御審議中の資本注入の仕事のほか、本業であります金融機関の破綻処理の問題と、それから中坊さんの住管機構と整理回収銀行と一体となった不良債権の回収という仕事を受け持っております。これは、三つの団体が一体となつて仕事をやっておりますので、預保グループと普通言っているのですけれども、その三つの機関は、その業務の過程で、経営者と悪質な借り手とそれから回収を妨害する者たちの告発、あるいは民事上の提訴という措置をこれまでとってまいりました。特に、ことしの二月に預金保険機構の中に責任説明委員会というのを設けまして、そこで四名の特別顧問の助言を得ながら、現在まで二つの機関と協力して、民事、刑事の追及をやつてきたところでございます。

これまで、約二年間でございすけれども、悪質な借り手と暴力団関係による回収業務の妨害等の事案に対しましては、合計で四十九件、これは先ほど法務大臣からお話ございましたように、住管機構が四十五件、整理回収銀行が四件でございす。民事上の措置もとっております。一方、それではなくて、破綻した金融機関あるいは住専への貸し手、経営者側の責任追及の場面でございすけれども、刑事責任の追及といたしましては、捜査当局の摘発と並びまして、当預金

保険機構としても、大阪信用組合の元理事長ら六名、それから三信信用組合元理事長ら二名につきまして、その不正融資事犯を背任罪ということで告発をさせていただいております。現在、捜査中でございます。

それから、それに伴ひまして、経営者の民事上の責任追及といたしまして、整理回収銀行関係では、破綻をいたしました東京の二信組を初め七つの金融機関につきまして、その経営者、理事長等でございますが、合計四十五名に對しまして、延べ十件、合計百九十八億円の損害賠償請求を現に提訴中でございます。

一方、住専関係の経営者追及といたしましては、中坊さんの住管機構と連携をいたしまして、旧日本ハウジングローン役員に對する三十六億円の損害賠償請求が一件ございすのと、先般、旧住専の背後にありす住友銀行に對します四十八億円にわたる融資紹介責任を問う損害賠償責任一件を提訴いたしました。これにつきまして、預金保険機構としましては法律上の補助参加をいたしております。同時に法廷に立っている状況にございす。

そのほか、和解としては、旧住宅金融の元代表取締役の庭山慶一郎氏に對する経営者責任ということで、一億二千万円を和解をした、こういうことをいたしているところでございます。引き続き努力をしてみたいと思ひます。

○上田(男)委員 今いろいろとお話があったんですけども、住管機構の告発が大半、非常に多いというところ、これは実際には、いわゆる経営者に対する責任の追及なのでこの件数がふえているんだというふうに思ひますけれども、私はやはり、今実際にこうして公的資金、国民の税金が金融機関のシステムの救済のために投入されるといったときに、その経営者の刑事上、民事上の責任というのが本来問われるべき、また国民もそこに大いに関心を持っているのではないかとふうに思ひます。それを伺つたとこ

ろ、非常に件数が少ない、なかなかそれは立件できないんだというのが現実だというふうに思っています。しかも、数的には、いろいろと今数を言っていただきましたけれども、いずれも規模の小さい信用組合などが関係するものがほとんどでありまして、その意味では、本当に刑事上、民事上の責任追及というのが十分にというか、全く納得のできるところまで進んでいるというふうには思えないわけでありまして。

そういう意味で、ぜひ、総理も所信表明の中でこのように述べられているわけでありまして、それが国民に対する単なるリップサービスだけに終わらないように、ちゃんとした実績を上げてもらわなければいけないし、厳しく対処していただかなければいけないというふうに思うわけでありまして。

とはいっても、これは、私が思うのは、実はその体制もそう変わらなければ、先ほど法務大臣の方から、検察について人的な制限もあるというふうなお話もありました。体制も変わらなければ、法律についても、民法や商法、刑法などが変わったわけでもない、まさか超法規的なことをするということわけにもいかないでしょうから、私は、残念ながら、総理がこのような御決意を述べられているにもかかわらず、多分結果というのはいくらまでと余り変わらないのじゃないかなというところを危惧しているわけでありまして。やる人間も変わらなければ物差しも変わらないわけでありまして、その中で厳格に追及するというかけ声だけで進むものではないということをお願いしたいというふうに思っています。

では、大臣、お願いします。

○中村国務大臣 お答えいたします。検察は、たびたび申しわけございませんが、検察は、起訴独占の制度の中で、送検されたもの、それからみずから告発されたものを処理していくわけでございます。ですから、検察に告発をいかにしてくださるかということ、それを起訴するかどうかということを検察がやって、裁判所が裁いて

いくわけでございます。そういう中において、再度申し上げますが、中坊さんのところで四十一件とか告発して、送検されてきておりますから、実態はふえております。

そして、人数がないからやらないということは申し上げていないわけでありまして、機動的にやるという意味は、よく言われます東京地検特捜部で体制をとったなどというのは、応援態勢をとって、全国から検察官を呼び寄せて、そこでもって問題の処理に当たっていく、そういう体制はとります。しかしながら、一義的には、不法行為があった場合には、法に違反する行為があったときは告発をしていただきたい、送検をしていただきたいということをお願いしているわけでありまして。

○上田(勇)委員 この問題につきましては、私は、これまでの実績、そして金融機関が置かれていた状況、また公的資金が投入される、税金が投入されるという現状の中で、必ずしも本当に社会的に国民が納得するような現状ではないというふうに認識しております。ぜひ、そういう意味で、今各機関からお話がありました、力を合わせていただいて、本当に徹底的にやはり責任は追及してもらいたいというふうに思っています。どうか検察も、また預金保険機構、金融監督庁も、その他関係機関も、この点は留意していただきたいというふうに思うわけでありまして。

それで、ちょっと今回この委員会にかかっております法案につきまして質問させていただきます。先ほど北村委員からも質問がありましたが、まず初めに不動産関連権利等調整法案につきまして御質問したいと思います。

先ほど北村委員の方からかなり詳細な質問がございました。私の方は、まず最初に非常に素朴な疑問でありますけれども、不動産関連権利等調整委員、十人以上ということになっております。特別委員を個別の調停事件に参画させるため任命することが出来る。これは特に何人というふうには

書いておりませんが、先ほど柳沢大臣の方からも、まだその辺までは具体的に詰まっていなというふうな御答弁でありました。また、先ほど大臣から、対象となる事業者というのはたくさんある、山ほどあるんだという答弁だったというふうに思っています。

そうすると、こうした山ほどある事業者、バブルでリスクの高い不動産投資に巨額の資金をつぎ込んだ会社、ゼネコンもあるでしょうし、不動産会社もある、ほかの事業者もあるんですが、先ほど言われた陣容、委員は十人だ、特別委員はほとんど任命するといふものの、これは調停の方は特別委員を任命していきませんか、仲裁は十人でやらなければなりません。調停の方についてもどれだけの人員になるのかというのはまだちょっと具体的にわからないというところだったのですが、それと比べて、その対象となる不良債権というのには山ほどある。そうすると、またそうした対象となる事業者というのは全国におられるというふうな議論の中で政府の方から示されるスキームというのでしょいか、それでは結局、何か焼け石に水のような感じがするのです。

もう一度、どの程度の効果を今具体的に期待されているのか。本当にこの不良債権問題というのは喫緊の課題でありますので、これから考えますというのではほとんど役に立たないというふうに思いますけれども、その辺ちょっと、柳沢大臣の方からお考えを伺いたいというふうに思います。

〔委員長退席、村田(吉)委員長代理着席〕
○柳沢国務大臣 対象となるべき案件が多く予想される、そういうことがありながら、それを受けとめる調整委員会の体制はどういうふうになるんだ、こういうお尋ねでございます。

私も、こうした制度が必要だということは、いろいろなところで政策立案に当たった者が聞きながらこういうものが必要だということを認識し、それからまた、そういう声から推察するとか、なりの者がそういうことを期待しているという

ことを、これまた認識してこういう制度をつくったわけでございます。

しかし、それでは、数字、定量的に一体どのくらいになるかということは今ここで示せと言われても、なかなか率直に言ってこれを申し上げるのは難しいというのを申し上げたのでございまして、けれども、それでも事務局としてはいろいろな傍証的なデータを積み重ねて大体のイメージを固めているというところが率直なところでございまして。これは、委員もいろいろな行政実務の御経験がありますので御理解賜れると思うのでございましてけれども、そういうことでございまして。

それから、我々の陣容としてどういふことを考えているかということでございますが、法律で定めているのは、今おっしゃられたように、委員長一人、委員が十名ということでございましてけれども、調停については、委員長が特別委員を任命してこれに当たらせることができるということになっております。

具体的には、委員長が事件ごとに委員あるいは特別委員の中から三名の委員を指名してそこで調停委員会というものを組成していくという仕組みになっているわけですが、いわば、その要員としては、今申し上げた十名の委員と今後委員長によって任命される特別委員が用意をされなければなりません。

そういうようなことで、私どもとして、当初、スタートをしてしばらくのことは状況を見なければなりませんけれども、少なくとも数十名の特別委員を用意していかないと、やはりとても行政需要に応じていけないんじゃないか、このように考えているというところでございまして。

○上田(勇)委員 先ほど、北村委員の質問の中でも、裁判所の民事調停制度は使えないのかという御質問がありました。

今裁判所の機能がいろいろ、実際に使われている方の中からは問題点を言う話もありますし、先ほど大臣の方からもいろいろな御指摘がありました。であれば、今度つくる委員会というのは、そ

うした今ある制度の不備が解消されるものでなければならぬと思います。

一つには、やはりスピードが大切だということであると思ひますし、もう一つには、やはり裁判制度というのは、裁判を使うと、今はどうしても更生法とかの感覚が強いですから、何かそのまま倒産してしまふんじゃないかというふうな誤解を受けやすい。そうした不備があるんですけれども、特に重要なのはやはりスピードの問題だと思ひます。その辺、もうちょっと具体的な構想がないと、そうした不備が補えるんだというところが明確にならないんじゃないかというふうに思ひます。

それは、今はこういう景気的情勢で、不良債権の実態を見れば対象になり得る事業者というのはたくさんおられる。もしそれが一斉に、一斉にとは言わないけれども、たくさんの方がこの制度を利用したときにあふれてしまうというふうな事になったら、結局はその意図したことが実現できまじやう、逆に、ではどこを優先していくのだという議論も出てくる。大きいところからやるんですかと、そういった話というのは出てくるわけでありま。

きょうは実はまだ構想段階だというふうなお話でありましたけれども、この委員会の審議の過程の中でその辺はぜひ話めていただいて、もっと具体的なスキームがわかるような、ピクチャーがわかるような形にしていだかないと、あえて今ある司法制度の外にこれを置くというその意図というものがわからないんですけれども、今後、そういったことというのはどのぐらいのタイミングでより具体的に詰まってくるんでしょうか。

○柳沢国務大臣 お答えする前に、先ほど私の答弁がごたごたしたように思ひますので、もう一度ちょっと法律関係を明確にさせていただきます。委員会の特別委員は委員会の推薦に基づいて総理が任命することになっております。ただし、具体的事案ごとに、だれを調停委員会を構成する調停委員にするかというところは、これは委員

長が指名する、こういうことでございますので、この点をお断りさせていただきます。

それから、ピクチャーはどうかということでございますけれども、これは先ほど申ししたように、特別委員については数十名をリストしておくといいか用意をしておくということが必要であらう。それで、この法律をできるだけ早く我々通していただきたいわけでございますけれども、当面は併任で事務局は固めようということでございますけれども、それぞれの部署が既に定員削減の中で非常に厳しい仕事量をこなしているというふうなこともありまして、余り一度に多くを望むというのとも無理かと思ひまして、当面は三十人ぐらいの併任の人員でもって事務局を構成してスタートしたいということでございます。

それから、地域の広がりについても、これは当然考慮しなければいけないと我々考えておりました。東京だけでなく、こうした事案が予想される大阪等、そういうところには内部的な組織、別に新しい組織をつくるというふうなことは、これは行政改革という別途の私どもに対する要請も考慮しなければいけませんので、そうしたことでできるだけ弾力的に需要に応じた体制をとって、内部部局としてそうした地方の部署も必要に応じて設けていこう、このように考えているというところでございます。御理解を賜りたいと思ひます。

○上田(勇)委員 先ほどの北村委員の質問の中にもありましたけれども、権利関係の調整というのは、本来的にいえば、これは司法の役割なんだというふうに思ひます。

やはり三権分立ということを考えたときに、今ある裁判制度の中で、どうせ行政にも今度新しい組織をつくるわけですね。事務局が併任だということがありましたが、委員あるいは特別委員というのを新たに任命する。それであれば、裁判所の組織の中に新たにそういうものをつくらせて、行政権と司法権、これをより明確にした方がいいんじゃないかというふうに思ひますけれども、

も、その辺は何か御検討された上での御考えというのがあるんでしょうか。

○柳沢国務大臣 これは、この法案の審議が始まるかなり早い段階で申し上げたことを繰り返させていただきます。ただ、このことになりまして、決して私の心の中に司法権視とかそんな気持ちはないのでございます。一般に法律家の中でも言われていることなのでございまして、倒産法制の中で、解散整理型の法制は非常に司法になじむんだけれども、再建型の倒産法制ということになるとかなり柔軟な、また微妙な、そういう判断が必要なんですね。かえって、例えば私的な再建等が行われることもそのあかしであるのだけれども、どうも司法の方はやや柔軟性に欠ける面もあるというふうなことが言われているようでありま。

今回の事案を考えてみますと、確かに司法は、いつでも国民の司法に対するニーズを受けとめるという体制はできていらないのでしようけれども、経済の中に起こった大変ないわばイレギュラーなこと、これが一時期に多量に発生しているというのを考えますと、これをやはり行政が受けてとめてうまく円滑に処理をするということも一つの行政目的ではないか、こういう考え方で今回の制度を検討したといういきさつがあったというところだと思っております。

○上田(勇)委員 私は別に大臣が司法権視であるというふうに言っているつもりはないのですけれども、要は、日本の制度というのは三権が分立しているわけでありまして、それは、立法は立法、国会の役割がある、行政は行政の役割がある、司法は司法の役割があるわけでありま。

それで、今までの継続とか何とかがあるのあれば話は別であります。権利関係の調整というものは、私はこれはやはり司法が本来やるべきことではないかというふうに思ひます。それで、新たに組織をつくる、特別委員を任命するというのが行政の機関であるが、携わる方は同じなんじゃないかと思うのです。であれば、より三権

分立がはっきりする方がベターなのではないかという考えでありまして、この点につきましては、また今後議論をさせていただきますというふうに思ひます。

次に、サービサー法案について提案者の方にお伺いをしたいのです。このサービサーという制度は、私も今いろいろと勉強させていただきまして、アメリカ等では広く一般化して金融制度の中で重要な役割を果たしていることであると思ひますし、特に前国会でも債権の証券化というふうな話があった中で、今後これを進めていくという中において、このサービサーの役割というのが必要になってくるのではないかと。そういう意味で、中長期的な観点からはこれは必ず必要になってくる制度だというふうに理解しております。

その上で、ただ、今現在問題になっているのは、やはり金融機関の抱えている不良債権問題であります。その上、このサービサーの問題については、各方面から債権回収に暴力団が関与しているというところから指摘されております。先ほど預金保険機構の方からお話でもそれを示唆するようなお話もありましたけれども、回収あるいはそれを妨害するものの中に暴力団の介入がある。これは、もし暴力団がこうしたサービサーという仕事に関与してくることになるとすれば、私は、現時点においてメリットよりもデメリットの方が大きいんじゃないかというふうに思ひます。

どうも、いろいろアメリカなどの実態を調査された弁護士の方のお話を聞きますと、アメリカではもう現実には、そういった債権回収に暴力団の関与しているという、あるいはそれを暴力団の仕事と見なすかどうかかわかりませんが、対象になつていない、もともと、だからそういう意味でこういうことを心配する必要はないんだと。ところが、日本では現実にはそういう実態がありますし、これは雑誌に載っていました、住信機構

の弁護士をされていた方の言っていることなんです。が、もしサービサーと暴力団関係者などが結託するようになるにあれば、とてもないことが起きるというふうに言っております。暴力団の有力な資金源になる可能性もあるというふうなことも言っております。その意味では、いかにこのところから暴力団、そういった影響を排除していくかというのが非常にこの法律の肝要なところではないかというふうに思います。

そこで、先ほど申し上げたように、今一番重要なのは金融機関の債権の回収、不良債権の処理というのを考えれば、こうした暴力団の介入を排除していくというのを重視して、今回この法案の中で特定金融債権、サービサーとして取り扱うことのできる債権の範囲であります。これは金融機関などがある貸付債権だけじゃなくて、リース・クレジット債権あるいは貸金業者であるものの貸付債権、あるいはそのほかこれに類するもので政令で定めるものというところまで広くなっているんですが、今の我々のニーズ、それからその懸念を考えたときに、これは金融機関の債権、すなわち法律で言うところの第一号だけに限るといふ考えはないのでしょうか。その辺、お考えを伺いたいと思います。

○保岡議員 上田議員がおっしゃったように、今非常に経済が厳しい。そして金融が極めて不安定だ。その最大の原因の一つが大量な不良債権である。これを実質処理する、銀行から切り出して土地の有効利用までつないでいくことが非常に重要だということ、おっしゃる通りに、そのためには債権の回収というものをきちっとできる制度を充実していかなければいけません。

中坊委員会が公的にいわばサービサーをやっているわけですが、そこで債権回収のいろいろなノウハウが生まれている。中坊さんも、ぜひこれを民間でできるように、専門的な技術的な債権回収のノウハウを受け継いでいくという事業といふものが必須だということを言われておりました。

我々、これが今御指摘のように、非常に日本においては、この大量な不良債権の処理に関係して、暴力団等社会の不当な勢力がこれを利用して、そこで巨利を得る、巨額な利益を上げている、こういう状況がある。したがって、これを排除し、今申し上げたように、債権回収の実を上げるためのしかりとした、専門的な技術的な民間の事業をつくり出そうというのがこの法案の目的でございます。

同時に、先生が今言われましたとおり、債権を回収してあるいは処分していくためには、債権を流動化するための市場というものが非常に重要であります。その市場を流動化するためには、やはりその値段を決める正当な価格というものは、債権の回収がどれだけきちんとできる可能性のある債権であるかということ、これが非常に重要であって、サービサーの格付が不良資産の売買における格付につながると言われているほどでございます。

そういったことで、こういった債権の回収を暴力団から排除し、かつ流通を確保するという観点から、そういう基盤をつくるという意味で、単に金融機関の債権のみならず、それに関係する債権あるいは流動化の期待される債権、そういった意味で、金融機関の与信機能と同じようなクレジットやリースあるいは一定の貸金業の貸付債権、また、場合によっては、売り掛け債権のように流動性や、あるいは金融機関の不良債権処理とは直接関係ありませんが、SPCによって証券化されたものであればこれも含むというように、暴力団を債権回収業者から排除して民間の専門業者にやらせる制度をつくると同時に、債権の流動化の促進になるようにその債権の範囲を定めたものでございす。

○上田(参)委員 今の御説明で、そのニーズというのはいろいろある、幅広い。しかし、それは私は、今すぐに必要なニーズと、今後中長期的に必要なニーズといったものが両方あるというふうに思っています。

一方で、やはり暴力団と債権回収の問題というのは、もうこれはむしろ国内よりも国外でいろいろと報道されておたりして、もちろん、先ほど実際に業務に近いところで仕事をされていた住信機構の顧問弁護士の方のお話も引用いたしましたけれども、非常に懸念がある。そういうことであればもう少しその辺は、当面は少し限定的に出発して、その運用、うまくいくのかどうか、うまくいかない、暴力団との関係がどうしても出てきてしまうというのであればそこでやめればいいし、そうではなくて、それがうまく軌道に乗る、さらに業務を拡大してもいいといったことになれば、そうした懸念が払拭された段階で拡大するというようなことも考えられるんじゃないかというふうに思っています。当面はちょっと限定的に導入してはどうかということは今御提案したわけでございます。

最後に、時間がなくなりました。もう一度、今度は金融機関の根拠当権の法案について、一点だけちょっと技術的な話で恐縮ですが、質問させていただきます。法案の趣旨については、私どもも、かなり専門的な話であります。一生懸命勉強させていただきました。これはサービサー法案と比較してみると、その対象となる金融機関が微妙に食い違っているのです。根拠当権法案の方の第二条で想定している金融機関というのと、それからサービサー法案の方の二条一項一号、この金融機関といったものが若干異なっているのですけれども、その辺の考え方、とりわけサービサー法案ではその対象となっておりまして保険会社がこの根拠当権の法案では含まれていないといったことについて理由をお伺いして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○保岡議員 サerviサー法において対象となる特定金融債権、この中には、保険業法で認められている保険会社の有する債権も当然含むという規定になっております。そして、この根拠当権をサー

ビサーや整理回収銀行、COPC等に大量に移転する際に、債権と同時に根拠当権が移転しやすいようにするための今回の提案については、この間並木議員から、保険業の債権も加えたらどうかという御提案がありました。これは我々の提案の趣旨に沿うものではない感じがいたしております。これについては前向きに修正に際しておいて、このように考えておりますので、できるだけ早く、議員立法についてもこれと同じように、御提案の趣旨は賛成していただけたらと思いますので、いろいろ中身についてよりよい知恵がないか、与野党で最もいい案を得たいと思っておりますので、今後ともよろしく御願い申し上げる次第です。

なお、サービサーについても同様に考えております。

○村田(吉)委員長代理 これにて上田君の質疑は終了いたしました。

次に、西川太一郎君。

○西川(太)委員 自由党の西川でございます。私は、主として貸し渋り問題を中心に閣法との関係等々につきまして、大蔵大臣初め通産大臣、経企庁長官、また中小企業信用保険公庫総裁、そして佐々波先生に質問をさせていただきたいと思っております。

まず、まことに恐縮でございますが、三人の大臣に共通の質問をさせていただきます。時間の関係がございまして、余り長い御答弁ではなく、ひとつよろしく願いたいのであります。

まず第一に、今は貸し渋りではなくて、日本経済が金詰まりだという言い方ができるんじゃないかというふうに私は思います。

それは、すなわち間接金融を今まで主としてやってまいりましたし、それに依存している中小企業等から見ると、不良債権問題があって、不良債権問題に伴って銀行の信用が低下をして、そのために資金調達能力が低下をした。そこに円安が加わりまして、為替が十円安になりますと、大手銀行の含み資産は二兆三千億減る、こういう試算もあります。さあ、そこで、一ドルが百四十

円になったとします。そして、この根拠当権をサー

円であれば上位二十行の貸し渡りの総額は約十兆円であるというところを日本の銀行の民間の筋がアメリカの政府当局に報告をして、相手がつくりした。こういうことで、その円・ドルの安定化のために協調してほしいということを民間からも必死になって言っている、こういう話を聞かなくてもいいです。さらに、倒産はどんどんふえるし、アジアの経済危機は深刻化していくなど、不良債権はまだまだふえるんじゃないかと。

銀行は、自分の資金を調達するのが精いっぱい、貸し出す余力はない、こういうところで貸し渡りどころか資金回収を進めざるを得ない。全国商工会連合会の調査によりますと、一番多いのは、追加融資を断られた、二番目は、担保保証人の追加を要求された、三番目は、融資の基準が従来より厳しくなった、こういう事実があるわけでございます。

ここでいろいろと議論を拝聴してまいりましたし、私も一昨日、長銀の頭取等に質問をさせていただきましたが、まず第一に、これから質問をさせていただきます。ただ前提になるんですが、この経済の金詰まりという状況は大蔵大臣御経験深い皆様はどうごらんになっているか、私が今申し上げたことについて御意見を聞かせていただきたいと存じます。

○宮澤国務大臣 ただいま御指摘のような理由で、民間金融機関はもう自己防衛に寧ろ日なきありさまであります、将来有望なお客さんと一緒に育てようというような気概は全く感じられない。まことに残念な状態であります。

○堀屋国務大臣 委員のおっしゃる金詰まりというのがどういふ状況か、考え方がいろいろあると思いますが、確かに貸し渡りという状況は存在することは間違いないようにございまして、特にお金の流通の速さ、流通テンポというのが遅くなっております。

ちょっと専門的なことを申させていただきますと、貨幣供給量、M2、プラスCDというのですが、貨幣供給量の増加とGDP、国内総生産の増加と

の関係を見ますと、貨幣供給量はふえているのになかなか生産、GDPの方が上がらない、そういう状況があるというのは、お金の流れが遅くなっているということですね。

だから、全体のお金が増えているというわけではなしに、むしろ金融機関あるいは各企業、家庭の中でお金が滞っている、こういう現象がありまして、中小企業者の、経営しておられる人々の肌で感じるところとしては、確かに借りにくい、お金が流れにくい、こういう状況が生まれていると認識しております。

○与謝野国務大臣 先生おっしゃるように、大企業等は、社債あるいはコーポレート・ボンドの発行によって金融の面では中小企業に比べてはるかに有利な手段を持っているというところは事実でございますし、中小企業は間接金融に頼っておりまして、それだけ現在の銀行の状況が非常に強い影響を受けているというのは御指摘のとおりだと思っております。

金詰まりがどうかというの、実際にお金があるかどうかという問題と、それからお金がうまく動いているかどうかという問題と二つあるんだらうと思っております。

ただ、長期金利の動向なんか見てみますと、今の長期金利は史上最低ともいえるところから、お金が増えれば金利は上がるはずで、お金が増えれば金利が上がるというふうな考えを導きません。しかし、これは一般論でございます。具体的には中小企業の運転資金あるいは設備資金に着目いたしますと、そういう資金の調達が大変難しいという状況になっていることは確かでございます。そういう中小企業の金融あるいは資金確保という観点から見れば、先生のおっしゃっている金詰まりという現象は起きておると私は思います。

ただ、一般的に、社会全体というか、経済社会全体とか金融界全体を見れば、なぜ長期金利が下がっているのかといえば、それはむしろお金の行きどろがないという現象が起きているのではな

いかというふうにも考えられるわけでございます。

○西川(太)委員 今、堀屋長官と通産大臣の与謝野先生の御見解で、いわゆる日銀の発行券の量が五十兆円あるのに、実際に流通している額は六兆ほどですね。滞っていることは、そういうデータもあります。私も承知しております。

そうすると、それがいわゆるたんす貯金になっている。金庫が売れるそうですよ。だって、銀行に一千万円預けたって、もう利息は全部、手元に残るのは三万円ぐらいにしかならない。一億預けたって三十万円ぐらいにしかならない。こういう状況の中で九次にわたる利下げをやってきた。その理由は、簡単に言えば、利下げをすれば景気はよくなる。この論理が残念ながら、今通産大臣がおっしゃったように列をつくっても欲しいようなものがない、つまり新規産業が、魅力的な牽引車がない。こういう中で、先ほど長官がおっしゃったように、お金は滞るべくして滞っているんですよ。金は好きで個人の家にとまわっているわけじゃないんです。本当なら銀行へ行って金利を稼がたい。

だから、私が言いたいのは、その九次にわたる利下げというのは何のためにやったのか。この不景気の中で中小企業が金を借りているのは大変だ。それから、これを景気よくするために利下げなんだから、こういうふうにおっしゃっている方もいるけれども、どうも、これは前の前の大蔵大臣が、銀行を救済するために、日銀から安く借りてきて貸出金利は高くしてその差額で二年間で八兆円も上げたとかという話ですよ。

だから、私が申し上げたいのは、金詰まりになつているところを切開して、血液、金が流れるようにする仕組みがあるんじゃないかということをおっしゃったわけでは、これはまあ御理解いただいているからいいわけですが、一言申し上げさせていただきます。

ついでに言うと、私も西川太郎というのですけれども、この「太一」というのは、広辞苑を引

いていただければわかりますが、北極星という意味で、人を導くという意味で、どうぞひとつ経済をしっかりと正しい方向に導いていただきたい。

そこで、次にお尋ねをいたしますのは、実は資金回収が優良貸出先から始まっているのです。これは、つまり最悪の、悪い貸し渡りが蔓延しているんですね。これは、不良債権化しているものから取りにくい、または取れない、返済できるのは優良な貸出先だ。だから、これが黒字倒産、貸し渡り倒産に拍車をかけている。それで、銀行は、資金回収はできるけれども、結果的に第二分類を三、四に落とされている。現実問題、上場企業がかなりの部分外国銀行との取引を始めた。社債、つまり直接金融の率も、通産大臣おっしゃるようには大手はできるわけでございます。そういうことも進んでいる。こういう状態に対していかにお考えをございませうか。これは、代表して、恐れ入りますが、宮澤先生にお願いしたい。

○宮澤国務大臣 まことに、優良貸出先の方が話がしやすくと申しますか、回収するのに楽でございますから、本当に話は逆になっておりまして、そういうことが見えております。

他方で、今外銀の話がございまして、外銀が来る、そしていろいろな金融商品を提供するの、利用者のために提供するということは大変好ましいこととございます。最終的に利用者、消費者が利便を得るといふことが一番大事なこととございまして、邦銀であろうと外銀であろうとそれは問いません。しかし、我が国の銀行もそこはやはり大いに勉強して一生懸命やってもらわなければ、本当の、個人のお客さんを外銀にどんどんとられていくようでは、どこかやはり経営に問題があるのではないかと申さざるを得ません。

○西川(太)委員 そこで、公的資金を資本注入すれば貸し渡りはなくなるといふ趣旨の御発言が、前の橋本総理から、または御関係の閣僚の方々からたびたびありました。

端的に伺いますけれども、この資本注入というのは、銀行の資本整備率を正したりまたは引当

金に充当させたりして、健全化のために使うものなのか。それが、本年三月ごろから急に、景気対策としての貸し流し対策だというふうに政府側はおっしゃって来た。私は、この問題は非常に重大だと思っているのです。

本来、公的資金による資本注入というのは、BIS規制、または大きく言えばシステムリスクを回避するための特効薬というところで出てきたんじゃないでしょうか。ところが、それが突然貸し流し対策というふうに変わってきた。このことによる国民の信頼感というものは、ああ大丈夫だ、これで借りられるんだ、そう思ったところが、どっこい今のような状態になっているわけでごさいます。景気対策なのか金融安定化策なのか、これを私はこれから伺っていきたいと思うのです。

まず、おとつ、大野木頭取に、私、お尋ねをさせていただきます。正確を期する意味で、未定稿ではありませんけれども、ここに議事録がございまして、つまり、私はこういうことを聞いたわけでごさいます。金融債の償還の時期がもう長銀は来ているわけでごさいます。これはずっと毎月来ているわけでありまして、特にこのところ、六千億とか大変なオーダーで償還をしなければならぬのです。ところが、ちなみに申し上げますと、平成十年八月に五千四百四十二億、九月は六千七百三十九億、十月は六千二百五十六億、以下、十一月が五千六百七十五億、十二月が五千五百二十二億、それで、来年になりますと二千億のオーダーでいくわけでごさいます。こういう償還が迫ってきているときに、現在の長銀の発行能力は、リッチョーとかワイドの発行して売れる力は、大臣、およそ二千億ぐらいしかないんです。そのアンバランスをどうするんですかとお尋ねしたんですね。

そういたしましたら、いろいろなことをおっしゃいましたけれども、こういうふうにごさいます。この上期中はやはり、特に六月以降急激なこういうマーケットの変化がございましたものです

から、やむを得ず貸し出しをある程度抑制したというところは、これはやむを得ぬ事実でございまして、ただ、そういうことはもちろんやりたくてしたわけじゃないということでごさいます。こういうふうにお話しになった。

つまり、まずここで、きょうは急な話で恐縮でございまして、佐々波先生にお尋ねをするわけでごさいますけれども、三月の時点で優先株、劣後債合わせて千七百六十六億円を注入する際に、たしか前の大蔵大臣の松永大臣は、銀行を呼んで、この審査をする場合には、貸し流しはしません、貸し流ししないようにしますねというのを厳重に、その審査の項目かどうか知りませんけれども、審査とあわせてそういうことを言うんだと。ところが実際は、それは六月の浴びせ売りのないいろいろな株価の問題がありました。それはわかるんですけども、そういうことも含めて、この貸し流し対策として注入する際、千七百六十六億円を許可する場合、そういうことは経営健全化計画とは別に意識されたかされないか、委員長の御見解を承りたいと思います。

○佐々波参考人 お答えさせていただきます。今春三月の資本注入を行うに当たりましては、資本注入を通じて我が国の金融機能の安定化を図るといことが第一と考えて、厳正かつ公正な審査を行ったつもりでございまして、ただ、その結果として、資本注入により経営基盤を充実した各行というものが資金供給の円滑を図る、図られるであろうということを期待したことは事実でございまして。

○西川(太)委員 委員長、その期待どおりになりましたか。

○佐々波参考人 先ほど先生から御指摘のありました長銀のケースについて、私の知っているとこを申し述べたいというふうに思います。経営の健全化確保計画というのを本日提出させていただきますましたので、その履行状況報告書によりますと、資本注入によって、貸出業務を通じて産業の資金調達ニーズにこたえるとい

うふうにうたわれております。具体的な施策といたしまして、去る五月七日付で行内通達によって、営業窓口において貸し流しと受け取られるような措置をとらないことというのを周知徹底を図ったということでごさいます。

それから、九八年三月末のリスクアセットベースの資産残高というのは前年比一割強の減少となっておりまして、その内訳というものは、海外資産の圧縮、不良債権の処理、株式持ち合いの解消ということが主要因となっておりますので、その間、住宅ローン、個人向け、国内中小企業向けの貸し出しというのは横ばいしない微減にとどまっております。このようなことから、それなりの金融仲介能力というのはあるのではないかと。

それから、貸し流しというふうなことにについては先ほど申したとおりでございまして。

○西川(太)委員 大蔵大臣に伺いますが、御所管ではないのは承知の上で伺いますけれども、今の佐々波委員長の御答弁、これでいいのでしょうか。

つまり、今、まず公的資金というのは、物知りの人に聞くと、タックスペイヤーマネーというふうに英語で言うといいますが、これは英語におおしい大蔵大臣、そういうことも言えるのだと思うので、これはまあ前提として承知をさせていただきたいのですが、つまり、公的資金というのは特別な勘定にあるわけじゃなくて、我々の税金であることは間違いないわけですよ。それが返ってくるかどうか、優先株が償還できるかどうかというところはまああります。だから、そのことについては大臣もたびたびおっしゃっています。しかし、今の、千七百六十六億円を投入して、二十一行で一兆八千億投入して、貸し流しはなくなったかという、なくならないのですよ。ところが、今、佐々波委員長の、長銀からの健全化計画なるものの中には、これから貸し流しをなくすとか、どうだこうだということが書いてあるわけでしょう。これは、そういうことが実際に

できるのか。三月に千七百六十六億円も投入しておいて、それで、事実、頭取がこへ来て、やむを得ない措置で、緊急避難的なことで、やりたくはなかったけれども、回収したり貸し金を絞ったりしましたと言っているわけですよ。

そうすると、これは前の委員会が松永大蔵大臣が、貸し流しに効き目が、こう言うけれども、そういうことはないのだ、少なくとも、六兆円のリスクアセットが今増加しているけれども、その額以上の、それ以上の融資対応力が出てくるのだ、つまり、公的資金を投入すれば融資能力が生まれるのだ、こういうことを言っているわけですよ。

それを信じて、加えて、政府系金融機関には二年度で二十五兆円の金が増加するであろうことを喧伝されて、実際に借りに行けばどこでも断られてしまふ。一番ひどいのは、これは細かな話をして恐縮でございましてけれども、政府系金融機関の窓口で、申請書というのは、五センチ四方の紙に理由を書けというのです。そんなこと、書けるわけないですよ、五センチ四方に。それで、便せんに事細かに書いて添付して出したら、こういうものは規則違反だから読まないといつて返された。こういうことで首つりで亡くなった人たちが成仏できると思いますか。

私はこんな細かいことを大蔵大臣に申し上げたりするのは、国民はそういうことで政府の対策を見てきたわけですから、本当に貸し流しにこれは効果がないと私は思いますけれども、恐れ入りますが、大蔵大臣、いかがでございましょうか。

○宮澤国務大臣 御承知のように、三月に公的資金を投入したときの主たる目的は、内外の金融秩序の危機を回避したいということで、佐々波委員長以下金融危機管理審査委員会の皆様には、そういうことで審査をお願いいたしましたわけでごさいます。

そのときに、政府当局は確かに、これだけ資本率がふえれば、仮に四割銀行なら二十五倍、八割銀行ならその半分、貸出能力がふえるはずだとい

うことから、それを期待するということを申し上げたのだと思いますけれども、実際にはそれはそうなりません。御指摘のとおりであります。

それは、一つは、やはり銀行全体が非常に防衛的な気持ちになっているというこのほかに、やはりその後には不良債権というものがございまして、東南アジアからの関係もあったと思います。それから、やはり株式の価格が低下いたしましたことから含みの減少というようなことも影響しておるのだと思いますが、理由はともかく、期待された効果は今日までのところ見えません。これから出てくるかもしれないが、今日までのところは見えない。

それで、通産大臣が、先般も総理大臣が指示をされまして、政府機関がそこを補いたい。これはしかし、補いでございすから、市場経済で政府機関ができることは、それは限りがございす。それでも、信用保証などを通じて何とか補おうとしておりまして、今承りましたような態度がもし政府金融機関にございす、それは私もどもとして関心を持たざるを得ないような出来事で、そういうことがあつてはならないと考えます。

○西川(太)委員 そういふ細かな事例、しかし非常に深刻な事例は、これはもう枚挙にいとまがないほど承知をしておりますけれども、これを一々ここで御紹介をするよりもありませんので、そんな状況であるということを申し上げておきます。

今、大蔵大臣は、意図とは別に効果があらわれないというふうなお言葉でございしたけれども、もう一度、しつこく恐縮でございすけれども、いわゆる資本注入は、景気対策としておやりになるのか、金融安定のための政策なのか、どう現時点で考えてございすでしょうか。

○宮澤国務大臣 基本的には、三月にいたしたことは殊にそうでございす、内外の金融システムの信用を維持したい、回復したいということとでございす。もとより、副次的にはそれが

景気対策にならうとは考えておりましたが、本来の目的は前者でございす。

○西川(太)委員 そうすると、景気対策と信じていた国民に対してこれは期待を裏切った、こういうことになりませんか。

○宮澤国務大臣 貸し流し対策に効果があつて事態が改善するといふふうな御説明をいたしたしますれば、結果としてそれはそのようにならなかつたことの結果は認めなければなりません。

○西川(太)委員 実、意地悪な見方をすれば、単なる決算対策だったのじゃないかと。要するに、あの時点で三月に資本注入をすることによって、決算対策だった。あの当時、株価の口先介入的なことが頻りに行われたりいろいろした時期ですから、私はそんなふうに考えるわけでありす。

ところで、大蔵大臣は、我が党の野田幹事長が八月の中旬の予算委員会、信用保証制度を活用することによって貸し流し対策を進めていこう、こういう提案に対して、まづもって我が党が十八兆円減税等いろいろの申し上げたときに、無責任だとかいろいろのお声がありましたけれども、しかし、結果的には我が党の政策というものをかなり、今度のこういうことも、これは誤解を恐れずに申し上げますけれども、政策に著作権があれば盗作じゃないかといふふうに思うぐらい、今度のこの貸し流し対策も似ているのです、いろいろなこと。似ていて悪いと言っているのじゃないのです。似ているのです。

我が党の鈴木議員が宮澤先生とここで質疑を交わした際に、宮澤大蔵大臣は、前段はもう御説明な大臣でありますから省略をして申し上げますが、その信用保証協会のところはさすがに感じしております、これは気がつきませんでした、何かそれをうまくこなせようという案ができた、何か、そして中略で、信用保証協会をそこへ一役買ってもらおうというのは確かに一つのお考えだと思ひます、こういうふうにおっしゃって、それから数日後に、閣議決定で与謝野通産大臣が今度

の貸し流し対策というのを出してこられた。

そこで、このことは、もう資本注入は貸し流し対策にはならないといふことの一つの事実的証拠です。貸し流し対策になるのならさっさとばかりやればよいのだから、新しいことに二十兆も金をつぎ込むなんということはむだなことになるわけですね。だから、そつちはもう看板をおろす。だから、政策の大きな転換ですよ、はっきり言へば。

信用保証協会を保険公庫法を変えてどうするかというのを我々提案しているわけですが、政府案とも、与謝野大臣、恐縮でございす、政府案と野党三会派で合意いたしました案と、どこが共通し、どこが違うのか。これは大臣でなくても、どなたか、政府委員でも結構です。

○与謝野国務大臣 実は宮澤大蔵大臣が答弁をされてる最中には、もう既に中小企業に対する貸し流し対策は、中小企業庁あるいは財政当局との間で細かい詰めを行っておりまして、しかしながら、まだ結論は出ておりませんでしたので、多分あのような宮澤大蔵大臣の答えになったのだらうと私は思っております。

自由党の中小企業に対する貸し流し案を後で読ませていただきますと、大変よくできた案でございまして、政府が発表したもの非常に近いものであるといふことは事実でございす。ただ……(発言する者あり)いや、私もがあの案を検討し始めましたのは八月十日前後からでございまして、そのときにはもう既に案の骨格ができておりましたから、私は、どちらが先に気がついてどちらが先に紙にしたかといふことは争うつもりはありませんが、自由党の案はよくできていて、私は後で読んでそのように思ひました。

ただ、若干違ふのは、私どもの用意したものは、保証協会に対して二億のお金を出して保証協会の強化する、自由党の方はその数字が三億になってた。また、結果として保険公庫に最後にお金を出さなければならぬのは多分八千億程度になると思ひますが、自由党では一兆円と書い

てございしたから、これは考える方向としては同一、数字が若干違つてゐる。しかし、自由党も大変よくお考えいただいたと心から敬意を表する次第でございす。

○西川(太)委員 うちの幹事長は前の晩に原稿を書いて突然質問するわけじゃないんですね。これはもうずっと用意をして、実はきょうは総裁がお見えになっておられますけれども、総裁の下の方に直接我々は党にきていただいて議論をして、首をかしたりしているのですよ、向こうは。そういう感覚だった時代から我々はやってきたわけで、これはぜひここで、私は通産大臣とは個人的にいろいろありますけれども、通産大臣の考えを認めてしまふと私は生きて党に帰れませんから、我が党が先にやつたといふことだけは、これははっきり申し上げておきたい。(発言する者あり)

○村田(吉)委員長代理 御静粛に願ひます。

○西川(太)委員 だって、具体的にあなたたちは資本注入が貸し流し対策になると言つてきたじゃないですか。では、もう一回そこをやるか。

そこで伺ひますけれども、総裁、これは今のままで、つまり法律を変えて組織のいろいろなことを動かして対応できるのですか。わかりますか、私の聞いていること。つまり、保険公庫が一〇〇%、時限を限つても保証するわけでしょう、政府案は。違ひますか。では、そこが一番大きなところ、どうぞ。

○神谷説明員 お答え申し上げます。

私ども、信用補完制度の政策実施機関でございまして、先般閣議決定された貸し流し大綱に基づきまして万全の施策を実行してまいる所存でございす、先生御指摘のように、その大綱に基づきまして、一〇〇%の信用保険でてん補するような政策はこの大綱の中には含まれておりませんで、むしろ保険の限度枠を拡大するとか、あるいは保証協会、これは私どもの所管ではございせん、公庫の所管ではございせんが、保証協会の条件を緩和した保証制度を創設するというふうに理解をいたしております。

○西川(本)委員 これはどなたがお答えいただきたい、通産大臣でも結構ですけれども、そうすると、まだ大綱の段階で法律の条文になっていないけれども、基本的な考え方としては、例えば時限を切つて一〇〇%保険公庫が面倒を見よう、その所要額は十兆円用意しよう、こういう自由党案と、金額が二倍である二十兆を用意して貸し渡す対策をやる、こうおっしゃる政府案は、まずそこが違ふということですね。

○与謝野国務大臣 あの大綱案をざっと御説明いたしますと、一つは、各県にごさいます信用保証協会の基盤を強化する、そのことによって信用保証協会の活動が現在の状況に照らして機動的になるようなという期待を込めてそれをふやしたわけでごさいます。それから、これは各県の保証協会と御相談をしなければならぬのですが、保証料率についても若干の配慮をしなければならぬというふうに考えております。

ただ、保証協会だけを強化しても、これはなかなか物事は動きません。したがって、仮に代位弁済が生じた場合どっちがどう持つかという話は昔からきちんと法律に書いてございまして、現在では、保証料については保証協会が六、保険公庫が四取るといふ仕組みになっておりますが、むしろ代位弁済のときには保証協会が二、そして保険公庫が八負担するというようになっております。

したがって、貸出枠がふえていく、あるいは保証をしていく額がふえていくということになりますと、ある一定の比率で貸し倒れも発生するわけでごさいます。その分保険公庫の方の財務基盤も強化をしなければならぬわけでごさいます。その額はおよそ八千億程度の財務基盤の強化をしなければならぬというのが我々の考え方です。このように、保険公庫が一〇〇%代位弁済をするという考え方はやとりづらぬというところだけは御理解をいただきたいと思っております。

○西川(本)委員 ところが非常に大事でございまして、

て、実は今およそ三十兆ぐらい保険公庫絡みの保証残高があるんですね。保証協会、事故は二千八百億なんです。これは〇・八%なんです。非常に小さいのです。だから、政府案も我が三党案も、これはモラルハザードの問題は共通するのです。国の方でそんなに持つてくれるなら返さなくていいやんという考えが起つては困るわけですから。

しかし、今やるべきことは、我々が何でもかんでもこれをあえて主張しているかという、景気対策としてこれをこでやつて、活性化して、日本経済を強くして、そうすれば株価も上がつてくる、株価が上がれば銀行の含み益もふえる、そして不良債権の処理もたやすくなる、こういういわゆる循環論でやるべきだということの根拠になっているわけですね。

そして、もう一つ言いたいことは、第二分類に属する担保を持つている企業が、今、貸し渡りの中で直撃を受けている。ところが、これは景気がよくなつてくれば第二分類が第一分類に行く可能性はあるんです。今の銀行は、どこは言いませんけれども、あるところは総合家屋グループの借金を第一分類に入れていふふざけた銀行もあるんです。それから、そういうことを全部正すれば、私としてはこれは非常に有効だと思うんです。

そこで、大臣は、一〇〇%は難しい、こうおっしゃるわけでごさいます。しかし、二割を事故のときに代位弁済する保証協会の体力はどうやっておつけになるのか。もう一点は、開発銀行を使って中堅以上はやる、こういうふうには書いてあります。しかし、この間いろいろ、民間の貸し渡り対策の足らざることを政府系金融機関でやる、こう言うけれども、実際問題、私の知り合ひが三億円のお金を申し込んだら、四月半待たされて、出てきた結論は半分だった。もうビジネスチャンス逸しちゃつて、そんなもの借りなくいいという話になつておる例もあるんですね。だから、そういうことをいろいろ考えますと、

私は、この際、保証協会の体力をつける、それはもうそのバックにいる保険公庫の強力な、時限でいいですから、二年と、それで設備投資資金は除外して、運転資金に限って政府の金で保証するといふ。それから、保証の保証を政府がする、こういうことをやらなきゃ景気はよくならない、こう思うわけですが、いかがでございませうか。

○与謝野国務大臣 先生、モラルハザードという言葉を使われましたが、仮に保険公庫が一〇〇%持つというところになりますと、保証協会はほとんど保証に関する審査を省いてしまふという極端なケースすら想定されるわけでごさいます。やはりそこには、代位弁済が生じたときに保証協会も何らかの負担を負うという仕組みを入れておくというところは、私は大事なことでございまして、

それからもう一つは、リスク率の話で〇・八という数字がございまして、今現在三十兆の保証残高があるとおっしゃいました。実際は、保証残高は約三十兆円と私は記憶をしております。そこで、これから、まさに先生御指摘になられたように、各県にごさいます保証協会の基盤を強化するというところは、それは当然保証をこれからふやしていくという方向に力が働くことは間違いないわけでごさいます。実際には保証協会の窓口の人たちもやや萎縮をしておりますので、今後、各県とも御相談しながら、保証協会の窓口で、親切、親身になってやはり御相談に乗るというところも必要で、今後のその保証行為をするときの手引書というものは各県とも御相談しながらつくつて、せっかく枠は用意したけれども今回は保証残高があつたという面でも万全を期すというところが私は大事なことでございまして、

それから、開発銀行は開発銀行の歴史がございまして、主として設備資金に対して融資をしてきたという歴史がございまして、しかしながら、開発銀行のいろいろな規則の中にも、設備にかかわる運転資金というものは融資可能なものもあるはずでございまして、現在開発銀行の方で研究しておりますが、抜本的にその運転資金を開発銀行が融資できるようにするといふためには相当な日本開発銀行法の改正も必要なのではないかと私は思っております。にわかにたゞい先生の御要望のような方向に、開銀という金融機関のあり方を含め、また法律改正の可能性を含めて、なかなかすぐには難しい。

ただ、開銀は開銀で、自分が持ち合わせているいろいろな手段を全部駆使していろいろな運転資金の用意にも自分たちの力を発揮したいと言つておられますので、その範囲で御期待をしていただきたいと思つております。

○西川(本)委員 今通産大臣の御答弁を伺っていると、やはり私も三党案よりはスピードが若干劣る。今必死で、この法案が、貸し渡り対策が成立すれば随分分業になるかと期待している人からすれば、今の御答弁は、中堅企業以上にとつては、開銀のそういう問題は速やかにできない、こういうことを今おっしゃつたわけでごさいます。これは私も早くて早くやつてあげないといけないんじゃないかという意見を意見として申し上げます。

それから、これでもう最後になると存じますけれども、通産大臣に伺いたいのは、全国に五十幾つある保証協会はほとんどが、一、二の例外を除いて、神奈川県だけが民間人ですけれども、あとはみんな拠出金を出している都道府県の副知事クラスの天下り先になつていふんです。

実は、このたび長銀の高額退職金問題が、前の偉い方のが出ていますけれども、かつて信用保証協会の、どこは申しませんけれども、あるところの信用保証協会の理事長を長く務めた方が、今からもう十年ぐらい前、もっと前ですか、当時の金で十何億という退職金を取るといふ話になつて、これはとてもないと言つて、私は当時東京都議会議員でございまして、語るに落ちるで、どこだかわからなかつたけれども、一生懸命それを値引きしようとして、最後一けた台に落と

した記憶があります。

つまり、何を言いたいのかというと、保証協会の体質強化の中には、財政的基盤を強化するだけではなくて、こういう時代の中小企業にどういう金融をしておあげたいかということがわかってくれない民間のすばらしい知恵をどんどん入れてくれるような、そういう改革があつてしかるべきだと思いますが、いかがでございましょうか。

○与謝野国務大臣 先ほど先生に申し上げましたように、やはり、保証協会も窓口で親身、親切に物事に対応していく必要があるというところは当然のことでございますし、役人的な発想ばかりではだめだという先生の御指摘は当然のことでございますが、保証協会の人事等々につきましては、これは地方分権の世界でございまして、地方議会がきちんと監視、監督をしているもの、そのように私は承知をしております。

○西川(太)委員 そういふ方向で一生懸命我々の案を十分に検討していただいて、ぜひひとつ九丸の丸をしていただくぐらいの覚悟でやっていただきたいというふうに要望しておきたいと思ひます。

あと時間が九分ぐらいいしかなせん。せっかくの機会でございますから、堺屋長官に、これは通告してないんですが、もう大変な論客でいらつしやるわけでございます。そこで、堺屋長官に伺うんですが、今の景気回復は、貸し渡り問題も包含して、経済企画庁としては、きょうも実は商工委員会と大臣の御就任のごあいさつを伺いましたけれども、堺屋長官のお言葉の中に、かなり従来の長官とは違う、踏み込んだ具体的なお話がありました。これはもう一回、恐縮でございますけれども、景気をよくするために長官としてはどういふ企画を立案して、実行部隊にそれを参謀として、スタッフとして供給されるのか。

ついでに言うと、経営学の分野では、組織論では、スタッフにもファンクショナルライトといひますか、要するに権限があるんですから、景気が桜の花が咲くころにはよくなるとか、単にそんなことを言っているばかりじゃなくて、こうすれば

こうなるということを、今ここで、国民が聞いておりますから、ひとつ御開示を願ひたい。

○堺屋国務大臣 突然の御質問でございますが、お答えさせていただきます。

現在の日本の経済状況というのは、二重、三重に非常に悪い状態になっていると思ひます。一つは、日本が近代工業社会、規格大量生産を目指してきた、そして非常に成功して、縦割りの行政ができてうまくいったのでございまして、世界全体が多様な知恵の時代になって構造改革をしなればいけない、これに日本が十年ぐらいいくたしたというのが第一の一番大きな波でございまして、二番目は、バブルの対応。これは二十年周期ぐらいで来る中期波でございまして、この下り坂になってきたときに、九三年あたりからずっと対応ができてきた、これが第二の問題です。そして、第三の問題は、やはり循環的な波動に対して、私は前に失政と申し上げたんですが、フンタイムリーだったということが重なりまして、今ど底の状態で来ています。

そういったことが重なって景気が国内的に悪いところに、ここへ来まして、アジア経済が去年から悪くなって、ロシア経済がつかの間から非常に悪くなって、それがヨーロッパへ飛び火するという非常にアンラッキーなことが重なっている。これがムードを非常に悪くしている。そういうこともありまして、消費者もマインドが冷めておりますし、企業もなかなか投資ができません。そして、そういう状態ですから銀行も慎重な姿勢になっておる。そういうことが重なっておると思ひます。

これに對しまして、政府といたしましては、御存じのように、十六兆円の総合経済対策を既に打ち出してありますし、さらに、小渕内閣になりましてから、六兆円をはるかに上回る減税対策、そして十兆円の追加予算を十五カ月予算として組んでいくという現実的な対策を次々と打っておりますが、同時に、先ほど私が申しましたような構造的な問題がございまして、これを解決して日本

に明るい夢を持たなければいけない。これがどうもやはり、ここ数年、政府だけではございまして、ジャーナリズムも含めて、日本の将来は少子・高齢化で暗いとか、あるいは財政も年金もなかなか難しいとか、さらには産業競争力もアジアに追いつかれるとか、非常に暗い話を続けてまいりました。いわば、短期楽観、長期悲観という状態をつくったんですね。だから、今度はやはり長期的な楽観論をつくらなければいけない。

これを小渕内閣では、この間発足いたしました経済戦略会議でいろいろと練りまして、日本に明るい夢をつくりたい、これは大変短い期間でございまして、少なくとも今年度中、できればことしじゅうにも対策を打ち出していきたくと考えております。

そういったことで、国民の皆さん方に、日本の将来は必ず経済が再生して成長するんだ、立派な新しい国に再生するんだという精神を持っていたければよくなるんじゃないかと考えている次第であります。

○西川(太)委員 もうそろそろ時間でございましてから、私の方のまとめを申し上げて、最後に大蔵大臣の御見解を伺つて終わりたいと存じます。

今、この約一時間強ですが、やってみまして質問は、政府が鳴り物入りで、銀行救済のためにいわゆる安定化基金または危機管理勘定、そういうことで用意してきた十兆のオーダーに及ぶ巨額の金が、結局は一兆八千億使われたわけでありまして、貸し渡り対策というのは効果がなかった。これは大蔵大臣も、もう三月時点でそういうふうにポイントが切りかえられて、元来銀行の体力をつけるために貸すべきものが、いつの間にか、それによって貸し渡りがなくなるぞ、景気がよくなるぞというところだけが強調されて国民の信頼をいたすにあつた、結果的にはそれが十分でなかったということをお認めいただいたわけでございます。

そして、その上で、自由党案を与謝野大臣は非常に高く御評価をいただいておりますし、それか

ら、ただいまの宮澤大臣も、我が党の鈴木さんの、また野田さんの意見に一〇〇%肯定をしていただいたに近い御評価をいただいたというふうに私は思ふわけです。これが三党間の合意事項としてこれから与野党協議になっていくわけでございましてけれども、今堺屋長官がおっしゃったような状況は、今までとかく強気でずく持ち直すみたいなそういう言い方をされる中で、列島総不況だというのを勇気を持って御発言いただいたし、また、今のような循環的な問題について、ひとつ日本人が元気になる、その元氣な保証ができると通産大臣がいつかおっしゃったので、そういうことをぜひ担保できるように、これを財政当局としても深い御理解をいただかなければ、通産省が幾ら予算要求しても大蔵省が認めてくれないと困るわけでございまして、このことをひとつ伺いたいというふうに思ふわけでございます。

○宮澤国務大臣 御指摘の御趣旨には同感でございます。既に来年度予算のシーリング等々につきましては発表いたしましたけれども、財政としましては、その目的のために全力を尽くしたいと思っております。

○西川(太)委員 以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○相沢委員長 これにて西川君の質疑は終了いたしました。

次に、木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございます。私は、きょうは長銀に対する公的資金投入の法的根拠について、かなり立ち入ってお聞きをしたいと思ひます。

まず、宮澤大蔵大臣は、八月二十一日の談話で、長銀の資本注入については、申請があれば適切に対処する所存である、こう述べて、当委員会におきまして、繰り返し、公的資金の投入を行う、こう答弁しております。

そこで、まず聞きたいのですが、大蔵大臣は、現在の長銀の財務や経営の実態、この現状で、現行の金融安定化法によって長銀に対する公的資金

の投入が可能であると考えておられるのか、金融安定化法の改正は必要ないんだというお考えなのか、まず御認識をお伺いしたいと思います。

○宮澤国務大臣 私の申しましたことは、最初に御引用いただきましたように、申請があれば考慮するというところでございます。

それから、今の長銀の内容等々につきまして、私は、ただいまその方を自分の守備範囲としておりませんので、私の口からは正確に申すことはできませんが、申請がありますと、金融危機管理委員会においてその申請を御審議になられるものと思います。

○木島委員 今、この法律は大蔵大臣の所管ではないとおっしゃるけれども、八月二十一日の大臣談話で、申請があれば適切に対処する所存だ、というまでおっしゃって、ここでの質疑を通じて、今長銀は公的資金の投入がなければ破綻する、それは何としても避けなければならぬとまでおっしゃって、大蔵大臣も危機管理審査委員会の七人の委員のうちの一人なんですね。ですから、この法律の所管が大蔵省ではないんだということ、現行金融安定化法をそのまま、果たして長銀に公金投入ができるのかどうかという、しっかりと自分の立場を踏まえてなければ、そんな発言をするとは、私は無責任、大蔵大臣として無責任だと思ふんですね。

ですから、金融監督庁の所管だとか預金保険機構の所管だとか、そんな逃げないで、ひとつこれからの質問に答えていただきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 正確に申し上げておるつもりですが、私が申しましたのは、この法律は私の所管ではないと申したのであります。銀行の現状がどうかということでございますから、それは私の所管でございませんと、こう申し上げております。

○木島委員 要するに、この法律を変えなくても、現行法で仕組みとして公金投入は可能だと考えているということですね。金融安定化法、現行金融安定化法です。

○宮澤国務大臣 現行法は、長銀が先般金融監督

庁に提示いたしましたようなりストラ計画を遂行していきまして、その線上におきまして公的資金の導入を申請するつもりである、こういうことが書かれておるわけでございますが、申請がございしますれば、この法律のもとに危機管理審査委員会が審査されるであろう、こう考えております。

○木島委員 事実上、現行法を改正しなくても、そういうスキームののちとて処理が進むという答弁でありますから、要件を満たせば認められるということになると思ひます。

ついでにもう一つお聞きしておきますが、では、現行法を変えずに、もちろん現行法の要件を満たした場合は当然の前提でありますけれども、合併の相手方たる住友信託銀行の方への公的資金投入は、住友信託銀行から申請があった場合は可能なのか、どういふ認識であるのか、お聞かせ願ひたい。

○宮澤国務大臣 それは全く仮定の御質問でございます。そのような申請をどうされるかは危機管理委員会において決定されるものと存じます。

○木島委員 まともにお答えになりませんが、それは、これは大蔵大臣と金融監督庁長官に質問いたしますが、お二人とも長銀から公的資金投入の申請があれば適切に対処するという立場ではあります。もっと詰めてお聞きしたいのです。いろいろな公的資金投入の道筋があるのです、それでお願いしたいのです。

現行の金融安定化法のどの条項によって長銀は公的資金の申請をしようと考えているのか、また、どの条項を使ってくるであろうと大蔵大臣な金融監督庁長官は推察をしているのか、具体的な論議をこれから私したいので、まずお聞きをしたい。

○日野政府委員 お答えをいたします。この公的資金の注込は、今御指摘がありました法律に基づいて申請されるものと思ひいたしますけれども、いわゆる金融危機管理助成、十三兆円の世界を想定しているものと思ひますが、条文のどれに当たるか、あるいは審査基準のどれを用

いて申請してこられるかというところは、申請されて初めてわかることとございますので、私どもの方からこれは何とも申し上げられないことをお許しただきたいと思ひます。

○木島委員 そんなふらちな答弁をしないでくださいよ。

では、具体的に聞きますよ。

金融安定化法で公的資金投入の枠組みを決めているのは三条です。三条の三項で、公的資金投入ができる場合は二つのみだ、一号と二号のみであると書いてあるのです。一号の方は、いわゆる救済合併をしたその銀行に対する公的資金の投入です。二号の方は、一般銀行に対する公的資金の投入です。これは、合併を前提としない場合のその銀行に対するいわゆる自己資本増強のための公的資金投入です。ですから、私が聞いているのは、この一号を使うのか二号を使うのか、その質問であります。

ついでに言っておきます。その二号の中にイとロと二つあります。二つの場合しか公的資金投入ができないのです。体力増強のための一般銀行への公的資金投入は二つの場合しかない。イ、これは

当該金融機関等が内外の金融市場において資金の調達をすることが極めて困難な状況に至ることとなる等により、我が国における金融の機能に著しい障害が生ずることとなる事態

そういう場合か、もしくは

ロ 当該金融機関等が破綻し、それが他の金融機関等の連鎖的な破綻を生じさせることとなる等により、当該金融機関等及び当該他の金融機関等が業務を行っている地域又は分野において、企業の活動や雇用の状況に甚大な影響を及ぼす等経済活動に著しい障害が生ずることとなる事態

二つしかないのです。

これはどう違うかという、条文、難しいのですが、簡単に言えば、イは巨大銀行の場合、そういう場合であります。ロは地域の銀行を想定して

いると思ひます。

そこで、聞いていますのですよ。今回の長銀の住友信託銀行との合併によって、善処する、適切に対処すると皆さん方はおっしゃられている、そして今大問題になっているこの問題は、一号を使うのか二号を使うのか、二号の中でイかロなのか、このぐらいいまじめに答えてください。

○日野政府委員 お答えいたします。今御指摘のありました一号は、それは預金保険法でございしますので、恐らくそれには当たらないだろうと思ひます。

二号のどちらかという、あとはイとロしかございせんが、それはイであるか、あるいはロであるか、あるいは両方であるか、恐らく両方に当たってもそれは構わないのだろうと思ひますが、イであるかロであるか、それはやはり申請を待つて初めてわかることとありますので、ちょっとお答えを、それ以上は失礼させていただきます。

○木島委員 だんだんはつきりしてきました。二号を使うのだと。

今長官は、イかロか、どちらか申請されてみなければわからない、どちらも使ってくるかもしれない、こんな無責任な話はないですね。私、きのう大蔵省の官僚からレクを受けました。イかロか、どちらかはつきり決めなければいかぬのだと言っているのですよ。

では、聞きましょう。この三月の、二十一行です、一兆八千億円の公的資金を投入したのですが、それらの銀行が法三条二号のイを使ったのかロを使ったのか、ここでもちゃんと答弁してください。

○伏屋政府委員 お答え申し上げます。

個別の話じゃなくて、まさに三月の全体の話と

いうことで、先ほど先生が言われましたように、この金融安定化法の三条三項に当たるとは間違いないわけでございます、一号の場合は、これは破綻という状態が起きなければこの一号の方の適用はない

わけ、したがって、二号の方でございます。二号の一般金融機関としての適用で審査されたという事でござります。(木島委員「いや、だからイカロカです」と呼ぶ)

それは基本的にイの場合が多いと思いますが、そこはちょっと個別の話はわかりません。

○木島委員 もっと具体的に聞きたいのです。たった一行だけじゃないのですか、ロが使われたのは。あと全部イじゃないのですか。

では、これは審査委員長。

○佐々波参考人 三月時点につきましては、御指摘のとおりです。

○木島委員 もう時間のむだになりますから、そんなところで私、論争したくないので、事実ですから答えてください。イなんです、これは。要するに、大手銀行なんか使うのはイですよ。

そこで、次の質問に移りたいと思うんです。

金融安定化法三条三項二号イというのは、使う場合にはやはり二つの条件をクリアしなきゃいかぬと思うんです。法律上明らかです。よく聞いておいてください。

一つは、当該銀行が、経営の状況が著しく悪化している金融機関でない金融機関、非常に回りにくい法律であります。要するに、経営の状況が著しく悪化している金融機関には公的資金は投入できないということです。

もう一つのハードルはイですが、当該金融機関等が内外の金融市場において資金の調達等をする事が極めて困難な状況に至ることとなる等によって、我が国金融の機能に著しく障害が生ずることとなる事態、そういう事態を避けるためと要するに、つぶれてはいない、破綻はしていないけれども、非常に経営が厳しくなっている内外の金融市場から資金が取れなくなった、それを防いでやろうというのがこのイなんです。この二つのハードルをクリアしたときに初めて法は公的資金の投入を認めているわけでありまして。

そこで、まずその最初のハードルですが、現在の長銀が、果たして経営の状況が著しく悪化している金融機関でない金融機関と認められるかどうかの問題についてお聞きします。これは大変重要な要件であります。

政府は、この金融安定化法案を提出したときの通常国会で、こう再三答弁をしてきました。これは、破綻した金融機関には公的資金は投入しないということなんだ、健全な金融機関にのみ投入することなんだ、投入した公的資金は利息や配当がついて戻ってくるんだと盛んに強調したのです。国民から預かっている公的資金を政府の責任で毀損することができないからであります。当然です。

そこで、この条文を率直に読めば、現在の長銀に対しては公的資金の投入はできないはずであります。大蔵大臣は、当委員会でも盛んに、公的資金の投入を受けなければ長銀は破綻するとまで言い切りました。また、昨日でしたか、長銀は住友信託銀行と合併することによりなくなるんだとまでおっしゃったわけですね。長銀と住友信託銀行との合併比率は到底一対一ではあり得ない。まあ九対一ではないかなども既にマスコミは指摘をしているわけでありまして。

要するに、今長銀に公的資金を投入しても、投入した公的資金は戻ってこない。場合によっては九割ぐらい捨てることになる。そういう蓋然性が非常に高い、極めて高い、限りなく一〇〇%に近い、こう言わざるを得ないのではないんでしょうか。こんな状況の長銀を、経営の状況が著しく悪化している金融機関でない金融機関と認めることは、私はどだい無理があると思うわけです。そこで再三聞いているんです。どうでしょうか、大蔵大臣。

○宮澤内務大臣 先ほどからお話しの危機管理委員会の審査基準によりますと、「経営の状況が著しく悪化していないこと、それはどういふことであるかと言え、以下にのいすれにも該当しないこと」と書いてあります。

①最近三年間連続して、経常利益又は当期利益について赤字決算ないしは無配当となっている

こと。
②早期是正措置の発動区分としての第三区分(自己資本比率〇%未満)であること。

云々、この二つが基準によりますれば「経営の状況が著しく悪化していないこと」であります。

○木島委員 大蔵大臣は審査基準を持ち出してまいりました。そのとおり書かれております。私、そこが根本問題だと思っております。この法律の規定は先ほど私が述べたとおり。しかし審査基準の方は、基準の二の方であります。その中の基準一という部分であります。これが「申請金融機関等の経営の状況が著しく悪化していないこと」の具体的な解説といえます。場合を指摘して今答弁された二つのことを入れているんです。

要するに、これは極めていい、せつかく法律で公的資金の投入ができる場合を、一定程度枠をつくらねばならぬ。こういう二つの基準をつくらねばならぬ。これによって極めていいというのを私はこれから指摘をしていきたいと思うんです。

よくあることなんです。法律で一定の枠をつくらねばならぬ、よく自民党政府、これまでおやりになったように、政令とか省令とか通達でそれを勝手に変えてしまつて極めていいというものが行われたんじゃないか。税務行政ではそれは典型なんです。通達税制、税務行政。それが、この大変な問題である公的資金の投入の問題でもやられたんじゃないか。非常にこの基準は甘過ぎる、緩過ぎる。法律の縛りをすり抜けるような基準になっていないかという点で、具体的に幾つか指摘をしていきたいと思います。

最初の問題であります。最初の要件ですね。

「最近三年間連続して、経常利益又は当期利益について赤字決算ないしは無配当となっていること」、これじゃだめだと思いませんか。これは当たり前の事です。金融機関で三年間も赤字決算ないしは無配当、こんな金融機関はもう当然事実上の破綻状態。その場合だけ公的資金を投入できないんだ、それではいけません。以外に全部公的資金投入できるんだ、これじゃほとんど、私は、日本の銀行はこのハードルをクリアすることができないんじゃないかと言わざるを得ない。

そこで、金融監督庁ですか、お聞きをいたします。

大体これまで日本の金融機関で、三年以上にわたって経常利益、当期利益が欠損、赤字であり、無配当を続けること、これは極めて異常な事態だと思いませんか。めったにないんじゃないんです。これまで我が国でこれに該当する金融機関は何回、何件あったでしょうか。

○日野政府委員 お答えいたします。

直近のこの三期の決算を調べたところ、何行か今御指摘になったような、例えば三期連続で赤字であるとか、あるいは無配であるとか、あるいは無配または赤字といったところがござりますが、ここでも個別銀行のお名前……(木島委員「件数でいい」と呼ぶ)はい。件数は、三期連続で赤字のところは全金融機関の中で二行、三期連続で無配のところもやはり二行、それから三期連続で無配または赤字のところは、今申し上げましたその四行とはまた別の銀行でござりますが、一行でござります。

○木島委員 お聞きのとおりであります。たった五行しかない。それ以外は全部いいということ、これはもう事実上、公的資金投入はできないという足切りにならぬ、足切りの基準としてはないに等しいということではないんです。どうしてこんなゆるゆるの基準を持ち出したのか、審査委員長、答弁願いたい。

○佐々波参考人 若干つけ足して審査基準のことを申し上げたいと思ひます。それは、同基準のほかに、資本注入についてはその他五つの基準すべてを満たすということになっておりますので、御指摘のようなすくなく甘いということはないというふうに思ひます。

○木島委員 答弁してないんです。ほかのことは聞いていないんです。その基準、そのハードルについて高いか低いかを今論争しているんです。

よ。たつた五回しか経験のない日本金融機関史上、そんなものをハードルにしたらってハードルにならぬじゃないですか。

私はここで、どの銀行がこれに該当したか知っています。しかし、差し支えるから伏せますよ。本当に例外中の例外の場合だけでしよう。こんなものを基準にするという感覚がわからない。それで委員長に聞いているんです。何でこんな基準を引つ張り出してきたんですか。いや、委員長。

○日野政府委員 先ほどちょっと舌足らずだったことをお許しください。五行でございまして、それは第二地銀が除かれておりますので、そこをひとつ御配慮いただきたいと思ひます。

○木島委員 答弁になっていないから答弁してください。何でこんな基準を引つ張り出してきたのか。

○日野政府委員 先ほど申し上げました五行、これを仮に分子といたしますと、分母は主要十九行それから地方銀行でございます。

○木島委員 それはいいですよ。だから、もうほとんど足切りの基準にならぬということを言っているの、なぜこんな基準を後生大事に、基準一の著しく悪化していない金融機関の二つの要件のうちの第一に持ち出してきたのか、それを聞いています。何を参考にしてこんなことを持ち出したのか。原典といひますか、参考は何ですか。

○佐々波参考人 基準を定めた根拠という御質問でございますけれども、三年連続の赤字決算なし無配当をその要件と定めておりますのは、健全な金融機関であっても不良債権の償却等の結果一時的に赤字決算となるようなこともあり得るというところ、それから東京証券取引所の株券上場廃止基準というものを参考にいたしました。総合的に三年連続という案件を入れたということでございます。

○木島委員 そうなんです。こういう基準を持ち出してきた一つの大きな背景には、東証の上場

基準というのが参考になっていいます。私は、ですからとんでもないんじゃないかと。

株式上場して国民から資本調達を受ける資格と、金融機関の体力増強、自己資本強化のために国民の税金、公的資金を投入するその基準を同じような発想から持ち出されてきたものではたまたまいい、もつてのほかだと私は思ひます。そんな緩い基準で国民の財産が食い物にされたのではたまたまものじゃないと思うのですが、いかがでしょうか。大蔵大臣。東証の上場基準と公的資金を投入する足切りのための基準が同じ発想でつくられている。どう思ひますか。大蔵大臣。答えてください。

大蔵大臣の印象、御意見を聞いているんです。東証の上場基準とこの公的資金投入の足切りの基準が同じような背景のもとにつくられたものではちよつとおかしいじゃないですか。大蔵大臣、どう思ひますか。これじゃ緩過ぎませんか。

○宮澤國務大臣 私はそれを批判する立場にございませし、加えて、先ほど佐々波委員長が言われましたように、これだけで物が決まるのではない、審査委員会はいろいろなことを総合してお決りになるとおっしゃいました。

○木島委員 話題をそろさないでほしいのです。だから私は言ったのです。二つのハードルがある。そのうちの一つは、当該金融機関が著しく悪化しているかどうか。これが一番大きな問題なんだ。そうしたらそれを、審査基準で二つの要件をつくった。その二つのうちの一つがこれなんだ。そのぐらゐ重大な問題だから私は聞いているのです。

では、次の問題に移りましょう。二番目のハードルになりますか。早期は正措置の発動区分としての第三区分、自己資本比率〇%未満であること、これはだめだというのです。当たり前です。自己資本比率〇%未満、欠損ですよ。こんな当たり前。足切りの基準にならぬではないしは第二区分、自己資本比率が、国際統一

基準の場合四ないし〇、国内基準の場合二ないし〇、そういうものを第二区分としているようにです。そういう区分にある金融機関であつて、優先株式等の引き受け等を前提としない自己資本比率が一年経過後においても同区分にとどまる見通しであること。これも一回聞いただけじゃの、み込みないと思ひます。

要するに、国際基準が適用になる大手銀行ですか、こういう大手銀行については、四〇から〇%の状況である、しかもそれが一年間続くんじゃないかという場合はだめだというのです。国内銀行の場合は、自己資本比率が二%から〇%までの間にあつて、一年たつても変わらないんじゃないか、そういうものは公的資金投入できない、こういう意味なんですか。

それで、これ自体がもう全然足切りの基準になるハードルにはなっていないことだと思ひます。で、私、改めて銀行法施行規則の一部を改正する省令、自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ定める命令を持つてきました。非対象区分と第一区分、第二区分、第三区分と分けて非対象区分は、国際統一基準はもちろん八%、国内基準はもちろん四%、御案内のとおり。

第一区分は、国際統一基準の銀行は四ないし八%未満、国内基準の適用される銀行は二%以上四%未満。この第一区分の銀行に対しては、自己資本充実のための早期は正措置として何をやるかと、経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出及びその実行。

要するに、その場合は行政命令を発動しないわけですね。基準は切ったけれども、まだまあ頑張れる。ですから改善計画を提出させ、その実行を見守るといふ早期は正措置なんです。この四月から発動されている、一部延期されましたが。

問題は、第二区分です。今基準に触れた第二区分というのはどういう場合かという、国際統一基準は〇から四まで、国内基準の銀行は〇から二までなんです。これは強烈なんです。早

期は正措置というものは職権発動が入るのです。次の自己資本充実に関する措置に係る命令を発するといふのです。すこいすこい。

十項目並んでいます。例えば二番目「配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制」、それから五番目「一部の営業所における業務の縮小」、六番目「本店を除く一部の営業所の廃止」、七番目「子会社又は海外現地法人の業務の縮小」、八番目「子会社又は海外現地法人の株式又は持分の処分」。すさまじい業務命令ですよ。半分、銀行の息の根をとめるようなそういう、これは大蔵大臣なんですよ。法律が変わつたから金融監督官長官なのか定かではありませんが、そういう職権発動ができるのが、すべきなのが第二区分なんです。

第三区分というのは、〇%未満ですね。これはどういふことを書かれているかというと、「業務の全部又は一部の停止」。要するに、もうその銀行はおしまい、引導を渡す、それが第三区分なんです。

ですから、そんな第三区分でないことを公的資金投入の足切り基準に持ち出すなというのにはナセン、本当にナンセンス。第二区分だって、こんな強権発動をされるような銀行が公的資金を受け取つて、果たして無事安泰でしょうか。

どうですか。何でこんな緩い二番目のハードルをつくつたのでしょうか。委員長、答えてください。

○佐々波参考人 ただいまの御質問にお答えしたいと思ひます。ただいま御指摘のありました法第三第三項二号というのは、経営の状況が著しく悪化していないことを要件としてあり、現在の経済金融事情を踏まえて、仮に第二区分である場合には、自助努力で一年後に第一区分に上がる見通しであるとの厳格な条件でございます。そのもとでの資本注入を可能にしたものであり、もとより、先ほどの御指摘にありましたような他の条件を満たさなければ資本注入ができないということでございます。で、先ほど申し上げましたように、他の基準と相

まて適切な判断が可能というふうに考えております。

○木島委員 本場に、そらさないでほしいんです。

他の基準も問題ですよ。しかし私は、二つのハードルのうち決定的に重要なハードルがここだと。この法律を読んでいるから、読み込んでから質問しているんです。そうしたら、基準がつけられた、二つのハードルがつけられた。しかし、その一つのハードルは赤字か無配か、こんなの全然ハードルにならぬ。もう一つのハードルがこの早期は正措置と連動させてのハードルだというんでしょ。これも、私言ったように全然ハードルになっていない。

ハードルになっていない根拠に、もう一つ私言います。

今回、長銀がみずから自主的に経営改善策を出してきたでしょう。すごいですよ。会長、頭取、副頭取、役員報酬の削減、旧経営陣からの退職金、退職慰労金の返還の要請、人員の削減、海外業務からの全面撤退。どうでしょうか。今長銀がまさにこれに着手しています。お聞きするところ、もう海外業務はかなり減っていると聞かれています。長銀がやっていることは、さっきの早期は正措置の区分に比較したら、どうでしょう。第二区分、海外現地法人の業務の縮小です。緩いですよ。だから今長銀は、早期は正措置の第二区分より厳しいことをやっている。私は、これは第二区分と第三区分の真ん中だと思ふんです。第二区分は海外業務の縮小、第三区分は業務全部停止でしょう。

ですから、今長銀がおやりになっていることは、第二区分と第三区分の間ですよ。逆に言うところ、これは逆に読めるんです。長銀の自己資本比率はそんなところにある、要するに限りなく〇に近い状況にあると読み取れるんです。今首を縦に振っておられましたか。

そうしますと、私は、もう時間が本場に迫っておりますが、著しく経営が悪化しているかどうか

の問題ですね。大問題に今まで議論されてきたが、この問題一つ照らしても、今の長銀に公的資金を投入する条件は全くない。考えられずらしいと思わざるを得ないんです。だから宮澤大蔵大臣は、長銀はもうなくなるんだと盛んにおっしゃっているんだと思ふんです。どうでしょう、大蔵大臣。

とてもこんなところに公的資金は投入できない、法律を前提にしても。日本共産党は、これは悪法だ、撤廃するしかないと考えています。ほかの野党の皆さんも、十三兆円はだめだと言っております。この法律に照らしたって、こんなゆるゆるの基準に照らしたって、長銀に金を入れるなんというの、到底まともな法律感覚なら出てこないんです。大蔵大臣、どうでしょう。

○日野政府委員 確かに、今御指摘がありましたように、長銀は、リストラ計画の中で海外からの全面撤退をしたいということをやっているわけですが、委員は銀行法の施行規則とリンクしてお話しになりましたが、それは、銀行法施行規則の方で言うところの第二区分に、だからといって当たるといふふうには決して言えないのではないかと。あくまでもそれは長銀の自発的な意思といえますか、でもってそこを執行するというだけでありまして、たまたま字句が非常に類似しているということではあっても、決して、銀行法に基づいてそういうことを行う、だから私も銀行法に基づいてそういうことを、早期は正措置を発動しようということではございませんので、そこはひとつリンクせずにお考えいただければありがたいと思ひます。

○木島委員 リンクしなかつたってリンクさせるように基準がつくられているから聞いているのです。私は、最初に二つの条件と言いました、ハードルと言いました。もう一つのハードルの問題、当該金融機関が内外の金融市場において資金の調達をすることが極めて困難な状況に至ることとなるかどうかについてもいろいろ聞こうと思ひました

が、もう時間がなくなつてしまいましたので終わりますが、私は今、金融安定化法、審査基準に照らししても、長銀に対する公的資金の投入は許されないということをはっきりさせてきたつもりであります。それにもかかわらず、政府や大蔵大臣らが公的資金の投入をやるんだということは、逆に金融安定化法の悪法ぶりを証明するものにはかならずないと思います。この法律と審査基準が存続、存在する限り、政府は、このいいかげんな法律と基準によつて、国会にも諮らずに、自由自在に公的資金の投入ができるということの意味するわけであり

ます。長銀に対する公的資金の投入反対の世論は七七％になっていると昨日も指摘がありました。そのためには、何としてもこの法律を廃止させることが中心的課題だと考えます。日本共産党はそのために全力を挙げ、今全野党が長銀への公的資金投入に反対しておりますから、ひとつ全野党一致して、金融安定化法廃止のために共同して頑張ることが大事だということを強調いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○相沢委員長 これにて木島君の質疑は終了いたしました。

次に、秋葉忠利君。

○秋葉委員 長銀の問題、私たちもこの問題について非常に大きな疑問、たくさんございますので、引き続きこの問題について伺いたいと思ひます。

先日、小淵総理大臣は、住友信託銀行の高橋社長を官邸に呼びつけてと言った方がいと思ひますけれども、あつせん行為を行った、非常に強制的に吸収合併、あるいは住信側で受け入れを行うような要請を行ったわけですが、こういうことあるのか、伺いたいと思ひます。

○日野政府委員 総理は、総理府の主任の大臣として、金融監督庁の事務を分担管理するとともに、信用秩序の維持と国民経済の健全な発展等を目的とする銀行法等による権限を金融監督庁に委任しております。つまり、銀行の合併は、法律では内閣総理大臣が認可すべきことになっており、長官に委任されております。それがまず法律上の権限ということになるかと思ひます。

○秋葉委員 特定合併の場合には金融監督庁の長官があつせん行為をすることになっているというふうに記憶しておりますが、ちょっと記憶が確かでないの、法律的にどの法律の何条だったか、御確認いただけませんか。

○日野政府委員 お答えいたします。

特定合併では、今回の場合は違ひまして、銀行法上それから信用金庫……(秋葉委員)違ひのわかつているんです。だから、法律の条文を聞いているんですと(呼ぶ)銀行法の方でござい

ますか、それとも特定合併(秋葉委員)「特定合併」と呼ぶ)特定合併の方は、ちよつと今にわかにお答えはできませんが……。

○伏屋政府委員 法律の条文に限つてお答えいたしますと、預金保険法第六條の三に特定合併のあつせんといふことで、内閣総理大臣はあつせんを行うことができるというぐあい書いてございます。

○秋葉委員 そのあつせん行為が行われた。行われたかどうかはちよつと議論になりましたけれども、最近の例で、実はあつせんをしていないんだという議論がありましたけれども、福徳銀行の際には、この特定合併という形で事実上あつせんが行われたというふうに理解しておりますけれども、それでよろしいんですか。

○伏屋政府委員 その前にちよつと、預金保険法の附則の六條の三でございまして、それだけ訂正させていただきます。

○日野政府委員 お答えいたします。

特定合併のあつせんとして、今委員が御指摘になりました福徳となにわのケースにつきましまして、まだ金融監督庁が発足する以前でござい

たので、当時、大蔵大臣の権限とされておりました、大蔵大臣があつてなされたものと承知しております。

○秋葉委員 現在の時点で福徳となにわが合併するということになれば、当然金融監督庁の長官があつてなされるという解釈でよろしいでしょうか。よろしいといううなずきがありましたので、それで先に進めますが、その規模の場合の特定には法律上の明文の規定がございます。

しかるに、今回話題になっております長銀と住信の場合には、こういったあつてなされる行為を行うべきであるという法律上の明文規定された条文がないというふうに理解をしておりますが、それはそれで非常に重要な問題である、緊急事態であるというので、先ほど引用された銀行法のより大きな目的のためにこういった行動をとるということ

は、それは可能なことだというふうに理解をしておりますが、こういった明文規定がないにもかかわらずあつてなされる行為を行うというのは、事の重大性、緊急性によつてのみこれは根拠を得る問題だというふうに考えます。

その緊急性、そして重大性というのは、実は長銀の現在の状況が破綻間近になっているということではないかというふうに考えますが、この点について、先ほど御指摘がありましたように、宮澤大蔵大臣が破綻の可能性について何度か言及をされております。

その中で特に伺いたいのは、海外の銀行への影響が非常に大きいということをおっしゃっているわけですが、海外の銀行があるいはどういう金融機関にどんな影響があるのかということ具体的には御説明いただけないでしょうか。

○日野政府委員 お答えいたします。

長銀は、平成十年の三月末現在で、海外に支店及び現地法人等を四十六拠点持っております。営業を展開しております。国際的な活動を行っているところがございます。リストラ発表時では、大分減少いたしましたして、三十四拠点になっております。

また、長銀の海外の関連の取引量を見ますと、本年七月末現在では、海外向け貸し出しについては千二百八十社に対して総額約二兆四千六百億円を与信しております。

それから、デリバティブ取引につきましては、想定元本ベースで千四百四十四社、約四十兆円のうち半分強に当たる約二十二兆円が海外金融機関等百三十社との間の取引に当たっております。

このように、長銀は、多数の海外の金融機関等を相手方として取引を幅広く行っているところでございます。

○秋葉委員 答えになっていないのですが、我々が認識をしているところでは、長銀はそういった海外の業務からもう既にほとんどの部分撤退を始めているということですね。だから、それが今後起こる破綻の結果ではなくて、先ほどのお話では、長銀の自発的な行動によつてそういった海外業務から既に撤退をしているという話ではありませんか。そのことを破綻の結果だというふうにとらえてくるのは、ちょっとこれは詭弁じゃないかと思うのですが、そこはどうか。

○日野政府委員 お答えいたします。

今申し上げましたように、大変数も多うございすし、それから与信の金額も高額に上ります。そういったことで、急にきょうぱつとやめてしまふということはやはりなかなか難しいのではなからうかと思ひます。

○秋葉委員 やめてしまふのは難しいんじゃないだらうかと言っていることを実際長銀はやっていくわけでしょう、自分の判断で。それはいいのですか、それじゃ。

○日野政府委員 お答えいたします。

取引から考えますと、やはり数カ月ぐらひの余裕が必要ではないかというふうに考えます。

○秋葉委員 宮澤大蔵大臣に伺いたいのですが、先日大蔵大臣が発言をなさった、海外の銀行に大きな影響があるということは、具体的にどのような内容を指しているのでしょうか。今金融監督

庁の長官がおっしゃったようなことを念頭に置いていらしたのでしょうか。

○宮澤大蔵大臣 今のお話のとおり、仮に任意で撤退をするということになりますと、一定の計画に基づいて一定の時間にそれを行うことができません。しかし、ある日突然破綻という場合には一切のことが突然起こるわけでございますから、その際に起こる混乱というものと、任意に時間をかけてやるケースとは私は一緒にならないと思ひます。

実際、破綻ということがある日突然起こりましたら、これはもう何らの対策もできない、一種のパニック的な状況になることはしばしばございすから、そういうことがやはり基本的に、千以上の取引がございす、また四十幾つの店があれは、ある日突然に窓を閉めるといったようなことは、これはやはり大変な影響を及ぼすと思ひます。

○秋葉委員 だからこそ、例えば早期は正措置とといったようなことで、銀行の経営状態を見ながらさまざまな段階における改善命令その他を出すというところになっているというふうにシステムを理解しておりますが、今のお話ですと、現時点ですういった改善命令を出していない。破綻、いつときになつたかという営業がとまってしまうと大きな影響が出る。にもかかわらず、そのことがわかつたさいにやうな命令は金融監督庁も大蔵大臣としても長銀には出してないし、出してこなかったというところになります。それはある意味で市場の健全性を守る金融監督庁の主たる任務、これの十分な機能を果たしていないという結果になるんじゃないですか。

○日野政府委員 早期は正措置は、ことしの四月から導入されたものでございますが、まだ金融監督庁としては発動した実績がございません。

しかし、私どもは、その発動の前提としては、やはり銀行の内容をよく調べるということがまず前提にならうかと思ふということで、大手十九行

に対する検査を一齐に今開始させていただいたところでございまして、この結果によりましては早期は正措置の発動もあり得べしということだろうかとと思ひます。

○秋葉委員 この問題とちょっと離れまして、今の問題についてはまた機会を改めて申し上げたいと思ひますが、時間がほとんどありませんので、もう一点伺いたいと思ひます。それは、たびたびこの委員会ではほとんどすべての委員が要求をしている情報の開示という点です。

昨日もこの点について質問をいたしました。長銀の個別の融資先についての詳細な情報をきちんと開示すべきであるということを申し上げておりますが、例えばこれを非常に限った形で、第一分類というところではほとんど支障がないでしょうから、例えば第一分類というものは、これは健全な、しかも善意の借り手でちゃんと利払いも行われているというところでそれから世間的な影響はほとんどないわけですから。それから借手の側から考えれば、これは有価証券報告書等、さまざまな公的な機関にどのくらいの融資があるかというものは公表されていることですから全く問題はないわけですから、その分類に限っても公表することはできるはずだと思ひますけれども、そんなこともお考えになりませんか。

○日野政府委員 お答えいたします。

たびたび御答弁申し上げているところでございますが、現在の銀行法の体系からいいますと、来年三月期から施行されます連結ベースでのいわゆるリスク管理情報の開示というのが法律上銀行に対して罰則つきで求められていることとございまして、それ以上のことを私どもが金融機関に対して、つまり法律にないことを求めるということでは、私どもとしてはちょっと強制することもできません。

ただ、かねてから申し上げておりますように、それは銀行によりましては、恐らく自信のあるところと、地方銀行の幾つかはもう既に開示をしておられるところもあるようですけれども、自

発的に開示をされるだろう。それに対して、私もがそういうことをやめなさいと言ったりするよ
うなことは毛頭考えておりません。

○秋葉委員 情報の開示がなくて、この長銀に對する公的資金の投入についての国民的な世論がで
きるとは私は思っておりません。そのことについ
ては、野党側各党、何度も指摘しているところで
すけれども、そういった点が非常に私は重要では
ないかと思ひます。

しかも、第一分類といっても、その事情によつ
ては、状況によつては簡単に第三、第四分類に
入ってしまうような状況にあるというところが実
は非常に問題なんで、第一分類も含めて情報の公
開が一切できないということは、情報公開をする
ことによつて、実は日本の金融界の、非常に複雑
だけれども、もろく、しかも最悪の状況にあるこ
とがわかってしまふ、それに対する十分な準備が
行われていないということを著々本能的に皆さん
が感じていらっしゃるからではないかと思ひま
す。

そのことについて関連して伺いたいと思ひま
すけれども、今回の金融再生トータルプラン、それ
からそれ以前も含めてですけれども、重要なコー
ナーストーンの一つが、債権の、これは担保に
とつた土地、この資産の流動化を図るということ
で証券化を行うということがSPC法の中にこれ
は盛り込まれていくわけだけれども、このSPC
C法について、証券化しようという方向性、これ
はまあそれなりに健全ではあるわけだけれども、
も、本場にこういつた証券化した場合に市場が形
成できるのかどうか、大蔵大臣に伺いたいと思ひ
ます。

○宮澤国務大臣 その問題は私も実は重大な関心
を持っておりまして、おっしゃいますように法的
な整備をいたしつゝあるわけで、SPCはもう既
に成立させていたいただきましたわけでございます
が、我が国にそういう慣習がございませんでした
ので、にわかに市場が育つだろうかどうだろう
か。場合によりましては、あるいは外国系の人が

それを使うということあたりから始まるのかもしれ
ませんが、何としてもこの証券化は将来に向
かつて伸ばしていかなければならないと思ひます
ので、市場が進みますように政府としてもあらゆる
側面的な努力をいたさなければならぬと思ひ
ております。

○秋葉委員 証券化できるように努力をされると
いうことですけれども、実は、この証券化ができ
て市場ができるかどうかでもないことが起こつてし
まう。第一分類が第三、第四分類に簡単に落ちて
しまふというような構造に実はなつていっているとい
う指摘がございます。多くの識者が指摘をしていま
すけれども、中でも、大前研一氏の指摘が非常に
わかりやすいと思うので、簡単に御紹介しながら
御意見を伺いたいと思ひます。

例えば、現在の日本の市場では、地価二億円な
ら二億円のものに二十六億の権利が設定されてい
る。簡単に言つてしまふと、それが証券化された
場合には、事実二十六億が現在の二億円の価値に
なつていくけれども、二十六億借りている借り手
がきちんと利子払つていける、第一分類になつて
いくという状況があつても、証券市場が実際に形
成されると、そこで万一口いつたものが売られ
されるとそれは二億の価値になつてしまふ。時価
評価によつて結局その低当に入つていく担保は、
二十六億というブックバリューではなくて時価の
二億で再評価をしなくては行かなくなる、途端に
分類は三あるいは四に落ちるということになる
と、これはもうほとんど金融業界の大変動、株の
大暴落等につながつてもおかしくはないという議
論ですけれども、大蔵大臣はどういうふうにお考
へになりますか。

○宮澤国務大臣 大前さんのそのお話は私も読ん
でおります。一種の経過期間にどうするとかいろ
いろな問題はあるように思ひますし、それは検討
いたさなければなりません、やはり物の価格とい
うのは時価で決まる、そういう原則というの
は、やはりだんだんそこへいきまないと本場の市
場経済、自由競争というのとはできないのではな
い

か、基本的には私はそういう受け取り方をしてお
ります。

○秋葉委員 いや、直接お答えいただけでない
わけですけれども、その時価で評価をするという
こと、現在のようないかなる非常にゆがんだ日本の金融界
の状況の中でSPC法の精神にのつとて証券市
場をつくらう、証券化を行うということと同時に
やると、先ほどからずっと私が申し上げておりま
す破綻の方向に実は同時に突き進んでしまふ、そ
ういう相矛盾することを一緒にできるのかという
のが私の質問の趣旨なんですけれども、もう質問
時間がございませんで、最後に一言で大蔵大
臣、その方向性について御意見を伺いたいと思ひ
ます。

○宮澤国務大臣 率直に申しまして十分そこを考
え詰めておりませんが、何か計画的な措置を考え
なければならぬ。ただ、行く行くはやはり時価
というものがプリベールするだろうというふう
に思つております。

○秋葉委員 質問を終わります。

○相沢委員長 これにて秋葉君の質疑は終了いた
しました。

次回は、明三日月曜日に委員会を開会すること
とし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時六分散会

平成十年九月十一日印刷

平成十年九月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局